第 7 回

北 但 合 併 協 議 会会 議 資 料

日 時 平成15年7月23日(水) 午後1時30分

場 所 県立城崎大会議館

目 次

	会議次第	P1~P2
	経過報告等	P 3 ~ P 4
報告第 19 号	新市名称募集の応募結果について	P 5
報告第 20 号	住民説明会の開催結果について	P 6
報告第 21 号	新市の将来構想案について	P 7
協議第 22 号	地方税の取扱い(その1)について	P 8
協議第 23 号	総務関係事務事業の取扱い(その1)について	P 9
協議第 24 号	企画関係事務事業の取扱い(その1)について	P 10
協議第 25 号	税務・住民関係事務事業の取扱い(その1)について	P 11
協議第 26 号	老人福祉関係事務事業の取扱い(その1)について	P 12
協議第 27 号	社会福祉関係事務事業の取扱い(その1)について	P 13
協議第 28 号	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について	P 14
提案第9号	慣行の取扱いについて	P 15
提案第 10 号	企画関係事務事業の取扱い(その2)について	P 16
提案第 11 号	老人福祉関係事務事業の取扱い(その2)について	P 17
提案第 12 号	健康・保健関係事務事業の取扱い(その1)について	P18~ P19
提案第 13 号	社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について	P 20
提案第 14 号	環境関係事務事業の取扱い(その1)について	P 21
提案第 15 号	建設関係事務事業の取扱い(その1)について	P 22
	参考資料	P 23 ~

第7回北但合併協議会会議次第

と き 平成 15 年 7月 23 日(水)午後 1 時 30 分 ところ 県立城崎大会議館

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 経過報告等
- 4. 会議録署名委員の指名

委 員 委 員

- 5. 議事
- (1)報告事項
 - ①報告第 19 号 新市名称募集の応募結果について
 - ②報告第 20 号 住民説明会の開催結果について
 - ③報告第 21 号 新市の将来構想案について
- (2)協議事項
 - ①協議第 22 号 地方税の取扱い(その1)について
 - ②協議第 23 号 総務関係事務事業の取扱い(その1)について
 - ③協議第 24 号 企画関係事務事業の取扱い(その1)について
 - ④協議第25号 税務・住民関係事務事業の取扱い(その1)について
 - ⑤協議第 26 号 老人福祉関係事務事業の取扱い(その1)について

- ⑥協議第 27 号 社会福祉関係事務事業の取扱い(その1)について
- ⑦協議第28号 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について

(3)提案事項

- ①提案第 9 号 慣行の取扱いについて
- ②提案第 10 号 企画関係事務事業の取扱い(その2)について
- ③提案第 11 号 老人福祉関係事務事業の取扱い(その2)について
- ④提案第 12 号 健康・保健関係事務事業の取扱い(その1)について
- ⑤提案第 13 号 社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について
- ⑥提案第 14 号 環境関係事務事業の取扱い(その1)について
- ⑦提案第 15 号 建設関係事務事業の取扱い(その1)について

6. その他

- ①第8回協議会の開催について
 - (1)日 時 平成 15 年 8 月 27 日 (水) 午後 1 時 30 分~
 - (2)場 所 じばさんTAJIMA
 - (3)報告・協議・提案事項
 - ○庁舎の方式メニューについて
 - ○新市の将来構想について
 - ○議会の議員の定数及び任期検討小委員会の検討経過について
 - ○事務事業一元化調整案について

7. 閉 会

経過報告等

1.前回の協議会において課題となった事項について

合併協定調書への理由明示について 事務事業一元化調整のあり方について 合併協定項目分類のあり方について 協議会へ提案される一元化調整案の件数について

2 . 幹事会・専門部会・分科会の開催状況について

第8回幹事会

日 時 7月9日(水)午前9時30分~

場 所 合併協議会事務所 会議室

内容 1) 第7回協議会資料について

2) 事務事業一元化調整について

専門部会・分科会の開催状況については、別添「参考資料(P25)」のとおり

3 . 各小委員会等の開催状況について

第 11 回新市まちづくり検討小委員会

日 時 7月3日(木)午後1時30分~

場 所 合併協議会事務所 会議室

内容 1) 新市まちづくり検討小委員会における意見及び対応状況について

- 2) 将来像を実現するための方策を考えよう (基本方針のテーマ、地域構造図の検討)
- 3) 次回の意見取りまとめ内容について

第9回新市庁舎等検討小委員会

日 時 7月4日(金)午後1時30分~

場 所 合併協議会事務所 会議室

内容 1) 庁舎のあり方について

第12回新市まちづくり検討小委員会

日 時 7月10日(木)午後1時30分~

場 所 合併協議会事務所 会議室

内容 1) 将来構想とりまとめ

(基本方針の内容確認等)

2) 将来構想案報告書(案)の確認

第9回新市名称検討小委員会

日 時 7月11日(金)午後1時30分~

場 所 合併協議会事務所 会議室

内 容 1) 新市名称募集の応募結果について

- 2) 有効応募名称について
- 3) 名称選定に向けた今後の取組みについて

新市まちづくり検討小委員会将来構想案報告書(案)点検確認作業

日 時 7月15日(火)午前9時~

場 所 合併協議会事務所 会議室

内容 1) 将来構想案報告書(案)の確認

第4回議会の議員の定数及び任期検討小委員会

日 時 7月16日(水)午後0時30分~

場 所 合併協議会事務所 会議室 他

内容 1) 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会視察

2) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

第 10 回新市庁舎等検討小委員会

日 時 7月18日(木)午後1時30分~

場 所 合併協議会事務所 会議室

内容 1) 庁舎のあり方について

報告第 19 号

新市名称募集の応募結果について

新市名称募集の応募結果について報告する。

平成15年7月23日報告

新市名称募集の応募結果について

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

新市名称募集の応募結果について、別紙のとおり報告する。

平成15年7月 日承認

新市名称募集の応募結果について

1. 公募期間 : 平成 15年5月15日(木)~6月30日(月)

郵送については、締切日当日の消印有効

2. 市町別・方法別応募件数

(応募数=件:構成比:人口比率=%)

	専用ハガキ	官製い。‡	封 書	応募用紙	メール	フ ምሃ 尔	学 校	計	構成比	人口比率
豊岡市	551	84	20	664	91	90	769	2,269	40.1	50.9
城崎町	48	5	1	123	16	4	123	320	5.7	4.6
竹野町	78	7	4	112	9	10	265	485	8.6	6.3
日高町	215	40	13	191	21	34	656	1,170	20.7	19.9
出石町	119	24	7	163	13	20	278	624	11.0	12.1
但東町	84	7	9	115	8	11	151	385	6.8	6.2
小 計	1,095	167	54	1,368	158	169	2,242	5,121	92.9	100.0
県 内	6	21	4	42	30	4	137	244	4.3	0.0
県 外	5	26	4	25	73	10	16	159	2.8	0.0
合 計	1,106	214	62	1,435	261	183	2,395	5,656	100.0	100.0
構成比	19.6	3.8	1.1	25.4	4.6	3.2	42.3	100.0		

注1) 県内は1市5町を除く、県内からの応募。

3.年齢別の応募内訳

	0 ~ 12	13 ~ 22	23 ~ 29	30 ~ 39	40 ~ 49	50 ~ 59	60 ~ 69	70 ~ 79	80 ~	年齢無	計
応募数	1,227	1,434	163	318	418	602	676	522	158	138	5,656
構成比	21.7	25.4	2.9	5.6	7.4	10.6	12.0	9.2	2.8	2.4	100.0

4. 応募総数の内訳

区分	件数	構成比
有効数	5,264	93.1
無効数	392	6.9

有効数の内訳は、別添「新市名称応募一覧」(参考資料: P26~49)のとおり。

注2) 人口比率は、平成15年7月1日現在における人口(94,035人)に対する比率を表す。

報告第 20 号

住民説明会の開催結果について

住民説明会の開催結果について報告する。

平成15年7月23日報告

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

住民説明会の開催結果について

住民説明会の開催結果について、別紙のとおり報告する。

平成15年7月 日承認

各市町の	豊岡市(12会場 486人) 城崎町(1会場 100人) 竹野町	丁(3会場 249人)					
開催回数と	日高町(6会場 691人) 出石町(5会場 287人) 但東町						
参加者人数	合計(30会場 2,171人)						
	・新市の庁舎に関すること						
	・新市の財政見通しに関すること						
	・議員に関すること	その他、主な質問として ・施設整備に関すること ・地域の名称及び大字名等に関すること					
	・合併後の旧市町の展望に関すること	・・地域部議会の設置に関すること ・・地域審議会の設置に関すること ・・住民投票に関すること					
主な質問	・住民サービスと公共料金に関すること	・合併の必要性に関すること ・合併協議会の組織に関すること					
	・新市の名称に関すること	・公民館の機能に関すること ・道路整備に関すること					
	・合併のメリット・デメリットに関すること	・学校統合に関すること ・若者へのPRに関すること					
	・財産の取扱いに関すること	など					
	・アンケート調査結果に関すること	T					
	・周辺町が寂れる懸念に関すること						
	・住民サービスと公共料金に関すること	···· その他、主な意見・提言として					
	・行財政改革に関すること	・合併に対する不安に関すること ・・ 若年層の合併協議への参画に関すること					
	・新市の庁舎に関すること	と・・・アンケート調査結果に関すること					
	・新市の議員に関すること 	・各種施設整備の要望に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
主な意見・提言	・わかりやすい情報提供に関すること	・新市の特色などまちづく りに関すること					
	・新市の名称に関すること	・合併前の事業執行に関すること ・・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
	・住民サービスの偏りへの懸念に関すること	·学校の統合に関すること …・産業振興の重要性に関すること					
	・協議会、小委員会に望む委員の姿勢に関すること	など 					
	・定住対策などまちづくりに関すること						
	・道路整備などまちづくりに関すること						
	・事務事業の一元化による行政のスリム化が必要である。						
	・住民負担を増やさない努力をしながら、スリム化を進める。						
	・地域審議会の効率的運営を望む。						
	・声の広報(朗読ボランティア)は効果的である。有効である。						
	・文化ホールを建設してほしい。						
要望事項等	・道路網の整備、交通の利便性の向上を図られたい。						
	・合併後のメリットを財政の改善状況等数字で具体的に示してほし	ال ال					
	・身近な行政サービスがどうなるのか、情報提供してもらわないと	ニ判断できない。					
	・合併協議に住民の関心がないので、改善すべきである。						
	・議会議員数の減少が合併の効果であると説明会資料に書いてある	るが、人数を減らして 					
	十分に住民の意見が行政に伝わるか、疑問である。						

報告第 21 号

新市の将来構想案について

新市の将来構想案について報告する。

平成15年7月23日報告

北但合併協議会 新市まちづくり検討小委員会 委員長 大 橋 直 人

新市	の将す	K構想	多に	71.	17
ボリ リリ	ひノ1寸ノ	ヘルボック	*IC	・ノレ	1 C

新市の将来構想については、新市まちづくり検討小委員会において検討中であるが、別冊のとおり構想案としてまとめたので報告する。

平成15年7月 日承認

協議第 22 号

地方税の取扱い(その1)について

地方税の取扱い(その1)について協議する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

地方税の取扱い	協定番号	8
1.個人市(町)民税に係る不均一課税の取扱い ー元化・不均一課税の必要はなく、所得割は現行の税	変を新古に	리 李继

- とする。 2.軽自動車税に係る不均一課税の取扱い
 - 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。

ぎ、均等割は地方税法に基づく5万人以上の市に係る標準税率(2,500円)

- 3.市(町)たばこ税に係る不均一課税の取扱い
 - 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。
- 4.入湯税に係る不均一課税の取扱い 城崎町の例を基本に一元化した上で、合併年度に限り不均一課税を採用 する。
- 5.鉱産税に係る不均一課税の取扱い
 - 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。
- 6. 固定資産税に係る不均一課税の取扱い
 - 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。
- 7.特別土地保有税に係る不均一課税の取扱い
 - 一元化、不均一課税の必要はなく、現行の税率等を新市に引き継ぐ。

継続審議(全件	•)	
平成 1 5 年	月	日確認(全件	•)

心

策

整

案

合併により人口規模が9万人余りになることから、均等割に係る標準税率 が現在の2千円から2千5百円になる。

地方税法

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の 標準税率は、次の表の左欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該右欄に掲げ る額とする。

市	町	村	税	率	
(1)人口50万	う 人以上の市		年 額	3,00	0 円
(2) 人口5万人	、以上50万人	、未満の市	年 額	2,50	0 円
(3) (1)及び(2)の市以外の市	ī及び町村	年 額	2,00	0 円

合併特例法の規定に基づく不均一課税を採用する必要はなく、現行のと おりとする。ただし、均等割については、市町の条例で変更することがで きないため、合併後において最初に到来する4月1日から、法律どおりの 対 税率を適用し2,500円/年・人とする。

1.制度・組織等の存廃 存 続

2.制度・組織等の一元化 不 要 (均等割の区分が変更になる)

協定細目 地方税の取扱い

3.廃止又は一元化の時期 均等割:合併後最初に到来する4月1日

4. 一元化の方向

給付助成等 該当なし 資格基準等 該当なし

住民負担等 地方税法の規定に基づき一部増額する。

組織事業等 該当なし 支援体制等 該当なし 設備環境等 該当なし 加入組合等 該当なし 関連団体等 その他の事項

町

該当なし 減免基準・納税義務者等の課税事務については、 各種事務事業の取扱いにおいて別途に調整する。

但

各 πī HT ٦ お け 務 業 ത 現 況 る

HT.

野

1.均等割税額

豊

題

点

 ∞

税率 2,000円/年・人

標準税率 (人口5万人未満の市区町村)

圙

市

28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)

2. 所得割税率

X	分	税率
200万円以下	の金額	3.0 %
200万円を起	える金額	8.0 %
700万円を起	える金額	10.0 %

税率は、全て標準税率。ただし、700 万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)

3.納 期

年 4 期 (6月・8月・10月・1月)

1.均等割税額

城

税率 2,000円/年・人

標準税率 (人口5万人未満の市区町村) 非課税基準

HT.

28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)

禬

2.所得割税率

X	分	税	率
200万円以下	の金額	3.	0 %
200万円を超	える金額	8.	0 %
700万円を超	える金額	10.	0 %

税率は、全て標準税率。ただし、700 万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)

3.納 期

年 4 期 (6月・8月・10月・1月)

1.均等割税額

竹

税率 2,000円/年・人

標準税率 (人口5万人未満の市区町村) 非課税基準 28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)

2. 所得割税率

X	分	税	率
200万円以下	の金額	3.	0 %
200万円を超	える金額	8.	0 %
700万円を超	える金額	10.	0 %

税率は、全て標準税率。ただし、700 万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)

3.納期

年 4 期 (6月・8月・10月・1月)

1.均等割税額

税率 2,000円/年・人

 \Box

標準税率 (人口5万人未満の市区町村) 非課税基準

28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)

高

町

2.所得割税率

X	分	税	率
200万円以下	の金額	3.	0 %
200万円を超	える金額	8.	0 %
700万円を超	える金額	10.	0 %

税率は、全て標準税率。ただし、700 万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)

3 . 納 期

年 4 期 (6月・8月・10月・1月)

1.均等割税額

税率 2,000円/年・人

出

標 準 税 率 (人口 5 万人未満の市区町村) 非課税基準

28万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(19万2千円)

石

2. 所得割税率

	X	分	税	率
2 0	0 万円以下の金	額	3.0) %
2 0	0万円を超える	金額	8.0	0 %
7 0	0万円を超える	金額	10.0	0 %

税率は、全て標準税率。ただし、700 万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)

3.納期

年 4 期 (6月・8月・10月・1月)

1.均等割税額

税率 2,000円/年・人

標準税率 (人口5万人未満の市区町村) 非課税基準 28万円×(本人+扶養親族等の人数)+

加算額(19万2千円)

東

町

2. 所得割税率

X	分	税	琌	<u>«</u>
2 0 0 万円以7	下の金額	3.	. 0	%
200万円を起	超える金額	8 .	. 0	%
700万円を起	習える金額	10.	. 0	%

税率は、全て標準税率。ただし、700 万円超は附則に基づく軽減後。 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+ 加算額(36万円)

3.納 期

年 4 期 (6月・8月・10月・1月)

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に 関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の 価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい 差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく 衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の 属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度と して課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

制限税率 = 地方税法において、条例により変更することが

認められている上限の税率。 超過税率 = 上記 と の間の税率。

税率表現の説明 (以降の税目において同様)

表中の税率に係る注釈の意味は、次のとおりです。

標準税率 = 地方税法において定められている標準的な税率。

北但合併協議会 合 併 協 定 調 書

專門部会名 3 住 民 部 会 分	科会名 9 税 務 分 科 会	2 B 0 1001 1	5 1 協定項目 地方税の取扱い	協定細目 均	た方税の取扱い
大 分 類 地方税の取扱い	中 分 類 不均	一課税等の取扱い	小 分 類 入湯税に係る不均一課	税等の取扱い 細分類 入湯税に	に係る不均一課税等の取扱い 1/1
1 市 5 町の全てに泉源があり課 ていない町があるため、合併に際 間		負担するものであり、城崎町の例 おいて最初に到来する3月31日 対 課税区域とする。 応 策	いる場合もあるが、基本的には利用者が を基本に一元化する。ただし、合併後に まで不均一課税を採用し、現行どおりの	2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一元 化の方等 資住 化の成準等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等	な し おり。ただし、限定的な増嵩を伴う。 な し な し な し な し
豊岡市	格 市 町 城 崎 町	「 に お け る 됨 │ 竹 野 町	事 務 事 業 等 ┃ 日 高 町	の 現 況 出 石 町	但東町
1.税 率	1.税 率	1.税 率		1.税 率	1.税率
150円/1人・1日 (標準税率)	150円/1人・1日 (標準税率)	条 例 な し	150円/1人・1日 (標準税率)	150円/1人・1日 (標準税率)	150円/1人・1日 (標準税率)
2 . 調 定 申告書提出時 (入浴翌月15日まで)	2 . 調 定 申告書提出時 (入浴翌月 2 0 日まで)	2.調 定	2 .調 定 申告書提出時 (入浴翌月15日まで)	2 . 調 定 申告書提出時 (入浴翌月15日まで)	2 . 調 定 申告書提出時 (入浴翌月15日まで)
3.納入時期入湯翌月の15日まで	3.納入時期入湯翌月の20日まで	3 . 納入時期	3.納入時期入湯翌月の15日まで	3.納入時期入湯翌月の15日まで	3.納入時期入湯翌月の15日まで

8-4

 ∞

C

北但合併協議会 合併協 協定調 書

専門部会名 3 住 民 部 会 分科会名 10 固定資産分科会 □ + F 8 0 7 1 協定項目 地方税の取扱い 協定細目 地方税の取扱い 1001 1 大 分 類 地方税の取扱い 中 分 類 不均一課税等の取扱い 小 分 類 固定資産税に係る不均一課税の取扱い 細 分 類 固定資産税に係る不均一課税の取扱い 1 / 2 1市5町間で課税項目及び税率に差異はなく、不均一課税適用の必要は 不均一課税を採用する必要はなく、現行の課税項目及び税率を、新市に 1.制度・組織等の存廃 存 続 ないが、32万筆に及ぶ土地を始めとする、課税データの整理・点検には、 引き継ぐ。 2.制度・組織等の一元化 不 要 相当の事務負担が見込まれ、電算システムの改修も必要である。 ただし、市町間に多少の差異がある収納事務等については、『各種事務 事業の取扱い』において、別途に調整する。 3 . 廃止又は一元化の時期 また、電算システムの改修等については、北但広域行政協議会における 対応を要請する。 4. 一元化の方向 給付助成等 該当なし 資格基準等 該当なし 題 応 慗 (増減は生じない。) 住民負担等 該当なし 支援 体制等 策 点 案 該当なし 関連団体等 該当なし 減免基準・納税義務者等の課税事務については、 その他の事項 各種事務事業の取扱いにおいて別途に調整する。 BT. 17 け 業 等 お る 事 事 の 現 ተተ 出 城 崎 ĦΤ **H**T 高 町 石 町 但 ĦΤ 市 野 . 土 地 . 土 地 . 土 地 . 土 地 . 土 地 . 土 地 1.税 率 1.税 率 1.税 率 1.税 率 1.税 率 1.税 率 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) ∞ 2 . 地目別面積等 (単位 <u>: 千㎡·</u>筆) 2. 地目別面積等 (単位:千㎡·筆) 2. 地目別面積等 2. 地目別面積等 2. 地目別面積等 2. 地目別面積等 (単位:千㎡·筆) (単位:千㎡・筆) (単位:千㎡·筆) (単位:千㎡・筆) 地 目 面 積 筆 数 地 目 面 積 筆 数 批 目 面 積 筆 数 批 目 面 積 筆 数 地 Ħ 面 積 筆 数 地 目 面 積 筆 数 16,766 910 2,999 14,486 田 7,047 18,680 田 1,732 田 5,788 田 11,214 8,077 8,617 田 9,361 14,406 1,486 1,182 畑 15,836 1,160 3,039 343 5,936 3,991 1,290 6,381 8,466 小規模住宅用地 小規模住宅用地 小規模住宅用地 小規模住宅用地 小規模住宅用地 2,384 23,599 180 1,896 287 2,157 小規模住宅用地 995 7,217 564 4,108 334 2,032 宅 一般住宅用地 宅 一般住宅用地 宅 一般住宅用地 |宅 | 一般住宅用地 宅 一般住宅用地 宅 一般住宅用地 790 2.307 474 1.282 13.234 70 272 1.051 8.916 714 5.671 3.418 5,225 商業地等(非住) 2.942 商業地等(非住) 1,336 商業地等(非住) 286 1,645 商業地等(非住) 1,317 商業地等(非住) 728 商業地等(非住) 487 8.933 259 2.427 2,193 12,206 計 6,608 45,766 計 509 4,022 計 845 6,109 計 3,363 21,358 計 2,006 計 1,295 7,643 鉱泉地 0 鉱泉地 0 鉱泉地 0 0 鉱泉地 0 鉱泉地 0 鉱泉地 0 0 0 池 沼 沼 沼 池 沼 沼 沼 29 63 池 249 46 6 56 13 42 池 3 池 9 46 37,914 Щ 林 59.033 26.496 Щ 林 15.452 7,208 Ш 林 15,927 Ш 林 43,059 16.522 Ш 林 25.452 9,604 山 林 51.382 21,623 牧 場 牧 場 0 0 牧 場 牧 場 牧 場 牧 場 0 0 0 0 0 野 野 野 原 野 2,060 108 556 原 野 259 1,433 野 569 2,738 原 148 870 原 637 3,438 ゴルフ場の用地 37 21 ▲ ゴルフ場の用地 0 ゴルフ場の用地 144 ゴルフ場の用地 472 139 ゴルフ場の用地 0 ゴルフ場の用地 0 229 0 0 0 遊園地等の用地 遊園地等の用地 遊園地等の用地 0 0 0 0 0 0 遊園地等の用地 0 0 遊園地等の用地 0 遊園地等の用地 6 Λ 1 種 鉄軌道用地 種 鉄軌道用地 種 鉄軌道用地 種 鉄軌道用地 442 種 鉄軌道用地 0 種 鉄軌道用地 0 344 1,519 143 393 138 906 121 0 0 その他の雑種地 587 1.943 その他の雑種地 160 358 その他の雑種地 232 2,195 その他の雑種地 928 2.960 その他の雑種地 428 1.432 その他の雑種地 202 950 計 968 3.483 計 303 751 計 599 3,245 計 1,521 3,541 計 428 1,432 計 203 17,874 86,831 110,954 計 15,801 計 37,061 計 63,730 71,785 計 37,404 計 61,733 合 計 合 合 43,804 合 合 39,118 合 51,533 . 家 屋 . 家 屋 . 家 屋 . 家 屋 . 家 屋 . 家 屋 1.税 率 1.税 率 1.税 率 1.税 率 1.税 率 1.税 率 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) 1.4% (標準税率) 2 . 構造別棟数等 2 . 構造別棟数等 2. 構造別棟数等 2.構造別棟数等 2 . 構造別棟数等 2 . 構造別棟数等 (単位:棟·千㎡) (単位:棟·千㎡) (単位:棟·千㎡) (単位:棟・千㎡) (単位:棟·千㎡) (単位:棟・千㎡) 構造区分 棟 数 床面積 木 诰 26,801 2,642 木 诰 2.741 305 木 造 4,309 430 木 诰 18,251 1,414 木 诰 8,382 木 造 6,501 479 非木造 4.703 非木造 437 133 非木造 388 73 非木造 1.961 371 非木造 1.172 235 非木造 475 66 1,195 31,504 3,837 3.178 4,697 503 20,212 1,785 9,554 6,976 計 計 計 計 計 計 545

専門部会名 3 住民 部会 分	科 会 名 10 固定資産分科会	日 8 0 1001 1	8 1 協定項目 地方税の取扱い	協定細目	也方税の取扱い
大 分 類 地方税の取扱い	中分類	不均一課税等の取扱い	小 分 類 固定資産税に係る不均-	-課税の取扱い 細分類 固定資産	産税に係る不均一課税の取扱い 2/2
	各市	町 に お け る 事		の現況	
豊岡市	城 崎 町	竹野町	日高町	出石町	但 東 町
			ristinia ir istinia ir istinia Pristinia ir istinia Pristinia ir istinia ir Pristinia ir istinia ir istinia i T		
. 償却資産	. 償却資産	. 償却資産	. 償却資産	. 償却資産	. 償却資産
1.税 率	1.税 率	1.税 率	1.税 率	1.税 率	1 . 税 率
1.4% (標準税率)	1 . 4 % (標準税率)	1 . 4 % (標準税率)	1 . 4 % (標準税率)	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)
2.納税義務者数 (単位:人)	2.納税義務者数 (単位:人	2 . 納税義務者数 (単位:人)	2.納税義務者数 (単位:人)	2.納税義務者数 (単位:人)	2 . 納税義務者数 (単位:人)
区分 納 税 法 定 法 定 分 税 点 免 税 点 免 税 点 以上 - 日	納 税 法 定 法 定 法 定 法 定 法 定 免 税 点 免 税 点 以上 - - 64 15 15 11 合 計 277 151 126	総数 末満 以上 - 個人 121 94 27 法人 123 58 65	区分 納 税 法 定 法 定 分 税点 完 税点 免税点 以上 - 個人 441 332 109 法人 360 141 219 合計 801 473 328	区分 納 税 法 定 法 定 免 税 点 以上 - 個人 134 112 22 法人 203 71 132 合計 337 183 154	区分 納 税 法 定 法 定 法 定 免 税 点 免 税 点 点 免 税 点 上 - 一 日<
. 納 期 年 4 期 (4月・7月・12月・2月)	. 納 期 年 4 期 (4月・7月・12月・2月	. 納 期) 年 4 期 (4月・7月・12月・2月)	. 納 期 年 4 期 (4月・7月・12月・2月)	. 納 期 年 4 期 (4月・7月・12月・2月)	. 納 期 年 4 期 (4月・7月・12月・2月)
. 国有資産等交付金	 . 国有資産等交付金	. 国有資産等交付金	 . 国有資産等交付金	. 国有資産等交付金	. 国有資産等交付金
1.税率等	1 . 税 率 等	1 . 税 率 等	1.税率等	1 . 税 率 等	1 . 税 率 等
交付金算定基準額の 1.4%	交付金算定基準額の 1.4%	交付金算定基準額の 1.4%	交付金算定基準額の 1.4%	交付金算定基準額の 1.4%	交付金算定基準額の 1.4%
2 . 交付金受入額 (H 1 4 決算見込)		<u> </u>			(単位:千円)
番号 団 体 名		崎町 竹野町 日高町 出石町	但東町備		考
1 近畿郵政局長 2 近畿農政局長	36 22				
	1,192				
4 近畿地方整備局長(道路)	1,310				
5 近畿地方整備局長(治水)	817				
6 近畿中国森林管理局長			520		
7 大阪管区気象台長	201				
8 神戸地方裁判所長	290				
9 神戸地方検察庁検事正	80				
10 神戸刑務所長	88				
11 神戸食糧事務所長	16				
12 厚生労働省大臣官房会計課長	長(一般会計) 9			1801801801801801801801801801801801801801	
13 厚生労働省労働基準局長(対	5災勘定) 1,123				
14 環境省自然環境局長		44			
15 社会保険庁総務部経理課長	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
16 社会保険庁総務部経理課長	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
17 兵庫県企画管理部		2,088 110 348			
18 兵庫県住宅供給公社		1,309 4,628 1,748			
19 兵庫県県土整備部(港湾課)	1,129	93			

専門部会名 3 住 民 部 会 5 大 分 類 地方税の取扱い	科会名 9 税務分科会 中分類 不均	均一課税等の取扱い 協定 細目 地方税の取扱い 協定 細目 地方税の取扱い 協定 細目 地方税の取扱い は 対 分 類 特別土地保有税に係る不均一課税の取扱い は 分 類 特別土地保有税に係る不均一課税の取扱い
1市5町間に税率の差異はなくれたが、税目が廃止されるもので設ける必要があり、但東町の区域が変更になるため、この取扱いを地方税法第595条市町村は、同一の者につ条1項第1号の特別土地保有税にの合計面積が、第599条第1項第1月1日前1年以内に取得したが別土地保有税にあってはその者が、それぞれ次の各号に掲げ、それぞれ次の各号に掲げ、それぞれ次の各号に掲げ、まりに対したが、まりに対したが、まりに対していまってはその者が、まりに対していまってはその者が、まりに対していまってはその者が、まりに対していまってはその者が、まりに対していまってはその者が、まりに対していまってはその者が、まりに対していまってはよりに対していまってはよりには、対していまってはよりには、対していまっては、まりに対していまっては、まりに対していまいます。	、平成14年度末をもって課税が停止さばないことから、新市の条例でも規定をについて地方税法に基づく免税点の区分調整する必要がある。 いて、当該市町村の区域内において、第599にあってはその者が1月1日に所有する土地を2号の特別土地保有税にあってはその者が上地の合計面積が、第599条第1項第3号の特が7月1日前1年以内に取得した土地の合計ずる区域の区分に応じ、当該各号に定める面地保有税を課することができない。	課税が停止される予定であることから不均一課税は採用せず、地方税法の規定に基づき課税対象面積を5千平方メートル以上とした上で、現行の課税項目及び税率を、新市に引き継ぐ。 1 . 制度・組織等の存廃 存 続
世 回 市		日本 1 1 1 2 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3

協議第23号

総務関係事務事業の取扱い(その1)について

総務関係事務事業の取扱い(その1)について協議する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

総務関係事務事業の取扱い 協定番号 22-1

1.財産使用・占用事務の取扱い

事務処理は、豊岡市の例を基準とし、詳細は合併の日までに調整する。 使用料は、道路占用料を準用する。

継続審議

平成15年 月 日確認

専門部会名 1 総 務 部 会 分	科会名 2 管 財 分 科 会	3 + 8 22 1 1203 3	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い協定細目総	総務関係事務事業の取扱い
大 分 類 財産管理事務の取扱い	中 分 類 財産	使用・占用事務の取扱い	小 分 類 財産使用・占用事務の耳	双扱い 細分類 財産使用	用・占用事務の取扱い 1/1
1.00.00.00.00.00	に基づいて処理されており、何れの市町 、事務の詳細及び使用単価に多少の差異	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	とし、詳細は合併の日までに調整する。 るものとし、使用の管理については、 てシステム化を目指す。	2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 等 資 住 根 進 接 年 等 自 全 は 表 は 表 は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	なし 用料の調整結果を準用する。 なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし
	各 市 町	に お け る 🧃	事 務 事 業 等	の 現 況	
 書務所管 公共財産 各所管課 普別担当課 物品等 各所管課 を所管課 を所管課 を所所を課 を所所を の別しまります。 (行政財産) 例規:条例 本来の自治法第238条の4) 《普通財産》のを指定するなど個別に対応。 (では、) (では、) (では、)	城 版 町 町 町 町 町 町 町 町 町	野 1 . 事務所管 公共財産 各所管課 管財産 管財担産 管財担産 管財担課 物 品 等 名所管課 物 品 等 名所 を	日 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	1 . 事務所管 公共財産 各所管課 普別日	世 東 新所管

9-1

協議第 24 号

企画関係事務事業の取扱い(その1)について

企画関係事務事業の取扱い(その1)について協議する。

平成15年7月23日提出

継続審議(全件・

平成15年 月 日確認(全件・

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

企画関係事務事業の取扱い	協定番号	2 2 - 2
1.地域情報化計画の取扱い 合併の日までに調整し、新市において速やかに策定する。 2.地域公共ネットワークの取扱い 関連事項を検討した上で、地域情報化計画策定作業の 3.デジタルデバイド是正の取扱い 基本的な方針を継承し、詳細は合併後に検討する。	-	る。

)

北但合併協議会 合 併 協 定 調 書

専門部会名 2 企 画 部 会	計科 会 名 6 情報管理分科会	3 5 22 2 1101 1	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	ない 協定細目 企	画関係事務事業の取扱い
大 分 類 地域情報化の取扱い	中 分 類 地域性	青報化計画の取扱い	小 分 類 地域情報化計画の取扱い	細 分 類 地域情報	化計画の取扱い 1/1
ろん、住民サービスの充実を図る る地域間格差の是正面でも有用で に整理しておく必要がある。 この計画を各市町が個別に策定 差異を生じ、新市の計画を策定す 建設計画とも一定の整合を図るの なお、情報化は国の重要政策の れているものの、需要が少ない当	01であり、様々な助成・支援策が設けら 省地においては、NTTを含む民間事業者 デバイド(情報格差)を危惧する住民も少な	までに1市5町が共同して調整し、 対	しては、具体的な期限は示されていない 大きな役割を担うものであり、合併の日 新市において速やかに策定する。	2.制度・組織等の一元化 3.廃止又は一元化の時期 4.一元化の時期 4.一元化の 方等 等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等	ななななななし
豊岡市	数			の 現 況 出 石 町	但 東 町
日・計画の策定状況 職員による策定を想定しているが、現在のところ未策定。	地震を対策による策定を想定しているが、現在のところ未策定。	竹 野 町 1 . 計画の策定状況 平成11年の庁舎建設に際し、行政事務を中心とした計画を策定しているが、地域情報化に関する補足が必要。	日 高 町	出版での策定状況 外部委託での策定を想定しているが、現在のところ未策定。	日 : 計画の策定状況 外部委託での策定を想定しているが、現在のところ未策定。

	専門部会名 2 企 画 部 会 分	科 会 名 6 情報管理分科会	3 2 2 1101 3	1 1 協定項目 各種事務事業の取	ス扱い	と画関係事務事業の取扱い
	大 分 類 地域情報化の取扱い	中 分 類 デジ	タルデバイド是正の取扱い	小 分 類 デジタルデバイド是正の	の取扱い 細分類 デジタノ	レデバイド是正の取扱い 1/1
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ついては、国営放送をはじめとする されているが、設備の更新に際する ブロードバンド(高速大容量通信 の格差是正に努める必要はあるが、 るものであり、公費の支出には充分 地上波(CS)デジタルは、既に記	試験放送も開始されており、共聴施設に 策を要するものではあるが、移行期間が	の有線ネットワークの整備方針等する。 対 共聴設備に対する現行の補助制 係る動向を見極めるとともに、施 新市において検討する。 ブロードバンド拡充対策及び移	ジタル放送対策については、CATV等を勘案し、合併後において総合的に検討度は一旦廃止し、地上波のデジタル化に設の更新に要する経費を精査した上で、動通信エリア拡張対策については、通信できる限り整備することとし、なおおいて個別に検討する。	2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 向 給資 住 の 成等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等	なし おり受益者負担を原則とする。 なし コ等の支援体制は維持・継続する。 なし なし なし
	中 原 子	各市町		事務事業等	の現況	拉 事 前
.	豊 岡 市 市 1 1 . テレビ難視聴対策 単視聴区域はあるが、既に共聴施設が整備されており、整備に係る補助制度は有していない。なお、行政として組合の実態が把握できていない。	城:	竹 野 町 町 1 . テレビ難視聴対策 難視聴区域があり、町単独の補助制度 を有している。	日 高 町 町	出 石 町 町	但 東 町 町 1 . テレビ難視聴対策 難視聴区域はあるが、既に共聴施設が整備されている。しかし、自治振興事業による共聴施設整備への補助要綱等は、現在も残している。
	2 . ブロードバンド拡充対策 事業者には整備を要請しておりADSL は一部の区域を除いて開通済であるが、 住民を対象とした施策は実施していない。	2 . プロードバンド拡充対策 事業者には整備を要請しておりADSL は一部の区域を除いて開通済であるが、 住民を対象とした施策は実施していない。	2 . ブロードバンド拡充対策 事業者には整備を要請しておりADSL は一部の区域を除いて開通済であるが、 住民を対象とした施策は実施していない。	2 . ブロードバンド拡充対策 事業者には整備を要請しておりADSL は一部の区域を除いて開通済であるが、 住民を対象とした施策は実施していない。	2 . ブロードバンド拡充対策 事業者には整備を要請しておりADSL は一部の区域を除いて開通済であるが、 住民を対象とした施策は実施していない。	2 . ブロードバンド拡充対策 事業者には整備を要請しておりADSL は一部の区域を除いて開通済であるが、 住民を対象とした施策は実施していない。
	3.移動通信エリア拡張対策 山影等に不感地帯があり、県の懇話会 県民局の研究会等に参加し、情報の収集 には努めているが、事業者等への要望、 補助事業の利用検討は行っていない。	3.移動通信エリア拡張対策 山影等に不感地帯があるが、補助事業 は導入していない。	3.移動通信エリア拡張対策 山影等に不感地帯があり、既存の補助 制度では整備後の採算面等に問題がある ことから、通信事業者に整備を要望して いる。	3.移動通信エリア拡張対策 山影等に不感地帯があるが、補助事業 は導入していない。	3.移動通信エリア拡張対策 山影等に不感地帯があるが、補助事業 は導入していない。	3.移動通信エリア拡張対策 山影等に不感地帯があり、県の懇話会 県民局の研究会等に参加し、情報の収集 には努めているが、現在のところ独自の 施策は設けていない。
	4. 地上波デジタル放送対策 現在、特段の対策は実施していない。	4. 地上波デジタル放送対策 現在、特段の対策は実施していない。	4. 地上波デジタル放送対策 現在、特段の対策は実施していない。	4. 地上波デジタル放送対策 現在、特段の対策は実施していない。	4. 地上波デジタル放送対策 現在、特段の対策は実施していない。	4. 地上波デジタル放送対策 現在、特段の対策は実施していない。

協議第 25 号

税務・住民関係事務事業の取扱い(その1)について

税務・住民関係事務事業の取扱い(その1)について協議する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

税務・住民関係事務事業の取扱い 協定番号 22-3

1.戸籍電算システムの取扱い 合併の日までに共同で選定し、個別に導入した上で新市に引き継ぐ。

継続審議

平成15年 月 日確認

北但合併協議会 合 併 協 定 調 書

+()+()+()+()+()+()+()+()+()+()+()+()+()+	科会名 11 住民分科会	고 - 부 22 3 1902 3	2 1 協定項目 各種事務事業の取扱	協定細目:	税務・住民関係事務事業の取扱い
大 分 類 税務・住民関係電算システムの)取扱い 中分類 住	民関係電算システムの取扱い	小 分 類 戸籍電算システムの取扱い	細 分 類 戸籍電	言算システムの取扱い 1/1
していることから、合併前に戸籍を記載しておくことはできないた 混乱が予想される。 また、現在1町だけが電算化をには、1自治体に2種の制度を設 4町が電算化を行うか、1町が簿 選択した場合でも、当該作業に係 更に、現行の原本を複写しての	間可能であり、証明事務も日常的に発生の原本に係る本籍地を修正し、変更事項が、合併時における修正作業等に相当のと終えているが、1市5町が合併した場合はいることは認められていないため、1市1円方式に戻す必要が生じ、何れの方法を必要がある。 を経費負担を調整する必要がある。 ができず、住民サービスの向上を図ることができず、住民サービスの向上を図るこ	るよう簿冊方式からデータ方式へいても、オンラインでの証明に対対を図る。 合併時に混乱を生じることのな合併時までに各市町ごとに導入しついては、契約の状況に応じ必要応	、或は、オンラインでの証明に対応でき の移行を図り、除籍及び改正原戸籍につ 応できるようイメージ(写真)データ化 いよう、システムを共同で選定した上で、 て新市に引き継ぐものとし、導入経費に な場合には一定の調整を図る。	整 資格基準等等 住民事業等等 技援体環境等 設備環境等等 和介質 和介質 を表現的 を表	存続 必要 合併の日まで 当当当なしし はなななない が変なない
	各市。		事 務 事 業 等 0	D 現 況	
豊岡市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
(単位:件·枚) 区 分 件(枚)数 戸籍数 21,934 戸籍枚数 37,288 附票枚数 24,127 除籍・改正原戸籍数 27,862 除籍・原戸籍枚数 64,083 四戸籍届出受理 2,663 理新戸籍編成 417 保籍処理 328 附票異動処理 3,200 枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。 2.システム化の状況 未導入	1 . 戸籍数等の状況 (単位:件・枚) 区分件(枚)数 件(枚)数 戸籍数 2,506 戸籍枚数 4,260 附票枚数 2,756 除籍・改正原戸籍数 4,730 除籍・原戸籍枚数 10,880 型 新戸籍編成 34 件除籍処理 41 財票異動処理 328 枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。 2 . システム化の状況 未導入	1 . 戸籍数等の状況 (単位:件·枚) 区分件(枚)数 件(枚)数 戸籍 数 3,796 戸籍 枚数 6,453 附票 枚数 4,176 除籍・改正原戸籍数 8,300 除籍・原戸籍枚数 19,090 四戸籍届出受理 382 理 新戸籍編成 34 件除籍処理 65 財票異動処理 443 枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。 2 . システム化の状況 未導入	1. 戸籍数等の状況 (単位:件·枚) 区 分 件(枚)数 戸籍数 10,524 戸籍枚数 17,890 附票枚数 17,900 除籍・改正原戸籍数 41,170 処 戸籍成数 41,170 処 戸籍成数 152 件 除籍処理 159 附票異動処理 1,491 枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。 2.システム化の状況 未導入	1 . 戸籍数等の状況 (単位:件·枚) 区 分 件(枚)数 戸籍 数 6,595 戸籍 枚数 11,211 附票 枚数 7,254 除籍・改正原戸籍数 11,300 除籍・原戸籍枚数 25,990 処 戸籍届出受理 678 理 新戸籍編成 97 件 除籍 処理 99 数 附票異動処理 874 枚数は、戸籍数又は除籍数からの推計値。	1 . 戸籍数等の状況

協議第 26 号

老人福祉関係事務事業の取扱い(その1)について

老人福祉関係事務事業の取扱い(その1)について協議する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

老人福祉関係事務事業の取扱い	協定番号	22-5

- 1.軽度生活援助事業の取扱い
 - 県の制度を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 2. 訪問理美容サービス事業の取扱い
 - 日高町、出石町及び但東町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 3.独居老人福祉電話事業の取扱い 竹野町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 4. 痴呆予防・介護事業の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 5.地域ふれあい活動事業の取扱い 合併時に廃止する。
- 6.生きがい活動支援通所事業の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 7. 徘徊高齢者家族支援サービス事業の取扱い 日高町の例により、新市に引き継ぐ。

継続審議(全件	•)	
平成 1 5 年	月	日確認(全件	•)

 	낐계·소경·44·코디듐M八지스	<u> </u>	0 4 捞生特白友好事效事業の問	+77.1 N 12万. 安.2m. 古. 土	z 1 短処理疾事效事業の即扱い
199 (199 (199 (199 (199 (199 (199 (199	分科会名 14 老人福祉分科会	対	2 1 協定項目 各種事務事業の取 小 分 類 軽度生活援助事業の取扱		き人福祉関係事務事業の取扱い
大 分 類 介護予防・地域支え合い事業	その収扱い 学の現場に同じ	取自守生冶又抜争耒の収扱い 	が 対 親 軽及土ದ抜助事業の収扱	(V)	1技助事業の収扱い
1 . 対象者に差異がある。 豊岡市は独自の基準を設け 対象としている。 2 . サービス内容に差異がある 3 . 利用者負担に差異がある。 題	、竹野町は介護保険対象者も制度の。	対 例を基本とする。 2 . 県の制度を基本に、地域コ サービスを選定したうえで	、日高町、出石町及び但東町の ミュニティーのあり方を考慮し、対象 新市において実施する。 護保険サービスの家事援助額を	サービス内容 県の制度を	5
	各 市	町 に お け る	事 務 事 業 等	の 現 況	
豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出 石 町	但 東 町
1 . 対象	1 . 対象	1 . 対象	1 . 対象 % おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者・二人	1 . 対象	1 . 対象
上の高齢者のいる家庭であって、その高齢者が介護保険制度において、要介護認定及び要支援認定を受けられなかった場合で、次のいづれかに該当する世帯。 (1)生活保護受給世帯 (2)生計中心者が前年所得税非課税世帯		認 の世帯及びこれに準ずる世帯であって、日常 生活上の援助が必要な者。	常 暮らし高齢者等で介護保険法による要介護認 定を受けていない者。	日本の表別では、「本学の主義を表別である。」。	定を受けていない者。
2 . 内容	2 . 内容	2 . 内容	2 . 内容	2 . 内容	2 . 内容
掃除・洗濯・調理などの家事援助	県要綱のうち、 を除く分 を除く分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	県要綱のとおり	県要綱のうち、 を除く分 を除く分	県要綱のとおり	県要綱のうち、 を除く分 及び安否確認
3 . 利用者負担	3 . 利用者負担	3.利用者負担	3 . 利用者負担	3 . 利用者負担	3 . 利用者負担
1 時間 153円 (介護報酬額の1割)	1 時間 120円	1 時間 100円	1 時間 153円 (1時間 46円:前年度所得税非課税世帯・ 生活保護世帯 平成14年度末まで)	1 時間 200円	1 時間 200円 (30分毎 100円) ただし、安否確認は無料。
4.利用日	4.利用日	4.利用日	4.利用日	4.利用日	4.利用日
週 1 ~ 2 回	平日(月から金)	各自で希望する日(調整は行う)	通年(事業休止日なし)	打合せにより決めた日。	随時
5.委託先	5.委託先	5 . 委託先	5.委託先	5.委託先	5.委託先
豊岡市社会福祉協議会・たじま農業協同組 合・ニチイ学館	城崎町社会福祉協議会	竹野町社会福祉協議会	日高町社会福祉協議会	出石町社会福祉協議会	社会福祉協議会
6 . その他	6 . その他	6 . その他	6 . その他	6 . その他	6 . その他
平成14年度利用者数:4人	平成14年度利用者数:5人	平成14年度利用者数:13人	平成14年度利用者数:10人	平成14年度利用者数:7人	平成14年度利用者数:15人
	兵庫県介護予防関連事業ガイドブ	ック(抜粋)			

(1)高齢者等の生活支援サービス事業

ウ 軽度生活援助事業

(イ)内容 軽度な日常生活上の支援を行う。在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した 生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。

外出時の援助(外出、散歩の付き添い)

宅配の手配、食材の買い物

寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入

庭・生垣・庭木等家周りの手入れ

家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等

家屋内の整理・整頓

朗読・代筆などの多少目が不自由な方に対する援助

雪下ろし、除雪

台風時等自然災害等への防備

健康管理に関する助言等

栄養管理に関する助言等

専門部会名 4 福 祉 部 会 分	科 会 名 14 老人福祉分科会	コード 22 5 1102 1	3 1 協定項目 各種事務事業の取扱	吸い 協定細目 老	人福祉関係事務事業の取扱い
大 分 類 介護予防・地域支え合い事業	の取扱い 中分類 高齢者	音等生活支援事業の取扱い	小 分 類 訪問理美容サービス事業	の取扱い 細分類 訪問理美	容サービス事業の取扱い
1 . 事業の実施状況に差異がある 豊岡市、竹野町は実施してい 城崎町、日高町は理容サート 2 . 各町の理容・美容組合と委託 業者の利用ができない。	1ない。 ごスのみ実施している。	1 . 対象者及び内容は出石町及びただし、利用回数は日高町の理美容実費とする。 2 . 組合未加入業者の利用についる . 社会福祉協議会との調整を要応)例を基本とし、利用者負担等は)では、新市において調整する。	章 サービス内容 理美容サービス 日高町の例を	‡後最初に到来する4月1日 東町の例による。 スを実施し、給付枚数等は
	各 市 町	に お け る 身	事 業 等	の現況	
豊岡市	城崎町	竹 野 町	日 高 町	出石町	但東町
1. 対象	1.対象	1. 対象	1.対象	1.対象	1.対象
なし	身体上、精神上の障害等により常時臥床 により理容所において理容サービスを受 けることが困難な者	なし	日高町に住所を有する者で、身体上又は精神上の障害等により居宅において、常時臥床していることなどにより、理容所で理容サービスを受けることが困難であると町長が認めた者。	介護保険法による要介護度が3以上の者 及び障害者等(療育手帳A判定、肢体障 害1・2級)で理美容院までの外出が困 難な者。	介護保険法による要介護度が3以上の者 及び障害者等(療育手帳A判定、肢体障 害1・2級)で理美容院までの外出が困 難な者。
2 . 申請方法	2 . 申請方法	2 . 申請方法	2 . 申請方法	2.申請方法	2 . 申請方法
	寝たきり老人等訪問理容サービス利用料 助成券交付申請書を町長へ提出		出張理容利用券交付申請書を町長に提出 当該高齢者の状況等の調査をもって利 用の可否を決定 出張理容利用券を交付	利用申請書を福祉係窓口へ	利用申請書を福祉係窓口へ
3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容
	当該対象者の家に、委託先の理容組合員が出向いて、 <u>理容</u> サービスを実施。 (当該年度間で6枚の利用券を一括交付 但し申請月以降の月が当該年度で6か 月に満たない場合は3枚以内)		当該対象者の家に、委託先の理容組合員が出向いて、 <u>理容</u> サービスを実施。 (当該年度間で3枚の利用券を一括交付 但し申請月以降の月が当該年度で6か 月に満たない場合は2枚以内)	当該対象者の自宅で理美容のサービスが 受けられるよう、出張 <u>理美容</u> 業者の移動 及び出張に要する経費を助成する。 (当該年度間で10枚の利用券を一括交付 但し申請月以降の月が当該年度で6か 月に満たない場合は5枚以内)	当該対象者の自宅で理美容のサービスが 受けられるよう、出張 <u>理美容</u> 業者の移動 及び出張に要する経費を助成する。 (対象者に助成券を交付し、訪問理美容 を利用した際に業者に提出。利用者は理 美容料金のみを負担。)
4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担
	理容料金3,000円は利用者が負担し、出張 費用3,000円を町が負担する		理容料金3,000円は利用者が負担し、出張 費用2,000円を町が負担する	通常の理美容料を支払う。町は1件につき1,000円の出張費用を支払う。	通常の理美容料を支払う。町は1件につき1,000円の出張費用を支払う。
5.委託先	5.委託先	5.委託先	5.委託先	5.委託先	5.委託先
	城崎理容組合		日高町介護理容組合	出石郡理容組合、兵庫県美容師組合豊岡 支部出石地区	出石郡理容・美容組合
6 . その他	6 . その他	6 . その他	6 . その他	6 . その他	6 . その他
社会福祉協議会がサービスを行っている。	平成14年度利用者数: 0 人		平成14年度利用者数:20人×2回	平成14年度利用者数:1人×2回	平成14年度利用者数: 0 人

12-2

專門部会名 4 福 祉 部 会 分	科 会 名 14 老人福祉分科会	コード 22 5 1102 1	5 1 協定項目 各種事務事業の取扱	協定細目老.	 人福祉関係事務事業の取扱い
大 分 類 介護予防・地域支え合い事業の	の取扱い 中分類 高齢者	¥等生活支援事業の取扱い	小 分 類 独居老人福祉電話事業の関	取扱い 紬 分 類 独居老人	福祉電話事業の取扱い
1 . 事業の実施状況に差異がある。 2 . 対象者に差異がある。 豊岡市及び但東町は所得税非 城崎町は独自の基準を設け対 3 . 利用者負担に差異がある。	≡課税世帯としている。	世帯」として実施する。	所市に引き継ぐ。 -人暮らしの高齢者で住民税非課税の 予町及び出石町の例を基本とする。	1.制度・組織等の存廃 存続 2.制度・組織等の一元化 必要 3.廃止又は一元化の時期 合併 4.一元化の方法 対象者 竹野町及び出石町サービス内容 現行のとおり 利用者負担 竹野町の例による	并後最初に到来する4月1日 町の例を基本に住民税非課税世帯とする。
	各 市 町	に お け る 🧵	事業等 第二	の現況	
豊岡市	城 崎 町	竹 野 町	日高町	出 石 町	但東町
1 . 対象 おおむね 6 5 歳以上のひとり暮らし老人	1 . 対象 低所得者で次に該当する者。	1 . 対象 概ね6 5歳以上の低所得の一人暮らしの	1 . 対象 なし	1 . 対象 おおむね65歳以上の低所得のひとり暮ら	1 . 対象 おおむね 6 5 才以上の一人暮らしの高齢
で所得税非課税世帯	概ね65歳以上の一人暮らし老人及び夫婦老人で町長が定期的に安否確認の必要を認めた者。 外出の困難な重度障害者で、緊急連絡、コミュニケーション等の手段として、町長が設置が必要と認めた者。	者等 1		U老人等	者で所得税非課税の世帯
2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2 . 申請方法	2.申請方法
対象者が、老人福祉電話貸与申請書を提 出する。	対象者又は、その介護者から申請	福祉電話貸与申請書を役場健康福祉課へ 提出する。その後貸与に関する契約を町 長と申請者で締結する。	なし	申出書を役場保健福祉課に提出	社会福祉協議会に委託。社協に設置申請。
3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容
電話加入権及び電話機の貸与 (作成日現在14台)	電話加入権及び電話機の貸与 貸与期間は、福祉電話を必要としなくな るまで無料で貸与 (作成日現在1台)	電話加入権及び電話機の貸与 (作成日現在2台) 電話による安否の確認、各種の相談等	なし	町所有の電話回線を貸与 電話機については、緊急通報システムの 機器で対応。 (作成日現在3台)	電話加入権及び電話機の貸与 (作成日現在2台) 電話による安否確認、各種相談助言、福 祉サービスの情報提供等
4 . 利用者負担	4 . 利用者負担	4 . 利用者負担	4 . 利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担
基本料金及び通話料 但し、平成11年度以前からの貸与者の基 本料金は、市で負担	基本料金の半額及び通話料	基本料金及び通話料	なし	基本料金及び通話料	無料 基本料金及び通話料は町が負担してい る。
5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他

12-3

専門部会名 4 福 祉 部 会 分	科 会 名 14 老人福祉分科会	3 - 1 22 5 1102 2	2 1 協定項目 各種事務事業の取扱	扱い 協定細目 老	人福祉関係事務事業の取扱い
大 分 類 介護予防・地域支え合い事業	の取扱い 中分類 介護者	予防・生きがい活動支援事業の取扱い	小 分 類 痴呆予防・介護事業の取	扱い 細分類 痴呆予防	う・介護事業の取扱い
1 . 豊岡市と日高町が実施してま 2 . 実施内容に差違がある。 豊	らり、実施状況に差異がある。	1 . 豊岡市の例により、新市にも 豊岡市以外の町域でも利用が 対	ができるよう配慮する必要がある。	1.制度・組織等の存廃 存納 2.制度・組織等の一元化 必要 3.廃止又は一元化の時期 合併 4.一元 化の方向 対象者 豊岡市の例によ事業内容 豊岡市の例によ利用者負担 材料費等は利用	要 後最初に到来する4月1日 る る
	各市町		事 務 事 業 等	の現況	
豊 岡 市	城崎町	的 野 町	月 高 町	五 <u>二</u> 出	4 東 町
1.目的	1 . 目的 事業なし	1 . 目的 なし	1.目的 閉じこもりから来る孤独感からの開放	1 . 目的 <u>該当なし</u>	1.目的 なし
介護方法を広めるために、痴呆予防介護教室を実施するとともに、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう支援するために、アクティビティ事業を実施し、もって高齢者の痴呆予防並びに、生きがいある生活の支援を図ることを目的とする。			会に参加することで社会性を取り戻す機会を提供する		
2. 対象	2 . 対象	2.対象	2. 対象	2 . 対象	2 . 対象
無呆予防介護教室は、痴呆性高齢者及び 痴呆となるおそれのある高齢者及びその 家族。 アクティビティ事業は、おおむね65歳以 上の痴呆性高齢者及び痴呆となるおそれ のある高齢者。 その他市長が特に必要と認める者。			在宅の閉じこもりがちな高齢者・軽度の 痴呆者でおおむね70歳以上の者		
3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容
痴呆予防介護教室及びアクティビティ事業(作業、音楽活動等を通じたケア)			上下肢のストレッチング体操の指導・保育園児(幼稚園児)との交流会・歌の指導		
4.体制	4.体制	4 . 体制	4 . 体制	4.体制	4.体制
実施主体は市とする。ただし、運営の全部又は一部を適切な事業確保ができる認められる社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、又は民間事業者等に委託することができる。 豊岡市では、平成15年度から、特定非営利活動法人に委託して実施予定。			音楽指導員・理学療法士・保健師		
5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	5.その他
豊岡市では、平成15年度からの新規事 業			参加者:20人/年 経費:4万円/年		

北但合併協議会 合 併 協 定 調 書

専門部会名 4 福 祉 部 会 分	科 会 名 14 老人福祉分科会	□ - 	4 1 協定項目 各種事務事業の取扱	吸い 協定細目老	人福祉関係事務事業の取扱い
大 分 類 介護予防・地域支え合い事業	の取扱い 中分類 介護予	予防・生きがい活動支援事業の取扱い	小 分 類 地域ふれあい活動事業の	取扱い 細分類 地域ふれ	あい活動事業の取扱い
1 . 日高町のみ実施している。		1 . 整備最終年度を平成 1 6 年度 対応 応	としているため、合併時に廃止する。	1.制度・組織等の存廃 廃止 2.制度・組織等の一元化 不要 3.廃止又は一元化の時期 合併 4.一元化の方向 整	
	各市町	に お け る 身		の 現 況	
豐 岡 市 1.対象	城 崎 町 1.対象	竹 野 町 1 . 対象	日	出 石 町 1.対象	但 東 町 1.対象
なし	事業無	なし	各区、グループ単位…建物改造事業 (集会所等のバリアフリー化)	該当なし	なし
2 . 申請方法	2.申請方法	2 . 申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2 . 申請方法
			交付要綱に基づき、申請。(申請書・収 支予算書・改造平面図・見積書等を添 付)		
3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3.内容 トイレの洋式便器へ取替え、手すり等の	3 . 内容	3 . 内容
			取り付け・玄関等の段差解消・階段廊下 の手すりや段差解消		
4 . 利用者負担	4 . 利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4 . 利用者負担
			それぞれに限度額あり(全体で50万円)		
5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他 <mark>町単独事業</mark>	5 . その他	5 . その他

専門部会名 4 福 祉 部 会 分	科 会 名 14 老人福祉分科会	□ F 22 5 1102 2	6 1 協定項目 各種事務事業の取	吸い 協定細目老	人福祉関係事務事業の取扱い	
大 分 類 介護予防・地域支え合い事業	大 分 類 介護予防・地域支え合い事業の取扱い 中 分 類 介護予防・生きがい活動支援事業の取扱い 小 分 類 生きがい活動支援通所事業の取扱い 細 分 類 生きがい活動支援通所事業の取扱い					
1 . 事業内容、実施方法に差異が 豊岡市、城崎町は介護保険が 但東町は入浴サービスを実施 2 . 利用者負担に差異がある。	護保険施設を利用している。 スを実施していない。 ある。 2 . 実施内容、場所については、新市の施設の有効活用を図りながら 速やかに調整する。 3 . 利用者負担については、実費相当額を基本に新市において調整する。 5 . 利用者負担については、実費相当額を基本に新市において調整する。 5 . 利用者負担については、実費相当額を基本に新市において調整する。 5 . 利用者負担 については、実費相当額を基本に新市において調整する。 5 . 利用者負担 実費相当額を基本とする。 5 . 本書 ・ 日本・組織等の一元化 必要 5 . 廃止又は一元化の時期 平成18年度 4月1日 5 . 中元化の方向 5 . 東 費 内 容 現行のとおりとする 5 . 利用者負担 実費相当額を基本とする。 5 . 本書 ・ 日本・組織等の一元化 必要 5 . ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
# ## ***	各市町		事 務 事 業 等 	の現況 I w デ mg	/C	
豊 岡 市 1 . 対象	城 崎 町 1 . 対象	竹 野 町 1.対象	日 高 町 1 . 対象	出 石 町 1.対象	但 東 町 1.対象	
介護保険の対象外となったおおむね65歳以 上の家に閉じこもりがちな高齢者。	介護保険対象外の概ね65歳以上の一人暮ら し老人等で、家に閉じこもりがちな者	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、 家に閉じこもりがちな者	概ね65歳以上の痴呆または、家に閉じこもりがちの老人	おおむね65歳以上の高齢者。介護保険の要 支援以上の認定を受けた者は除く。	おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法 による要介護認定を受けていない者。	
2. 申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	
利用を希望する者は、申込書により市長に申し込む。	申請書を町長に提出	町長に必要事項を記入のうえ申請	町長に必要事項を記入のうえ申請	町長に必要事項を記入のうえ申請	町長に必要事項を記入のうえ申請	
3.内容	3.内容	3.内容	3.内容	3.内容	3 . 内容	
場所 老人福祉センター長寿園 (対象者:港地区以外の利用者) 回数 週3日間(月・水・金曜日) 場所 港デイサービスセンター (対象者:港地区のみ)において 回数 週5日間(月~金曜日)。 サービス内容 (1)入浴サービス (2)給食サービス (3)送迎サービス (4)日常動作訓練等	場所 総合福祉会館 回数 4日/週 (介護保険者対象者と合同で実施) サービス内容 ・生活指導 ・日常動作訓練 ・健康チェック ・送迎 ・入浴 ・給食等	場所 老人福祉センター、北前館 回数 月2~3回 サービス内容 ・入浴、 ・会食、 ・健康チェック、 ・健康体操、 ・レクリェーション等 ・送迎	場所 ゆとろぎ、但馬ドーム 回数 軽スポーツの指導及び実施 温泉浴の実施 食事の提供 送迎 その他必要な事業	場所 保健福祉センター 回数 3回 / 週 サービス内容 ·送迎、 ·会食 ·健康チェック、 ·温泉入浴、 ·食事及びレクリエーション	場所 高齢者支援センター、健康福祉センター、 高橋集会所 回数 3から4回 / 週 サービス内容 ・会食、 ・健康チェック、 ・健康体操、 ・レクリェーション等 ・送迎	
4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	
1,200円 / 回	1人1日1,000円	1回 1,000円	1回 1,000円	1回あたり1200円(利用料1000円 + 温泉利用 料200円)	1,000円 / 1回。 その他実費が必要なときはそ の実費額を負担。	
5 . 委託先	5.委託先	5.委託先	5.委託先	5.委託先	5.委託先	
シルバー人材センター社会福祉協議会	城崎町社会福祉協議会	竹野町社会福祉協議会	日高振興公社	出石町社会福祉協議会	但東町社会福祉協議会 特別養護老人ホームけやきホール	
6.その他 委託先:北但東部広域シルバー人材セン ター(長寿園で実施分)、豊岡市社会福祉協 議会(港デイサービスセンターで実施分)	6.その他	6.その他	6.その他	6.その他	6.その他	
登録者数 長寿園 250人 月1回	登録者数 60人	登録者数 100人	登録者数 <u>延べ2,100人 / 年</u>	登録者数 400人	登録者数 280人	
港デイ 100人			毎回申し込み	1,723人(年間利用者数)		
委託料	委託料	委託料 4,000円 + 事務費1割	委託料 2,500円 / 人	委託料	委託料	
3,500円 / 人7,000円 / 人	3,860円 / 人	+,000□ ▼	2,300日 7 人	650万円 社協職員3人分 老人・身障デイ日数按分	3,000円 / 人(20人まで) 1人増すごとに2,500円 (介助員3人)	

北但合併協議会 合 併 協 定 調 書

専門部会名 4 福 祉 部 会 分	科 会 名 14 老人福祉分科会	□ - 	5 1 協定項目 各種事務事業の取扱	吸い 協定細目 老	大福祉関係事務事業の取扱い
大 分 類 介護予防・地域支え合い事業	の取扱い 中分類 家族が	ト護支援事業の取扱い	小 分 類 徘徊高齢者家族支援サー	ビス事業の取扱い 細 分 類 徘徊高齢	会者家族支援サービス事業の取扱い
1.日高町のみが実施しており、実施状況に差異がある。					
	各市町	に お け る 事		の 現 況	
豊 岡 市 1.対象	城 崎 町 1.対象	竹 野 町 1.対象	日 高 町 1.対象	出 石 町 1.対象	但 東 町 1.対象
なし	事業なし	なし	町内在住の在宅徘徊高齢者を介護している 者又はその家族	<u>該当なし</u>	なし
2 . 内容	2.内容	2.内容	2.内容	2.内容	2.内容
			痴呆性高齢者を介護する家族が徘徊高齢者 を早期に発見できるシステムを導入する際の 初期経費を助成。 (初期経費:7,000円)		
3. 実施主体	3. 実施主体	3.実施主体	3. 実施主体	3.実施主体	3.実施主体
4.委託先	4.委託先	4.委託先	4. 委託先	4 . 委託先	4.委託先
			セコム		
5.利用者負担	5.利用者負担	5.利用者負担	5.利用者負担 利用料 月額500円(委託先に支払い) 照会料 電話:300円 インターネット等:月2回まで無料、 3回目以降100円/回 出動料 10,000円/時間	5.利用者負担	5.利用者負担
6.その他	6. その他	6. その他	6.その他 平成15年度より実施 利用見込み 10人	6 . その他	6.その他

12-7

協議第27号

社会福祉関係事務事業の取扱い(その1)について

社会福祉関係事務事業の取扱い(その1)について協議する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

社会福祉関係事務事業の取扱い	協定番号	22-6

- 1.福祉会館(センター)の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は合併後速やかに調整する。
- 2. 旧軍人・軍属の恩給及び援護事務等の取扱い 各団体の統合及び補助金は、合併の日までに調整する。
- 3. 戦没者追悼式の取扱い 豊岡市の例を基本とし、合併の日までに調整する。
- 4. 民生・児童委員の取扱い

各委員は、現行のまま新市に引き継ぎ、各市町の民生・児童委員協議会 については、従前のまま存続させ、合併の日までに連合会組織として調 整する。

5. 日本赤十字社の取扱い

豊岡市、城崎町及び竹野町の例を基本とし、合併の日までに調整する。

6.健康福祉まつりの取扱い

現行のイベントは合併時に廃止し、ニーズの高い地域においては、開催 等を新市において検討する。

7. 生活保護事業の取扱い

豊岡市の例を基本とし、合併の日までに調整する。

8.介護手当の取扱い

豊岡市、城崎町、出石町及び但東町の例により、新市に引き継ぎ、合併 後速やかに調整する。

継続審議(全件	•)	
平成15年	月	日確認(全件	•)

専門部会名 4 福祉部会	分科 会 名 15 地域福祉分科会	コード 22 6 1101 1	1 1 協定項目 各種事務事業の取技	吸い 協定細目 ねんしん おんしゅう おんしゅう おんしゅう おんしゅう おんしゅう おんしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅう	社会福祉関係事務事業の取扱い
大 分 類 地域福祉施設の取扱い	中 分 類 福祉	会館(センター)の取扱い	小 分 類 福祉会館(センター)の取	扱い 細分類 福祉会館	館(センター)の取扱い
1.設置・管理運営方法等に差異 2.使用料の取扱いについて差異 3.各施設の持つ機能に差異があ 題	がある。	1.施設については、現行のまま対 2.使用料及び減免の取り扱いに 継ぎ、合併後速やかに調整す 応	こついては、現行のとおり新市に引き	整 案	要 成18年4月1日
	各 市 町	に お け る	事 務 事 業 等	の現況	
豐岡市	城 崎 町	竹野町	日 高 町	出石町	但東町
1.施設の名称・位置	1.施設の名称・位置	1.施設の名称・位置	1.施設の名称・位置	1.施設の名称・位置	1.施設の名称・位置
豊岡福祉会館 豊岡市城南町23番6号	城崎町総合福祉会館 城崎町湯島625 - 9 本住寺会館 城崎町湯島493 - 1 城崎町福祉会館 城崎町湯島238	なし	健康福祉センター 日高町祢布891番地の2 西部地域福祉センター 日高町頃垣40番地	出石町保健福祉センター 出石町福住1302番地	但東町健康福祉センター 但東町出合433番地の1
2.種別·数	2.種別·数	2.種別·数	2.種別·数	2.種別·数	2.種別·数
コスモスセンター: 聴覚言語障害者室等 休日診療所: 保健センター: 事務室、トレーニング室等 やなぎセンター: 集会室、会議室等	城崎町総合福祉会館 温泉交流センター 福祉センター 保健センター 多機能センター 本性寺会館(福祉・文化教養) 城崎町福祉会館 マッサージセンターに貸与		複合施設 ・保健センター ・デイサービス施設 単独施設 ・デイサービス施設	複合施設 1階平屋 社会福祉協議会 健康推進係 出石町シルバー人材センター 心身障害者小規模作業所はこべの家 出石温泉乙女の湯 健康相談室、診察室、検査室、 機能訓練室、調理室	複合施設 ・保健センター(健康福祉課、介護支援センター) ・但東中央デイサービスセンター: 社協運営・高齢者活動支援センター (但東町社会福祉協議会、北但東部シルバー人材センター但東支部、精神障害者通所作業所(すみれ共同作業所))
3.運営管理状況	3.運営管理状況	3.運営管理状況	3. 運営管理状況	3.運営管理状況	3.運営管理状況
豊岡市社会福祉協議会に管理委託	城崎町社協へ管理業務委託 本住寺住職へ管理業務委託 城崎町社協へ貸付		町直営 宿日直業務はシルパー人材センターに委託 社会福祉協議会へ委託	町直営	
4.利用状況	4.利用状況	4.利用状況	4.利用状況	4.利用状況	4.利用状況
別紙のとおり	城崎町総合福祉会館 (保健センター・多機能センター) 47件 389,989円、 温泉交流センター13,004人 1,087,650円 本住寺会館 374回 41,895円		一般への貸館は行っていない。	別紙のとおり	平成15年度完成
5.使用料	5.使用料	5.使用料	5.使用料	5.使用料	5.使用料
別紙のとおり	別紙のとおり		無	別紙のとおり	別紙のとおり
6.減免の有無	6.減免の有無	6.減免の有無	6.減免の有無	6.減免の有無	6.減免の有無
有	有		-		
7.許可	7.許可	7.許可	7.許可	7.許可	7.許可
社協	町長が許可		センター長		
8.申請	8.申請	8.申請	8.申請	8.申請	8.申請
社協宛	申請書により町長へ申請		申請書		
9. その他	9.その他	9. その他	9. その他	9. その他	9.その他
		平成16年度完成予定	開館時間 9:00~22:00 8:30~17:15		

<u>공</u>

豊岡市 豊岡福祉会館(やなぎセンター)使用料

区分 使用料の額 9:00~ 13:00~ 18:00 ~ 9:00~ 13:00 ~ 9:00~ 室 名 12:00 17:00 22:00 17:00 22:00 22:00 大集会室 180人 テープル使用 7,600 11,000 13,800 18,600 4.800 6,200 144 基本料金 教養娯楽室 18 900 1,100 1,500 2,100 2,300 3,900 児童保育室 18 700 1,000 1,100 1,700 2,000 3,100 第1会議室 36 1,400 1,800 2,200 3,200 4,000 6,100 第2会議室 36 1,400 1,800 2,200 3,200 4,000 6,100 第3会議室 30 1,100 1,500 2,000 2,600 3,300 5,100 営利を目的として使用する場合は、当該使用区分にかかる基本使用料の5割の額を加算する。 使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につき、当該使用区分にかかる基本 使用料の4割の額を徴収する。 にの場合において、当該延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 冷暖房使用料は、当該使用区分にかかる基本使用料(延長して使用したときは、当該延長にかかる分の

大集会室を宴会場として使用するときは、基本使用料の2割の額を加算する。

冷暖房使用料は、当該使用区分にかかる基本使用料(延長して使用したときは、当該延長にかかる

やなぎセンターの附属設備の使用料は、1単位当たり5,000円の範囲内で市長が定める。 使用料の計算について、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

特別料金

平成13年度福祉会館利用状況					
	_	言	t		
			人員		
	大集会室	(228)	(8,701)		
Þ	八朱云王	81	3,604		
な	第1会議室	(174)	(2,927)		
	77 AME	106	2,091		
ぎ	第2会議室	(204)	(3,168)		
t	77. Z IM E	118	1,978		
_	第3会議室	(264)	(3,098)		
ン	70.000.1	56	674		
4	教養娯楽室	(263)	(2,673)		
A	7. 民 八 木 王	24	263		
I	計	(1,133)	(20,567)		
	H I	385	8,610		
. =	視聴覚言語害者室	(698)	(3,784)		
ンスタモ	相談室	(492)	(1,194)		
タ モ ス	ポ ランティアセンター	(290)	(2,361)		
セ	計	(1,480)	(7,339)		
	合 計	(2,613)	(27,906)		
	H RI	2,998	36,516		

使用料も含む。)の5割の額を加算する。

分の使用料も含む。)の6割の額を加算する。

()内は使用料免除団体

コスモスセンターは、使用料免除団体のみ使用。

城崎町	グス叫引出し
-----	--------

城崎町総合福祉会館使用料

770- 3. 3 1110	NAME AND DE	13 1					
場所	時間	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00
多模	幾能ホール (70名)	4,000	5,000	7,000	8,500	11,500	13,000
保 健	第1研修室 (40名)	1,000	1,200	1,700	2,000	2,800	3,000
セン	第2研修室 (25名)	600	800	1,000	1,000	1,500	2,000
ター	栄養指導室 (24名)	2,000	2,500	3,500	4,000	5,500	6,500
温泉3	交流センター	,	住民以外30 小学生以下 、無料開放。	00円(小学生 1800円 とする。(たた			

. 営利を目的として使用する場合は、当該使用区分にかかる基本使用料の5割の額を

ルル男 9 8。 ・使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につき、当該使用区分にかかる使用料の2割の額を徴収する。この場合において、当該延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 . 冷暖房使用料は、基本使用料の2割の額を加算する。

. 多機能センターの付属設備の使用料は、1単位当たり5,000円の範囲内で町長が定

. 福祉センターの業務のうちデイサービス及び特別入浴については、1回当たり3,000 円の範囲内で町長が定める。

*************************************	利用料	利用	料の額
デイサービ	ス	1人1回	1,000円
特別入浴の	み	1人1回	700円
介護浴のみ	,	1人1回	700円
給食サービ	゚スのみ	1人1回	300円

付属設備の使用料

コル対ス階の人が		
品名	単価	使用料
演台	台	500円
司会台	台	400円
花台	台	200円
ポータブルステージ	台	300円
金屏風	双	1,500円
放送アンプ	式	3,000円
テレビ、ビデオ	式	3,000円

本住寺会館使用料

区分	昼間 (午前9時~午後5時	夜間 (午後5時~午後9時)	冷房(クーラー)及び 暖房(ガスストーブ)
1 階	500円	300円	1時間1基につき100円
2階(ただし1室の場合)	500円(300円)	300円(200円)	1時間1基につき100円

出石町

1 基本使用料

場所	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00
多目的ホール	4,000円	6,000円	8,500円
給食調理室			
第一会議室	2,200円	3,300円	5,500円
娯楽室(和室)			
第二会議室	1,200円	1,800円	2,500円
茶室(和室)	,	1,000[]	,

- 2 飲食をともなう会食に使用する場合は、基本使用料の5割り増し
- 3 営利を目的とする場合は、基本使用料の10割増とする。
- 4 上記の金額は、消費税を含む。

基本入湯料

X	分	料 金 (1人1回当たり)
大	Д	300円
小	人	200円

- 2 大人とは、高等学校就学年齢以上をいう。
- 3 小人とは、小学生及び中学生就学年齢をいう。
- 4 センターから帰ることなく同日に2回以上入湯する場合、 2回目以降は基本入湯料の5割とする。

利用状況		回数	人数
	保健	347	16,032
行政	福祉	375	5,282
	その他	88	1,501
_	般	431	7,104
(う	ち有料使用)	(30)	(792)
	団体徴収金	385,792	
合	計	1,241	29,919
浴	湯	359	51,956

但東町

場所	_	時間	4時間未満	4時間以上	夜間 18:00~22:0			
保健センター	2階	トレーニング室	3,000円	5,000円	5,000円			
	1階	給食調理室	3,000円	4,000円	4,000円			
高齢者活動		交流促進室	2,000円	3,000円	3,000円			
	2階	研修室	1,500円	2,000円	2,000円			
支援センター	∠ PEI	農林産品製作室	2,000円	3,000円	3,000円			
		ボランティア推進室	1,500円	2,000円	2,000円			
		冷暖房	1,000円					
使用料の免除	1.住民の福祉の増進及び健康づくりのために使用する。 2.高齢者等の活動支援・生きがい発揮のために使用する。 3.その他()							
使用料の還付		者の責に帰さないと 日の前2日までに事 他(3料の50%))				
許可の条件	2.施設	秩序又は善良な風(又は設備を毀損する 他町長が不適当と認	るおそれがないこ	٤.				
許可の条件	2.騒音 3.許可 4.所定 5.使用 6.上記	の場所以外で火気(を発し、暴力を用いなくポスターの配布の場所以外での飲作の許可を受けた部屋のほか但東町の定と他、職員の指示に位	るなど他人に迷惑 、掲示等をしない 食は、事前に届け 置以外に出入りし かる条例、規則を	惑を及ぼす行為な いこと。 け出て許可を受け ないこと。	E しないこと。			

	専門部会名 4 福祉部会 分	科 会 名 15 地域福祉分科会	그 F 22 6 1102 1	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	吸い 協定細目社	会福祉関係事務事業の取扱い
	大 分 類 戦没者等福祉の取扱い	中 分 類 旧軍ノ	・軍属の恩給及び援護事務等の取扱い	小 分 類 旧軍人・軍属の恩給及び扱	爰護事務等の取扱い 細 分 類 旧軍人・耳	『属の恩給及び援護事務等の取扱い
	に基づき、障害者本人には障害年金 金及び弔慰金を支給し、援護を行うこ 定されました。 支給対象者は、国と雇用関係又は 軍属並びにその遺族です。 ただし、軍人については、昭和28年	より、会の維持運営が困難な の場病及び死亡等に関し、国家補償の精神を、死亡者の遺族には遺族年金・遺族給与ことを目的とする法律で昭和27年に4月に制産用類似の関係にあった軍人軍属及び準 軍8月に恩給法が復活し、原則として恩給法 事金や障害年金の支給対象者は主に恩給	1 . 各団体の実情を尊重しながらも 2 . 運営補助については、平均的が 対 応		4.一元化の方向 財体 統合に向け調整	K準を目安とする
		各 市 町	に お け る 🎚		の 現 況	
	豊 岡 市	城 崎 町	竹 野 町 1.補助団体名	日 高 町 1.補助団体名	出 石 町 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	但 東 町 1.補助団体名
	1 . 補助団体名 豊岡市遺族会	1 . 補助団体名 城崎町遺族会	1.	日高町遺族会	1. 補助回体台兵庫県出石郡遺族会	1 · 補助団体名 但東町遺族会
-	豊岡市傷痍軍人会 軍人恩給連盟	城崎町傷痍軍人会軍人恩給連盟	竹野町傷痍軍人会 軍人恩給連盟竹野支部 竹野町被爆者の会	日高町原爆被爆者の会	出石町原爆被害者の会	巴米叫 庭
S	2 . 金額	2.金額	2.金額	2 . 金額	2 . 金額	2.金額
	365千円 110千円 委託料支給	20,000円 30,000円 補助金なし	45,000円 25,000円 15,000円 20,000円	50,000円 32,000円	41,000円 40,000円	84,000円
	3 . その他	3 . その他	3 . その他	3 . その他	3 . その他	3 . その他
	地区の恩給相談業務を委託 7,000円×10地区					現在事務全般をしているが、今後会計を 含む事務を遺族会に渡すよう検討中

專門部会名 4 福祉部会 分	科 会 名 15 地域福祉分科会	3 - 5 22 6 1102 2	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	吸い 協定細目社	 会福祉関係事務事業の取扱い	
大 分 類 戦没者等福祉に関する取扱し	中 分 類 戦没者	治追悼式の取扱い	小 分 類 戦没者追悼式の取扱い	細 分 類 戦没者追悼式の取扱い		
1 . 開催回数に差異がある。 2 . 遺族会とのかかわりに差異がる 3 . 贈呈品等に差異がある。 題	ნ る。	1 . 豊岡市の例を基本とし、新市において開催する。 遠隔地の送迎及び贈呈品については、合併の日までに調整する。 対 応		1.制度・組織等の存廃 存続 2.制度・組織等の一元化 必要 3.廃止又は一元化の時期 合併の日 4.一元化の方向贈呈品等 現行の平均的水準を目安とする支援体制等 豊岡市の例による		
## F77 **	各市町		事	の現況	1 /n = mr	
1 名称	城 崎 町 1.名称	竹 野 町 1.名称	日 高 町 1.名称	出 石 町 1.名称	但 東 町 1.名称	
1 . 名称 豊岡市戦没者追悼式	' · 台位	1 · 石柳	日高町戦没者追悼式	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	「	
2 . 主催	2 . 主催	2 . 主催	2 . 主催	2 . 主催	2 . 主催	
豊岡市	ない	竹野町	日高町	出石町	~ · 工作 但東町	
3.開催回数	3.開催回数	3.開催回数	3.開催回数	3.開催回数	3.開催回数	
平成14年度で第51回。毎年開催。	毎年1回 11月開催 年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年1回	年1回	年1回(10月~11月頃)	5年に1回(次回は2005年)	
4.遺族会との関係	4.遺族会との関係	4.遺族会との関係	4.遺族会との関係	4.遺族会との関係	4 . 遺族会との関係	
協力	町長と遺族会長連名で追悼式の開催案内 をする。	開催について全面協力いただいている。 追悼式対象は全町民だが、実際は遺族会 の方々の出席が多いことと従来の慰霊祭 の流れから準備等についても協力いただ いている。	協力	遺族会を通じ遺族へ追悼式の案内状送付、式場準備及び後片付け協力いただい ている。	戦没者追悼式に係る式典準備に参加(主 体は町)	
5 . 贈呈品	5.贈呈品	5 . 贈呈品	5.贈呈品	5 . 贈呈品	5.贈呈品	
茶葉 1 袋 280円×600個				入浴剤 180円×200個		
6 . その他	6 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	
別途 年1回秋季に、豊岡市遺族会主催 の仏式による慰霊祭あり。						

專	門部会名 4 福祉部会 分	科 会 名 15 地域福祉分科会	コード 22 6 1104 2	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	ひい 協定細目 社会	会福祉関係事務事業の取扱い	
大	、分類 その他地域福祉に関する取扱	い 中分類 日本赤	十字社の取扱い	小 分 類 日本赤十字社の取扱い	細 分 類 日本赤十二	字社の取扱い	
	各分区長に町長が就任すること るが、事務局については社協が である。 2.日赤社資の募集については、各 市町により差異がある。 3.事務費等の地区・分区交付金の 交付金の1/2相当額を各地区 4.日赤奉仕団については、従前は 年組織率が低下している。	は豊岡市長、5町については北但地区にから、実施主体は各市町と判断されが持っている場合もあり市町まちまちば区長へ依頼しているが、依頼方法はの取り扱いについて、豊岡市の場合は、不還元するなど市町間で差異がある。は主に婦人会で組織されていたが、年	社会福祉協議会との調整が必要 対 2.社資の募集方法については、各 3.地区還元金については、合併の	区長に依頼し行う。	1 . 制度・組織等の存廃 存続 2 . 制度・組織等の一元化 必要 3 . 廃止又は一元化の時期 合併の日 4 . 一 元 化 の 方 向 実 施 主 体 新市 社資募集方法 現行を基本とする。 地 区 還 元 金 合併の日までに廃止する 奉 仕 団 組 織 新市において調整する。		
		各市町	に お ける 事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の現況		
	豊岡市	城 崎 町	竹野町	日 高 町	出石町	但東町	
- □ 1 .	実施主体	1. 実施主体 城崎町	1. 実施主体 竹野町	1.実施主体 日高町社会福祉協議会	1. 実施主体 出石町社会福祉協議会	1.実施主体 但東町社会福祉協議会	
<u>ی</u>	日本赤十字社兵庫県支部豊岡地区	<u>አለሃ mal m1</u>] ±1 m]	ᆸᇛᆈᅚᅩᇫᅚᇜᄣᇓᇏᇫ	шпылтхтишт шиж х	IE未可让女猫证IIII	
	事業内容	2.事業内容	2.事業内容	2.事業内容	2.事業内容	2.事業内容	
	·社資の募集関係事務 ·地区奉仕団関係 ·地区交付金交付事務 ·災害救援物資の配布 ·特別社員章の交付申請 ·地区役員の委嘱・解職申請	・献血事業 ・社資募集 ・災害時の生活物資配給 ・独居老人訪問活動(城崎婦人会に委託) ・日赤奉仕団として城崎婦人会が登録	日赤竹野町分区に関する事務	· 社資募集 · 奉仕活動協力	奉仕団によるボランティア活動として社協の給食サービスの調理、訪問しての配膳、火災、水害見舞い	· 社資募集 · 奉仕団員募集	
	社資の募集方法		3.社資の募集方法	3.社資の募集方法	3.社資の募集方法	3.社資の募集方法	
j	毎年5月1日~31日が社員増強運動月間となっているが、豊岡では5月15日から1ヶ月間を運動 期間としている。 (区長への依頼、資材の配布他)	毎年5月に城崎婦人会、婦人会のない町内は町 内会長へ依頼。	5月(募集期間)に婦人会支部長又は区長に各 区の社資募集、集金等依頼する	各区長へ依頼	区長会に依頼、拠出の方法は、区で一括、戸別の拠出、隣保費から等まちまち。 後日回覧名簿により領収書発行	各区の区長に文書により依頼	
4.	協力事務費	4.協力事務費	4.協力事務費	4.協力事務費	4.協力事務費	4.協力事務費	
	平成14年度 事務費交付金 634,448円 事業費交付金 634,448円 特別事業交付金 600,000円	平成14年度 事務費交付金 36,198円 事業費交付金 60,330円 日本赤十字社兵庫県支部により、社資額 をもとに、城崎分区へ支払われる。 額は社資の額により毎年変動する。 また、年 度終了後、残額は兵庫県支部へ返還する。	平成14年度 事務費交付金 49,644円 事業費交付金 82,740円	平成14年度 事務費交付金 218,124円 事業費交付金 363,540円 特別事業交付金 455,000円	平成14年度 事務費交付金 84,300円 事業費交付金 140,650円 特別事業交付金 150,000円	平成14年度 事務費交付金 44,250円 事業費交付金 73,750円	
5 .	その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	
÷	地区還元金 通常社資募集額の10%を地区に還元してい る。 奉仕団活動費 女性交流団体310千円	奉仕団活動費 年2回の事業実施のため約40千円を城崎婦人 会に支出している。	奉仕団活動費 日赤奉仕団活動費として100,000円を助成して いる。				

專門部会名 4 福 祉 部 会	分科 会 名 16 生活福祉分科会	□ H 22 6 1205	1 1 協定項目 各種事務事業の取割	扱い 協定細目 社会福祉関係事務事業の取扱い
大 分 類 生活保護事業の取扱い	中 分 類 生活	保護事業の取扱い	小 分 類 生活保護事業の取扱い	細 分 類 生活保護事業の取扱い 1/2
問 び但東町の被保護者は扶助 2 . 支給方法に差異がある。 3 . 城崎町、竹野町、日高町、 実施しており、引継ぎ等に 4 . 従来県の行ってきたサービ	出石町及び但東町は県豊岡健康福祉事務所が 調整を要する。 ス水準を維持するため、城崎町、竹野町、 職員による現業員を養成する必要がある。	あり方とあわせ、合併ま 3 . 兵庫県と連携、協力し円 4 . 兵庫県との連携により、	岡市の例を基本に新市における福祉事務所の でに調整する。	1 . 制度・組織等の存廃 存続 2 . 制度・組織等の一元化 必要 3 . 廃止又は一元化の時期 合併の日 4 . 一 元 化 の 方 向
	各 市 町	に お ける	事務事業等の	現。況
豊岡市	城崎町	竹野町	日高町	出 石 町 但 東 町
1.生活保護状況				

生活保護状況

(平成14年3月分)

	VHX 1/1///U	,																, 1 7-70	, ,	· · · · ·
		òф	÷ф	保							扶助	別世帯	数及び	人員						
		保保探察		護	生活扶助		住宅扶助 教		教育	育扶助 介護扶助		扶助	医療扶助							
[区分									世帯 人員		人員 世帯				人員				
		世 人 % ***	%	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員		人員		入院				入院外		合	
		.ф.	貝)										精神	その他	計	精神	その他	計	計
豊	岡市	172	249	5.2	149	226	131	199	19	32	15	15	159	14	11	25	39	143	182	207
豊	城崎町	25	38	8.9	22	35	13	19	1	2	4	4	25	2	1	3	8	20	28	31
事問	竹野町	12	14	2.5	8	9	2	2			4	4	11	3	1	4	2	7	9	13
事務所福	日高町	43	61	3.3	33	51	18	34	3	9	3	3	33	8		8	9	27	36	44
所福	出石町	37	50	4.4	35	48	15	25	3	6	6	7	31	2	2	4	5	26	31	35
祉	但東町	8	9	1.6	7	8					2	2	7	1		1	3	4	7	8
新	市	297	421		254	377	179	279	26	49	34	35	266	30	15	45	66	227	293	338
但	馬計	594	808	4.1	453	659	270	409	42	72	84	87	535	106	39	145	96	415	511	656
兵庫	県 計	18,717	27,307	7.6	16,228	24,578	14,735	22,486	1,731	2,732	1,939	2,007	17,113	1,555	1,604	3,159	2,254	17,814	20,068	23,227

注)兵庫県計は神戸市及び姫路市を除く数字生活保護状況

			単身t	世帯				被保護者			
		高齢者	傷病者 障害者	その他	計	高齢者	母子	傷病者 障害者	その他	計	世帯数合計
豊	岡市	65	58	6	129	4	18	15	6	43	172
豊	城崎町	12	5		17		2	6		8	25
_ 岡	竹野町	5	5		10			1	1	2	12
事務所福	日高町	17	16	1	34	1	2	4	2	9	43
所福	出石町	16	11	1	28	4	3	2		9	37
祉	但東町	2	5		7			1		1	8
新	市	117	100	8	225	9	25	29	9	72	297

<u> </u>	吸臭人山	7170					(1 12% : 0	T/2、 干压 · 13 /
	区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他扶助	計
豊	岡市	116,171,179	34,405,681	2,691,747	4,618,731	208,523,931	17,031,434	383,442,703
豊	城崎町	13,118,038	2,928,573	150,390	513,147	29,358,403	4,382,330	50,450,881
事岡	竹野町	4,813,461	447,805	90,862	483,229	15,690,036	106,360	21,631,753
事務所福	日高町	25,503,670	5,782,657	631,426	401,216	63,107,900	6,417,613	101,844,482
所福	出石町	22,261,766	2,103,774	554,558	3,686,413	37,883,306	1,820,508	68,310,325
祉	但東町	2,991,955	17,625		303,090	7,496,725		10,809,395
	計	184,860,069	45,686,115	4,118,983	10,005,826	362,060,301	29,758,245	636,489,539

I	l	l	1	1	1
2 . 生活保護の実施体制	2.生活保護の実施体制	2 . 生活保護の実施体制	2.生活保護の実施体制	2.生活保護の実施体制	2.生活保護の実施体制
豊岡市福祉事務所長(健康福祉部長) 社会福祉課長 社会福祉課長補佐 生活福祉係長(査察指導員) 地区担当現業員 2人新任 1人 4年以上 1人 医療・介護 1人 経理・統計 1人(上記と兼務) レセプト点検 1人(臨時職員) 嘱託医1名(内科医)週1回出勤 報酬 65,000/月	県豊岡健康福祉事務所にて実施	県豊岡健康福祉事務所にて実施	県豊岡健康福祉事務所にて実施	県豊岡健康福祉事務所にて実施	県豊岡健康福祉事務所にて実施
3.保護費支給日					
毎月5日。 なお、5日が土日祝日の場合は前日。					
4 . 支給方法(直接支払・口座振込み)	4 . 支給方法(直接支払・口座振込み)	4 . 支給方法(直接支払・口座振込み)	4 . 支給方法(直接支払・口座振込み)	4 . 支給方法(直接支払・口座振込み)	4 . 支給方法(直接支払・口座振込み)
直接払を原則とするが、入院や施設入所等、直接受給に来られない特別の事情がある場合に限り、口座振込としている。	(支給事務のみ県から受託し行っている) 口座振込み	(支給事務のみ県から受託し行っている) 直接支払・口座振込み	(支給事務のみ県から受託し行っている) 直接払い 21件 口座振込み 18件	(支給事務のみ県から受託し行っている) 直接払い、一部は座振込み	(支給事務のみ県から受託し行ってい 全ての者が直接払い
5.レセプト点検業務					
委託先 (㈱日本サポートサーピス 委託料 400枚×12月×25円×消費税 国保医療とあわせて入札してい る。					
6.介護扶助認定事務					
委託先 北但行政事務組合 委託料 2,500円/件(被保険者以外) 意見書料の支払方法 口座振込み					
7.法外援助					
夏期一時見舞金支給(要領)					
8 . 生活保護システム ****					
業者名 北日本コンピューター(株) システム名 生活保護システム「ふれあい」 方 式 サール・ - クテイアント方式 ライセンス数 5 ライセンス 導入経費 4,725,000円 保守委託料 399,000円 *県豊岡健康福祉も同様のシステムを使用している。					

専門部会名 4 福 祉 部 会 分	科 会 名 16 生活福祉分科会	□	1 協定項目 各種事務事業の取扱	吸い 協定細目社	 会福祉関係事務事業の取扱い			
大 分 類 障害者給付制度等の取扱い	中 分 類 介護手	当の取扱い	小 分 類 介護手当の取扱い	細 分 類 介護手当	の取扱い			
	基本的に内容に差異はないが、日高町は町 を拡大しており、また、竹野町は町単独費	1 . 豊岡市、城崎町、出石町及び但 対 応 策	東町の例により、新市に引き継ぐ。	1 . 制度・組織等の存廃 存続 2 . 制度・組織等の一元化 必要 3 . 廃止又は一元化の時期 合併後最初に到来する4月1日 4 . 一元化の方向 支給額 県要綱のとおりとする(町単独費による支給は廃止する) 対象者 県要綱のとおりとする(町独自の所得制限基準は廃止する) ※				
	各市町	に お け る 事	§ 務 事 業 等	の 現 況				
	城 崎 町 1.対象	竹: 野: 町 1.対象	日 高 町 1.対象	出 石 町 1.対象	但 東 町 1.対象			
居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者	居宅で6ヶ月以上常時队床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者	居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者	居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者 所得制限に町独自基準がある。	居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者	居宅で6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳未満の重度の障害者を介護している者			
2. 支給額	2.支給額	2.支給額	2. 支給額	2.支給額	2.支給額			
月額10,000円	月額10,000円	月額13,000円	月額 10,000円	月額10,000円	月額10,000円			
3. 交付件数	3. 交付件数	3. 交付件数			<mark></mark>			
5 4件	2件	4件	実人員 23人 のべ件数231(うち町単3件)	9件	6件			
4 . 交付方法·口座·窓口	4 . 交付方法·口座·窓口	4.交付方法·口座·窓口	4 . 交付方法·口座·窓口	4 . 交付方法·口座·窓口	4 . 交付方法·口座·窓口			
口座振込	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込			
5.交付回数	5. 交付回数	5. 交付回数	5. 交付回数	5. 交付回数	5. 交付回数			
年4回	4回	年4回	4回	4回	4回			
6. 交付月	6. 交付月	6. 交付月	6 . 交付月	6 . 交付月	6. 交付月			
2,5,8,11月	2,5,8,11月	2,5,8,11月	2 , 5 , 8 , 1 1月	2 , 5 , 8 , 11月	2,5,8,11月			
7. 認定基準	7. 認定基準	7. 認定基準	7. 認定基準	7. 認定基準	7. 認定基準			
食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひと りでできない	食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひと りでできない	食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひと りでできない	食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひと りでできない	食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひと りでできない	食事、排泄、入浴、歩行、衣服の着脱がひと りでできない			
8. その他	8. その他	8.その他	8.その他	8.その他	8.その他			
補助率	補助率	補助率	補助率	補助率	補助率			
県 2分の1 市 2分の1	県 2分の1 町 2分の1	県 2分の1 町 2分の1 (町単独で3,000円上乗)	県 2分の1 町 2分の1	県 2分の1 町 2分の1	県 2分の1 町 2分の1			

協議第 28 号

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について協議する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

水道・下水道関係事務事業の取扱い	協定番号	22-1	4

水道関係事務事業

- 1.量水器交換、開閉栓の取扱い 開閉栓業務は、現行のとおり新市に引き継ぎ、手数料は合併の日に統一 する。
- 2.公認業者の取扱い 認定方法は豊岡市の例を基本とし、登録手数料は合併の日に統一する。
- 3. 水道事業各種申請事務の取扱い 事務手数料は合併の日に統一する。

継続審議(全件	•)	
平成15年	月	日確認(全件・・)

専門部会名 8 環 境 部 会	分科会名 28 水道分科会	口一片 22 14 1101 4	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	及い 協定細目 水	道・下水道関係事務事業の取扱い
大 分 類 水道事業の取扱い	中 分 類 公認美	業者の取扱い	小 分 類 公認業者の取扱い	細 分 類 公認業者	の取扱い 1/1
1.業者認定方法については、1 2.講習会の開催については、差 3.登録手数料は、城崎町が5,00 調整を要する。 題		する。ただし、合併の日までに1 対 新市における登録済業者とみなし 2.講習会の開催については、豊岡 調整する。	は、豊岡市の例を参考に合併までに調整市5町に登録している業者については、新市に引き継ぐ。 関市、出石町の例を参考に新市において 豊岡市、竹野町、日高町、出石町、但東	整 登録手数料 合併の 4.一元化の方向 ・公認業者の認定方法は、 おいて調整する。	を速やかに 0日 豊岡市の例を参考とし、詳細は新市に 、出石町の例を参考とし、詳細は新市
	各 市 町		事	の 現 況	
豊岡市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但東町
1.業者認定 1.方法 書類審査 2.認定数(平成14年度末) 市町内 49件 新市内 31件 新市以外 23件 合計 103件 2.講習会 1.時期 定期的に実施、随時 2.内容 法律等改正説明	1.業者認定 1.方法 書類審査 2.認定数(平成14年度末) 市町内 5件 新市内 21件 新市以外 6件 合計 32件 2.講習会 1.時期 1.時期 実施していない。 2.内容 -	1.業者認定 1.方法 書類審査 2.認定数(平成14年度末) 市町内 2.1件 新市内 3.3件 新市以外 6件 合計 6.0件 2.講習会 1.時期 実施していない。 2.内容 -	1.業者認定 1.方法 書類審査 2.認定数(平成14年度末) 市町内 26件 新市内 37件 新市以外 32件 合計 95件 2.講習会 1.時期 実施していない。 2.内容 ー	1.業者認定 1.方法 書類審査 2.認定数(平成14年度末) 市町内 25件 新市内 36件 新市以外 20件 合計 81件 2.講習会 1.時期 1回/年(6月) 2.内容 給水装置工事申込書から竣工検査、事務手続き、法律改正事項 3.参集範囲 出石郡と過去2年以内に工事申込みのあった業者	1.業者認定 1.方法 書類審査 2.認定数(平成14年度末) 市町内 9件 新市内 2.5件 新市以外 1.3件 合計 4.7件 2.講習会 1.時期 随時 2.內容 法律等改正説明
3.登録手数料	3.登録手数料	3.登録手数料	3.登録手数料	3.登録手数料	3.登録手数料
・新規 10,000 円	・新規 5,000円	・新規 10,000円	・新規 10,000 円	・新規 10,000円	・新規 10,000円

専門部会名 8 環 境 部 会 分	科会名 28 水道分科会	□ + f 22 14 1101 5 1	1 協定項目 各種事務事業の取扱		道・下水道関係事務事業の取扱い
大 分 類 水道事業の取扱い	中 分 類 水道	事業各種申請事務の取扱い	小 分 類 水道事業各種申請事務の	取扱い 細分類 水道事業	各種申請事務の取扱い 1/1
	基準、額に差異があり調整を要する。 場合に、豊岡市だけ設計審査、工事検査 要する。 (単位:件) 出石町(但東町 計 86 5 807 86 5 661 4 5 44	25mm以上の2段階に設定し、現市においてそれぞれ1,000円、3,6 ・豊岡市における下水道接続に件置については、新市において廃止道路占用申請手数料・豊岡市と竹野町における現行のおいて国県道を3,000円、市道をが消防演習の立会・新市においては廃止する。	科 20mm以下と、営業用が主である口径 現行の平均的な額を目安に見直し、新 000円とする。 詳う給水工事にかかる手数料の免除措 上する。 O平均的な額を目安に見直し、新市に 1,000円とする。	学 ・道路占用申請手数料は、 1,000円に統一する。 案	存 続(一部廃止) 必 要(一部不要) 合併の日 会査手数料は新市において口径 20mm imm以上で3,000円に統一する。 新市において国県道を3,000円、市道を
豊岡市	善	Ţ に お け る 事 ┃ 竹 野 町 ┃	務事業等日高町	の 現 況 出 石 町	但東町
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1.種類 1.種類		1.種類 1.種類		日
給水工事設計図書 道路占用(掘削)許可申請書 道路使用許可申請書 河川占用許可申請書 公有土地水面使用許可申請書 受水槽方式給水装置設置届(兼変更届) 指定給水装置工事事業者指定申請書 開栓申込書	給水装置工事申込書 給水申込書 代理人選定(変更)届 管理人選定(変更)届 給水開栓申込書 給水中止(廃止)申込書 給水裝置所有者変更届 消火栓演習届 水道事用水道設置届 簡易専用水道届出事項変更届 簡易専用水道休止・廃止届 関係地区代表者届出書	 結果 中込書 代理(変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (の変更) (の変更)	(記) 会水申込書(申請書中申請者から業者に を任合む) 会水開栓届出書 会水装置所有権変更届 会水装置使用者変更届 会水装置使用者変更届 会が装置使用者変更届 の道料金軽減申請書 経減水量査定 上所変更届 質金口座振替依頼書 機械器具使用申込書 の品借用書	給水装置申込書、完成届 給水申込書 水申 連書 水神伊用 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	給水申込書(新規加入者) 給水裝置工事申込書 給水開栓申込書 給水中(休)止申込書 給水裝置所有者使用者変更届 水道使用料減額申請書 臨時用水使用屆 消火栓使用願 指定給水裝置工事事業者申請者用紙一式
2.給水手数料	2. 給水手数料	2.給水手数料	2. 給水手数料	2.給水手数料	2.給水手数料
区 分 金額	区 分 金額	区 分 金額	区 分 金額	区 分 金 額	区 分 金 額
設計手数料 - 20以下 800円 25~40 1,500円 50~75 2,500円 75以上 3,500円	設計手数料 - 20以下 800円 25~50 1,500円 75以上 2,500円	設計手数料 - 設計審査手数料 1,800円	設計手数料 - 25以下2,000円 設計審査手数料 40以上6,000円	設計手数料 3,000円 設計審査手数料 1,500円	設計手数料 1,000円 設計審査手数料 1,000円
工事検査手数料 20以下 1,000円 25~40 2,500円 50~75 5,500円 75以上 8,500円	工事検査手数料 20以下 1,000円 25~50 2,500円 75以上 5,000円	工事検査手数料 1,000円	工事検査手数料 40以上5,000円	工事検査手数料 2,000円	工事検査手数料 1,000円
道路占用申 国県道 3,000円 請手数料 市町道 1,500円 消防演習の立会い -	道路占用申 国県道 - 市町道 - 市町道 - ドラック	道路占用申請 手数料 市町道 2,000円 消防演習の立会い -	道路占用申請 手数料	道路占用申請 国県道 10,000円 手数料 市町道 10,000円 消防演習の立会い -	道路占用申請 国県道 - 手数料 市町道 - 消防演習の立会い 1,000円

提案第9号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

慣行の取扱い	協定番号	1 8

- 1.新市の市章の取扱い 新市において制定することとし、市旗についても同様とする。
- 2.木・花・鳥・魚・石・歌等の取扱い 現行の市花及び町花等は一旦廃止し、制定の種別等は新市において決定 する。
- 3.各種憲章・宣言等の取扱い 現行の憲章及び宣言等は一旦廃止し、制定の種別等は新市において決定 する。

次回協議(全件	•)	
平成15年	月	日確認(全件	•)

専門部会名 1 総務部会	分科会名 3 総務分科会	□ - 	1 1 協定項目 慣行の取扱い	協定細目 惛	賃行の取扱い
大 分 類 新市の市章の取扱い	中分類 新市の	D市章の取扱い	小 分 類 新市の市章の取扱い	細 分 類 新市の市	5章の取扱い 1/1
ことから必然の結果である。 また、1市5町の中には、昭和	が状に差異があるが、各市町の象徴である 日の合併に際し事前に準備した例はなく、 公式典等の挙行に特段の不都合はない。	とする。また、制定の時期及び選 て決定する。	制定することとし、市旗についても同様 定方法等の詳細についても、新市におい 合併に伴い失効するが、その意匠に係る き継ぐものとする。	a 2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 等 資 住 の 成 準 等等等等 住 組 援 備 入 東 制 境 合 等 な 設 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該	なし なし なし なし なし なし 定に係る取扱いについても、新市において
	各市町		事務事業等	の現況	
	城場が順	竹野町		出 石 町	東町
1 . 制定時期 昭和25年 8 月10日 (市政の施行:昭和25年4月1日)	1 . 制定時期 昭和61年2月1日 (町政の施行:昭和30年2月1日)	1 . 制定時期 昭和32年 4 月 1 日 (町政の施行:昭和32年4月1日)	1 . 制定時期 昭和31年 5月3日 (町政の施行:昭和30年2月1日)	1.制定時期 昭和33年2月14日 (町政の施行:昭和32年9月1日)	1.制定時期 昭和35年 9月30日 (町政の施行:昭和31年9月30日)
2. 市町章及び由来等	2. 市町章及び由来等	2. 市町章及び由来等	2. 市町章及び由来等	2. 市町章及び由来等	2. 市町章及び由来等
豊岡市のアルファベットの頭文字『T』 と、旧藩主である京極氏の紋所とを組み	城崎町の片仮名の頭文字である『キ』 を図案化。	竹野町のアルファベットの頭文字『T』 を、鷹になぞらえて図案化。	日高町の平仮名の頭文字である『ひ』 を図案化。	出石町の平仮名の頭文字である『い』 を図案化。	但東町の平仮名の頭文字である『た』 を図案化。
合わせて図案化。					
3.市町旗平成3年4月:告示	3.市町旗町旗は有しているが、制定告示はしていない。	3.市町旗町旗は有しているが、制定告示はしていない。	3.市町旗町は有しているが、制定告示はしていない。	3.市町旗 町旗は有しているが、制定告示はして いない。	3.市町旗昭和41年9月:告示
					15-1

専門部会名 2 企 画 部 会 分	科会名 8 企画分科会	2 T 18 0 1002 1	1 1 協定項目 慣行の取扱い	協定細目 惛	買行の取扱い
大分類 木・花・鳥・魚・石・歌等の	の取扱い 中分類 木・	花・鳥・魚・石・歌等の取扱い	小 分 類 木・花・鳥・魚・石・副	炊等の取扱い 細分類 木・花・	鳥・魚・石・歌等の取扱い 1/1
	経過のもとに定められており、各市町の :親しまれており、 新市においても定め	事業とは異なり一元化による統一	市においても定めるものとするが、事務には馴染まないため、現行の市及び町花時期及び方法は、新市において決定する。	2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 等 資 住 の 成 等等等等等等等 住組 援 備 入 東 を ま き き き き き き き き き き き き き き き き き き	な し な し し し し し し し し し し し し し し し し し
	各 市 町			の 現 況	1
豊岡岡市	城場崎町	竹野町町	日 高 町	出る石町	但東町
1.制定状况	1.制定状況	1.制定状況	1.制定状況	1.制定状况	1.制定状况
木:や な ぎ 花:コスモス	木:しだれやなぎ 花: (なし)	木:くろまつ 花:つ ば き	木:モミジ 花:シャクナゲ、ツツジ	木:も み じ 花:てっせん	木:け や き 花:みつばつつじ
鳥:コウノトリ 歌:豊岡市歌	鳥: (なし) 歌:城崎町歌	鳥:やませみ 歌:竹野町歌	鳥:ウグイス 歌:日高町民のうた	鳥: (なし) 歌:出石町民の歌	鳥: (なし) 歌:但東町民歌
 2.目的・由来等	 2.目的・由来等	 2.目的・由来等	 2.目的・由来等	 2.目的・由来等	 2 . 目的・由来等
昭和55年4月制定 市制30周年記念事業として公募により決定。	昭和61年2月 町制30周年に際し町民から公募した もので、大谿川に架かる橋は一目見ると 強固な石の橋も、川端のしだれ柳と調和 して、城崎特有の風景をつくりだし、浴 客の目を楽しませてくれる。	昭和55年11月 制定 町制25周年に際し、明治百年事業と して、推奨木に定められたことから選定 した。	昭和47年 5 月 制定 一般公募により選定。	昭和57年8月制定 日本をいろどる代表的な景観として古 代からよく詩歌にもうたわれ、古い歴史 と文化遺産に富む城下町にふさわしい。	昭和51年9月制定 たくましく育ちみごとな枝を広げより 広い人間関係をめざす姿を表している。
昭和55年4月制定 市制30周年記念事業として公募により決定。	(該当なし)	昭和55年11月制定 町制25周年に際し、身近な身の回り にある花々から、住民アンケートにより 選定した。	昭和47年 5 月 制定 一般公募により選定。	昭和57年8月制定 昔から茶花として愛好され咲ききった 花容のみごとさ、静かで上品な美しさは 出石町を象徴する花にふさわしく、本町 にも自生している。	昭和51年9月制定 雑木雑草の茂る中にあって、精一杯の 花を咲かせる姿が世の中の苦しさに耐え 人の道を歩む素朴な郷土の人間像を表し ている。
平成12年4月制定市制50周年記念事業として制定。	(該当なし)	平成10年 6 月 制定 竹野川流域の美しさの保全を、後世に 伝承していく上で適切な鳥であることか ら選定した。	昭和47年5月制定 一般公募により選定。	(該当なし)	(該当なし)
昭和25年11月 制定公募により選定。	平成 8 年 7 月	昭和52年4月制定	昭和41年 2月制定 町制10周年を記念して制定。作詞は 一般公募。	昭和39年11月制定	昭和31年9月制定不詳
					15-2

專門部会名 2 企 画 部 会 分	科会名 8 企画分科会	2 + F 18 0 1003 1	1 1 協定項目 慣行の取扱い	協定細目	慣行の取扱い
大 分 類 各種憲章・宣言等の取扱い	中分類 各種	憲章・宣言等の取扱い	小 分 類 各種憲章・宣言等の取扱	吸い 細分類 各種憲	章・宣言等の取扱い 1/1
おり、それぞれに重要であり 新市 ら30年以上を経過し社会背景等	様々な経過及び目的のもとに定められて 「においても定める必要があるが、制定か が大きく変化しているもの、或は、制定 整を要するものなどがある他、市民憲章 等との整合を図る必要がある。	新市においても定めるものとする 同時に定められたものはなく、事	り、基本的な精神はできる限り引き継ぎが、現行の憲章及び宣言に昭和の合併と 務事業とは異なり一元化による統一には び宣言等は一旦廃止し、制定する種別、 いて決定する。	2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一元 化の 方向 合	存 続 (新市において新たに定める) 不 要 (現行の憲章等は一旦廃止する) な し はなし はなし はなし はなし はなし はなし はなし はなし はなし なおし はなし なおし なおし なおし なおし なおし なおし なおし なおし なおもし なおも
	各 市 町	7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	7	の現況	1
夢順順	城崎町			出 石 町	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1 . 制定状況 《 憲 章 》 市民憲章 昭和47年 4 月 制定	1 . 制定状況 《 憲 章 》 町民憲章 平成 8 年 2 月 制定	1 . 制定状況 《 憲 章 》 町民憲章 昭和53年4月制定	1 . 制定状況 《 憲 章 》 町民憲章 昭和 6 0 年 6 月 制定 福祉憲章 平成 7 年 7 月 制定	1 . 制定状況 《 憲 章 》 町民憲章 昭和 6 2 年 7 月 制定	1 . 制定状況 《 憲 章 》 町民憲章 昭和 5 1 年 1 0 月 制定
《宣言》 交通安全都市宣言 昭和37年1月制定 世界連邦平和都市宣言 昭和42年3月制定 衛生文化都市宣言 昭和43年9月制定 青少年健全育成都市 月 生涯健康都市63年9月制定 生涯健康和63年9月制定	《宣言》 反核平和宣言 昭和60年3月制定	宣言》 (なし)	(宣 言 》 (な し)	《宣言》 人権尊重の町宣言 平成12年10月制定	《宣言》シートベルト着用の町宣言平成8年9月制定
					15-3

提案第10号

企画関係事務事業の取扱い(その2)について

企画関係事務事業の取扱い(その2)について、次のとおり提出する。

平成15年7月23日提出

次回協議(全件・

平成 1 5 年 月 日確認 (全件・

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

企画関係事務事業の取扱い	協定番号	22-2
1.総合整備(振興)計画の取扱い 新市建設計画を踏襲し、合併後において策定する。 2.過疎地域自立促進計画の取扱い 関係各町において後期計画を策定し、前期計画と合わ		

)

専門部会名 2 企 画 部 会 分	科会名 8 企画分科会	回一片 22 2 1301 1	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い 協定細目 1	
大 分 類 総合整備(振興)計画の取扱し	中 分 類 総合	整備(振興)計画の取扱い	小 分 類 総合整備(振興)計画の耳	双扱い 細分類 総合整何	帯(振興)計画の取扱い 1/1
10.00.00.00.00.00	合計画又は振興計画の基本とする目標の に立地環境が異なることから、各施策の 画との整合を図る必要がある。	11,11,11,11,11	市の市政に係る中心的な計画であるが、 による調整は馴染まないため、新市建設 定する。	a 2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 向 給 付 助 成 等 資 住 民 事 制 境 等 設 議 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該	なし なし なし なし なし なし
豊岡市	格 市 町 城 崎 町	に お け る 引 竹 野 町	事 務 事 業 等 □ □ 高 町	の 現 況 出 石 町	但 東 町
1 . 名 称 第 6 次豊岡市総合計画 2 . 計画策定状況 《 基本構想》	1 . 名 称 城崎町 2 . 計画策定状況 《基本構想》	1 . 名 称 竹野画 2 . 計画	1 . 名 称 日高町新総合計画 2 . 計画策定状況 《基本構想》 議規決:平成11年6月 期間:平成11年度~平成20年度 《基本期間画》・中成12年度~平成20年度 《基本期間画》・中成15年度~平成17年度 3 . 理念(テーマ)・目標等 《理念(テーマ)・目標等 《理念未来を拓く但馬の新十字路日高町 《目標・多) はとかないのでの暮らしづくり 自然がいと活力づくり	1 . 名 称 出石町振興計画 2 . 計画策定状況 《基本構想》	1 . 名 称 第 4 次但東町総合計画 2 . 計画策定状況 《基本構想》
4 . 実施計画のローリング等 毎年ローリングしている。	4 . 実施計画のローリング等 単年度ごとの策定であり不要。	4 . 実施計画のローリング等 毎年ローリングしている。	4 . 実施計画のローリング等 毎年ローリングしている。	政づくり 4 . 実施計画のローリング等 当初予算が反映できるよう、毎年予算 の査定後に行っている。	4 . 実施計画のローリング等 単年度ごとの策定であり不要。
					16-1

專門部会名 2 企 画 部 会 分	科会名 8 企画分科会	2 2 2 1302 1 · ·	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱い	協定細目	企画関係事務事業の取扱い
大 分 類 地域整備計画の取扱い	中 分 類 過疎 均	地域自立促進計画の取扱い	小 分 類 過疎地域自立促進計画の取扱(八 細分類 過疎均	也域自立促進計画の取扱い 1/1
の特例(第33条)として、『合併i みなし、この法律を適用する。』。	おいて、市町村の廃置分合があった場合前に過疎地域であった区域は過疎地域とと規定されており、計画も各地域ごとに5ヵ年計画が平成16年度をもって終了関し調整を図る必要がある。	関係各町において、前期5ヵ年計画 した上で、前・後期の各計画を新市	特に重要な制度であり、合併の日までに 面の方針に沿った後期5ヵ年計画を策定 可に引き継ぐことを基本とする。 計計画に照らし、変更の要否を含め引き 離	資住組 支 器 語 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該 該	存 続 不 要 当ななし 当当なしし 当ななし 当ななし 当ないし 当ないし 当がないし 当がないし 当がないし 当がないし 当がないし 当がにおいて後期計画を策定し、前期計画と合 新市に引き継いだ上で、必要な見直しを行う。
<u> </u>	各市町	- (1)		現況	H 12, 12, 12
豊 岡 市 1.過疎該当等 過疎該当:なし 計画議決: 計画期間:	加速該当等 1.過疎該当等 過疎該当:あり 計画議決:平成12年9月 計画期間:平成12年度~平成16年度	1 . 過疎該当等 過疎該当:あ り 計画議決:平成12年9月 計画期間:平成12年度~平成16年度	日 高 町 1 . 過疎該当等 1 . 過疎該当:な し 計画議決:計画期間:	出 石 町 過疎該当等 過疎該当:な し 計画議決: 計画期間:	型 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
2.計画内容	2 . 計画内容 産業の振興 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 生活環境の整備 高齢者の保健、福祉の向上及び増進 医療の確保 教育の振興 地域文化の振興等 集落の整備 その他地域の自立促進に関し必要な 事項	2 . 計画内容 産業の振興 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 生活環境の整備 高齢者の保健、福祉の向上及び増進等 医療の確保 教育の振興 地域文化の振興等 集落の整備 その他地域の自立促進に関し必要な 事項	2.計画内容 2.	計画内容	2 . 計画内容 産業の振興(農林道整備等) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進(町道整備) 生活環境の整備(上下水・消防施設等) 高齢者の保健、福祉の向上及び増進 (高齢者福祉施設) 医療の確保(診療施設整備) 教育の振興(学校教育・給食施設等) 地域文化の振興等(保存及び継承) 集落の整備(分譲、住宅地開発等) その他地域の自立促進に関し必要な 事項(グリーンツーリズムの推進等)
					16-2

提案第11号

老人福祉関係事務事業の取扱い(その2)について

老人福祉関係事務事業の取扱い(その2)について、次のとおり提出する。

平成15年7月23日提出

次回協議(全件・

平成15年 月 日確認(全件・

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

老人福祉関係事務事業の取扱い	協定番号	22-5
1 . 生活管理指導短期宿泊事業の取扱い 日高町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速や 2 . 老人短期入所事業の取扱い 合併時に廃止する。		

)

専門部会名 4 福祉部会 分	科 会 名 14 老人福祉分科会	1102 2	3 1 協定項目 各種事務事業の取扱	及い 協定細目	老人福祉関係事務事業の取扱い
大 分 類 介護予防・地域支え合い事業	の取扱い 中分類 介護予	予防・生きがい活動支援事業の取扱い	小 分 類 生活管理指導短期宿泊事	業の取扱い 細分類 生活管	理指導短期宿泊事業の取扱い
を実施しているのは日高町の <i>a</i> 実施している。1市5町の実施	が但東町が制度を有しているが、事業 かである。豊岡市は市単独事業として を状況に差異があるため調整を要する。 の要綱を基本としているが、対象者等 関整を要する。	1 . 新市において必要性の増大が 基本とし新市に引継ぎ、詳細 対 応		1.制度・組織等の存廃 2.制度・組織等の一元化 3.廃止又は一元化の時期 4.一元化の方向対象者県の制度のとる事業内容県の制度のとる利用者負担 城崎町、竹野町	
2-2-2-2-4	各 市 町	に お ける 事	· 務 · 事 · 業 · 等	の現況	
豊 岡 市	城 崎 町	竹野町	日高町	出 石 町	但東町
1.対象	1.対象	1. 対象	1.対象	1.対象	1.対象
なし	概ね65歳以上の高齢者で介護保険法に規 定する要介護認定を受け自立と認定され た者等	基本的な生活習慣が欠如していたり、対人 関係が成立しないなど、社会適応が困難な 高齢者等	町内の概ね65歳以上の高齢者 (社会適応が困難な虚弱老人等)	該当なし	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及 び二人暮らし高齢者。
2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法
	下記入所理由が発生した場合介護者が申 請	町長に必要事項を記入のうえ申請	「生活管理指導短期宿泊申込書」の提出		医師の診断書等を添付し、福祉係へ提出
3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容	3 . 内容
	・入院、出産、冠婚葬祭、災害等の 社会的理由により、家庭において 介護できない 場合 ・介護者不在等により介護できない 場合原則として7日以内	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター等を利用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うと共に体調調整を図る	養護老人ホームへ短期入所させ、規律ある 生活を送りながら日常生活習慣を指導す る。		一人暮らし、二人暮らし高齢者等で社会対 応が困難な高齢者を養護老人ホーム等に入 所させ、生活習慣等の指導と体調調整を図 る。
4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担
	1 日1,730円	1日(1泊) 1,730円	1,730円 / 日		1,730円 / 日
5 . 委託先	5 . 委託先	5.委託先	5.委託先	5.委託先	5 . 委託先
	未締結	未締結	養護老人ホーム「ことぶき苑」 養護老人ホーム「青葉荘」(氷上町) 委託料 3,810円/日		未締結
6 . その他	6 . その他	6 . その他	6 . その他	6 . その他	6 . その他
市単独事業で実施している。	制度はあるが、平成14年度まで実績なし	制度はあるが、平成14年度まで実績なし	450日/年		制度はあるが、平成14年度まで実績なし

専門部会名 4 福祉部会)科 会 名 14 老人福祉分科会	口	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い協定細目	
大 分 類 老人保護措置の取扱い	中 分 類 老人知	豆期入所事業の取扱い	小 分 類 老人短期入所事業の取扱	い 細分類 老人短	期入所事業の取扱い
1 . 豊岡市のみが市単独費により記さまます。 と差異があるため調整を要する		1 . 生活管理指導短期宿泊事業によできるため、合併時に廃止する 対応	•	1 . 制度・組織等の存廃 調 2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 向	廃止 不要 平成17年3月31日
豊岡市	数	「 に お け る 身 │ 竹 野 町	第 務 事 業 等 日 高 町	の 現 況 出 石 町	但東町
1.対象者	1.対象者	1.対象者		1.対象者	1.対象者
65歳以上の要援護高齢者(65歳未満であって初老期痴呆に該当する者を含む)で次のいずれかに該当し、特別養護老人ホーム又は養護老人ホームに一時的に入所させる必要があると市長が認める者。特別養護老人ホームの対象者は、介護保険法による要介護、要支援認定を受けた者。養護老人ホームの対象者は、介護保険法による要支援認定を受けた者として高い場合である者。次に該当する者は対象者から除く。伝染性疾患を有し、他の者に伝染させるおそれのある者。精神障害があり、他の施設入所者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある者。疾病等により、医療機関に入院して医療を受ける必要がある者。		制度無	制度無	制度無	制度無
2. 申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法	2.申請方法
入所の理由が発生したとき、介護者がショートスティ 利用申請書を提出する。施設が求めたときは、診断書を添付する。					
3.内容 対象者を介護者に代わって一時的に養護する必要がある場合に、市長が指定した特別養護老人ホームに入所させ、対象者及びその家族の福祉の向上を図る。	3.内容	3.内容	3 . 内容	3.内容	3 . 内容
4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担	4.利用者負担
介護者又は対象者は、人所に要する経費のうち、介護保険法に基づき厚生大臣が定める基準により算定した額又は要支援認定を受けた者に対する基準を準用して算定した額の10/100に相当する額及び指定施設で規定する食材料費、日常生活費等を負担する。					
5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他	5 . その他
			生活管理指導短期宿泊事業へ移行。 (平成12年度)		17-2

提案第 12 号

健康・保健関係事務事業の取扱い(その1)について

健康・保健関係事務事業の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

健康・保健関係事務事業の取扱い

協定番号

22-7

- 1.母子健康手帳交付事務及び妊婦健康相談の取扱い 豊岡市及び日高町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調 整する。
- 2. 母親学級の取扱い

日高町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

- 3. 妊産婦・新生児訪問指導の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 4.乳児健診の取扱い

豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

5 . 離乳食講習会の取扱い

豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

6.乳幼児歯科相談の取扱い

豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

7.乳幼児健康相談の取扱い

日高町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

8.1歳6ヶ月児健診の取扱い

出石町及び但東町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

9.フッ素塗布事業の取扱い

豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

10.2歳児健診の取扱い

豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

(続き)

健康・保健関係事務事業の取扱い 協定番号 22-7 11.3歳児健診の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。 12.乳幼児訪問指導の取扱い 豊岡市の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。 13. 育児支援教室の取扱い 豊岡市及び出石町の例を基本とし、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調 整する。 14. 保育・幼稚園児歯科指導事業の取扱い 制度は新市に引き継ぎ、詳細は合併の日までに調整する。 次回協議(全件・

)

平成15年 月 日確認(全件・

合 併 協 定調 北但合併協議会

專門部会名 4 福祉部会 分	科会名 17 健康分科会	2 1 2 7 1102 1	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	吸い 協定細目 倒	康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	中 分 類 母子(健康手帳交付事務及び妊婦健康相談の取扱	ひい 小 分 類 母子健康手帳交付事務及	び妊婦健康相談の耳 細 分 類 母子健康	東手帳交付事務及び妊婦健康相談の取扱い
1 . 母子健康手帳について、豊岡市及び日高町は妊婦健康相談の際に交付し、竹野町、城崎町、出石町及び但東町は随時窓口で交付しており、交付方法に差異があるため調整を要する。また、手帳の様式についても、1市5町間に差異があるため調整を要する。 2 . 妊婦健康相談について、豊岡市、竹野町、日高町は定例的に実施し、城崎町、出石町及び但東町は母子健康手帳交付時等随時窓口相談で対応しており、実施方法に差異があるため調整を要する。		市及び日高町は妊婦健康相談の際に 石町及び但東町は随時窓口で交付して ため調整を要する。 、1市5町間に差異があるため調整を要 市、竹野町、日高町は定例的に実施 町は母子健康手帳交付時等随時窓口		調 2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 向 母子手帳交付:定例相談時の交妊婦健康相談:日高町の例を基	
	各市町			の 現 況	
豊		竹 野 町 1 . 対象 · 人数(H13実績)	日 高 町 1 . 対象·人数(H13実績)	出 : 石 : 町 : 町 : 1 . 対象・人数(H13実績)	但: 東: 町: 1 . 対象·人数(H13実績)
(対象) 妊娠届をする人 (人数) 491人	(対象) 妊娠届をする人 (人数)24人	(対象) 妊娠届をする人 (人数) 45人	(対象) 妊娠届をする人 (人数) 138人	(対象) 妊娠届をする人 (人数) 102人	(対象) 妊娠届をする人 (人数) 34人
2 . 実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所
保健センター	城崎町役場	竹野町役場	健康福祉センター	出石町役場・保健福祉センター	健康福祉センター
3.実施方法	3. 実施方法	3.実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法
母子手帳交付:定例実施(定例相談時) 妊婦健康相談:定例実施 回数:月2回第2·4金 < PR> 医療機関に妊娠届出書と交付日案内 チラシ配布・市広報・ホームページ < 受付時間 > 9:00~11:00	母子手帳交付:随時実施 妊婦健康相談:随時実施 < P R > 医療機関に妊娠届出書を配布	母子手帳交付:定例及び随時実施 妊婦健康相談:定例実施 回 数:月3回 *保健師のいる時は保健指導 *相談は別途実施 < PR > カレンダー 広報 妊婦健康相談 定例健康相談3地区で実施 < 受付時間 > 9:30 ~ 11:30 定例の健康相談で実施、8人(H13実績)	母子手帳交付:定例実施(定例相談時) 妊婦健康相談:定例実施 回 数:月2回 第2·4月 < PR > 医療機関に妊娠連絡票と健康カレンダーを配 布 広報・健康カレンダー < 受付時間 > 9:00~11:00	母子手帳交付: 随時実施 妊婦健康相談: 随時実施 < P R > 医療機関に妊娠届け出票を配付し随時交付できることをP R	母子手帳交付∶随時実施 妊婦健康相談∶随時実施 <pr> 医療機関に妊娠届け出票を送付</pr>
4 . 内容	4 . 内容	4 . 内容	4 . 内容	4 . 内容	4 . 内容
保健相談 栄養相談 待ち時間にビデオによる健康教育 <配布物> ・母子健康手帳副読本、 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド ・乳房ケアリーフレット	定例実施は行っていない *保健師のいる時のみ保健指導 <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド	血圧測定 尿検査 <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド	保健相談 栄養相談 歯科相談(潜血反応検査実施) <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド	定例実施は行っていない *保健師のいる時のみ保健指導 <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド	定例実施は行っていない *保健師のいる時のみ保健指導 <配布物> ・母子健康手帳副読本 ・出産・育児用品リーフレット ・健康食生活ガイド
4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職・職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職・職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)
事務職員 1人 保健師 1~2人 栄養士 1人	保健師(不在時は、事務吏員)	保健師 1~2人	保健師 1人 栄養士 1人 歯科衛生士 1人	保健師	保健師 2人
5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)
なし	なし	なし	歯科衛生士賃金@5,650円 + 交通費	なし	なし
		(壬帳光/年	6. 手帳単価	6.手帳単価	6.手帳単価
6 . 手帳単価	6.手帳単価	6.手帳単価	0. 于收半	V . T V K =	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

專門部会名 4 福 祉 部 会	分科会名 17 健康分科会	22 7 1102 2	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い 協定雑目健康	・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	中分類母	現学級の取扱い	小 分 類 母親学級の取扱い	細 分 類 母親学級の	取扱い
問 あるため調整を要する。 2 . 城崎町、竹野町及び出石町I		後速やかに調整する。 4 . 実施場所、実施回数、経費等 理後速やかに調整する。 応		調 2 . 制度・組織等の一元化 必 3 . 廃止又は一元化の時期 合 整 4 . 一 元 化 の 方 向 対 象 日高町の例を基本とす 内 容 妊産婦期の注意点、育 対する相談、母親同士体 制 保健師・栄養士を基本案	児に関する質問、不安等に の意見交換の場とする。
豊岡市	格 市 城 崎 町	町 に お け る !	事 務 事 業 等 <u></u> 日 高 町	の 現 況 出 石 町	但東町
1 . 対象·人数	1.対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)		対象・人数
実施なし	妊婦 (対象人数)25人 (実施人数)3人	妊婦 (対象人数)30人 (実施人数)11人	妊婦と生後2か月の乳児とその保護者 (対象人数)100人 (実施人数)46人。		現在実施せず (平成15年度以降年6回実施予定)
2.実施場所	2.実施場所	2. 実施場所	2.実施場所		実施場所
	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	健康福祉センター	保健福祉センター	健康福祉センター
3 . 通知·PR方法	3.通知·PR方法	3.通知·PR方法	3.通知·PR方法	3. 通知·PR方法 3.	通知·PR方法
	母子健康手帳交付者 妊娠36週までに届出の方に、個別通知 広報 青雲カレンダー 放送	予防接種カレンダーの全戸配布 広報おしらせ版に掲載 町内一斉放送 妊娠4~8か月くらいの妊婦に個別通知を行	健康カレンダー 広報 個別にハガキ通知	妊娠届出者に個別通知	母子健康手帳交付時にPR 町広報紙
4 . 実施方法	4 . 実施方法	4. 実施方法	4.実施方法	4. 実施方法 4.	実施方法
	年3回(5・9・12月) 受付時間:13:00~13:30 内容 集団指導 歯科診察 RDテスト 集団歯科指導 SIDSのビデオ鑑賞 意見交換 個別相談	年3回(5月、9月、1月) 受付時間:13:30~16:00 内容 妊娠中の歯の手入れ方法についての話 サリバスター・RDテストの実施 歯科相談 妊娠中の過ごし方や栄養 母乳の手入れ等についての話 妊産婦体操の講義と実践 血圧測定・尿検査	年12回 月1回(第1木午後) 3回で1クール 受付時間:13:30~15:00 内容 妊産婦期の注意点 育児に関する質問 不安等の相談を受ける 母親同士の意見交換等の場を提供	年6回 前期 3回(5·9·2月) 後期 3回(7·11·3月) 受付時間:13:30~16:00 内容(前期) 血圧測定 検尿 健康相談 調容(後期) 血圧測定 検尿 健康相談 問路(も ので) 健康相談 問題による母乳栄養の話 沐浴実習	年6回(予定) 詳細は現在検討中
5.体制(専門職·職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職·職員配置等)	5.体制(専門職·職員配置等)		体制(専門職·職員配置等)
	保健師 歯科医師 歯科衛生士	保健師 助産師 歯科衛生士	保健師 助産師 歯科衛生士 栄養士	助産師 保健師	保健師 歯科衛生士 栄養士等
6 . 経費	6.経費	6.経費	6 . 経費		経費
	歯科医師(委託料)@40,000円/1回 歯科衛生士(賃金)@5,600円/1回	助産師(賃金)@5,500円/1回 歯科衛生士(報償費)@5,500円/1回	助産師(賃金)@5,850円+交通費/回 歯科衛生士(賃金)@5,650円/回	助産師(賃金)@6,700円/1回	

	単日	安ロUTT・ピン・VVIJ/IT	37 申し作す。ピリテリケリリノ IT	- 	
経費 委託料:@3,000円/件	4. 経費 直営	4.経費 委託料:@3,000円/件	4. 経費 委託料: @3,000円/件	4.経費 委託料:@3,000円/件	4.経費 直営
が	<i>1 4</i> 2 ≠	1 27 連	ルルマ車	1 7 2年	/ /▽典
北但助産師会に委託 150件(H13実績)	™ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	北但助産師会に委託 50件(H13実績)	北但助産師会に委託 23件(H13実績)	ル但助産師会に委託 16件(H13実績)	₩] W 阵배
体制 <mark>市保健師 </mark>	3.14年刊 町保健師 町保健師	3.144 利	3.14年刊 町保健師	3.14种 町保健師	丁保健師 町保健師
t # I	3.体制	3 . 体制	3.体制	3 . 体制	3 . 体制
	パンフレット 健康事業一覧表			野, 城崎, 香住であれば北但助産師会に依頼 その他は各町保健師に連絡後、依頼	予防接種つづり 各種パンフレット
	配布物 予防接種予診票		妊婦 妊娠中期以降に訪問	訪問希望箇所が町内一町保健師 希望訪問箇所が町外一豊岡, 日高, 八鹿, 竹	配布物 母子保健一覧表
宅に訪問し法令に基づ〈指導を行う。	自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。	自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。	自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。	自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。	自宅に訪問し法令に基づく指導を行う。
	2.実施方法·内容	2.実施方法·内容		2.実施方法·内容	2.実施方法·内容
ハイリスク妊婦:右年、妊娠甲毒症等の妊婦 注生児:延174人・第1子 + 希望者 - 婦:延174人・第1子 + 希望者	好婦國科相談火席者 新生児:22人·全数訪問 産 婦:22人·全数訪問	新生児: 312人·希望者主数 産 婦: 32人·希望者全数	新生児:98人·希望者至数 産 婦:98人·希望者全数	新生児: 35人·希望者主数 産 婦: 38人·希望者全数	新生児: 21人·希望者全数 産 婦: 21人·希望者全数
婦:延 25人・ハイリスク妊婦 ハイリスク妊婦:若年、妊娠中毒症等の妊婦	妊 婦: 3人·第1子で流早産既往あり 妊婦歯科相談欠席者	妊 婦:28人·妊婦 新生児:32人·希望者全数	妊 婦: 0人·希望者 新生児:98人·希望者全数	妊 婦: 2人·希望者 新生児:35人·希望者全数	妊 婦: 0人·希望者 新生児:21人·希望者全数
豐 岡 市 象·人数(H13実績)			日 高 町 町 1 . 対象·人数(H13実績)	出 石 町 1 . 対象·人数(H13実績)	但:::東:::::::町:::: 1 . 対象·人数(H13実績)
	·····································	町における	····事········務········事·········業·······等·····	の現況	
		*		素	
		100 No.		対 象 妊婦訪問指導の対: 整 新生児・産婦は希! 内 容 現行のとおり。	
	ている。実施体制に差異があるため	3 . 実施体制は保健師による訪問 かに調整する。	問及び一部委託とし、詳細は合併後速や	4.一元化の方向	象は第1子妊婦、ハイリスク妊婦とする。
	が訪問し、豊岡市、竹野町、日高町	2.訪問指導内容は、現行のと	おり新市に引継ぐ。	1:00:00:00:00	合併後最初に到来する4月1日
2 . 指導内容は法令に基づく指導	のため差異はない。	1 子及び希望者とする。 対		2 . 制度・組織等の一元化調	必要
1 . 1市5町とも訪問指導を行っ ため調整を要する。	ているが、対象について差異がある		, 第1子の妊婦の希望者及び若年・妊娠 とし、新生児・産婦訪問については、第	1 . 制度・組織等の存廃	存続
分 類 母子保健事業の取扱い		産婦・新生児訪問指導の取扱い	小 分 類 妊産婦・新生児訪問指導		新生児訪問指導の取扱い

專門部会名 4 福 祉 部 会 分	科会名 17 健康分科会	7 1102 4	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い協定細目(健康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	中 分 類 乳児	建診の取扱い	小 分 類 乳児健診の取扱い	細分類乳児健	診の取扱い
野町及び但東町は3ヶ月から また、出石町は3・4ヶ月児健 対象月齢に差異があり調整を要 2・離乳食講習会、歯科相談等同時 調整を要する。		1 . 対象は豊岡市の例により4ヶ月 対 2 . 実施方法は4ヶ月健診にあわせ 健診に併せて離乳食講習会及び 3 . 実施体制は、豊岡市の例を基本 士を加える。 4 . 実施場所、実施回数、経費等計 理後速やかに調整する。 策	て離乳食講習会を実施、7ヶ月児 が乳幼児歯科相談を実施する。 ぶとし、7ヶ月児検診に歯科衛生 詳細は保健センターのあり方等整	1 . 制度・組織等の存廃 2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 向 対 象 豊岡市の例に 内 容 豊岡市の例を 実施体制 豊岡市の例を	基本とする。
	各市甲	」 に お け る [事 務 事 業 等	の現況	
曹 岡 市 市 1 . 対象・対象人数・受診人数 (H13実績)	城 崎 町 1 . 対象・対象人数・受診人数 (H13実績)	竹 野 町 町 1 . 対象・対象人数・受診人数(H13実績)	日 高 町 1 . 対象・対象人数・受診人数(H13実績)	出 石 町 1 . 対象 · 対象人数 · 受診人数 (H13実績)	但 東 町 1 . 対象 · 対象 人数 · 受診人数 (H13実績)
4か月児健康診査/生後4か月~5か月 (対象人数) 495人 (受診人数) 490人 7か月児健康診査/生後7か月~8か月 (対象人数) 490人 (受診人数) 475人	4か月児健康診査/対象4·5ヶ月児 (対象人数)28人 (受診人数)28人 6ヵ月児健康診査/対象7ヶ月児 (対象人数)22人 (対象人数)17人 9ヵ月児健康診査/対象10·11ヶ月児 (対象人数)31人 (対象人数)28人 1歳児検診/対象1歳·1歳1ヶ月 (対象人数)35人 (対象人数)29人	4か月児健康診査/3~4ヶ月児 (対象人数) 41人 (受診人数) 41人。 9ヵ月児健康診査/9~10ヶ月児 (対象人数) 46人 (受診人数) 46人 1歳児検診/12~13ヶ月児 (対象人数) 38人 (受診人数) 38人	3か月児健康診査/生後3·4か月児 (対象人数) 141人 (受診人数) 132人 6か月児健康診査/生後6·7か月児 (対象人数) 157人 (受診人数) 154人	3·4ヶ月児健診 / 3·4ヶ月児 (対象人数) 104人 (実施人数) 104人	4か月児健康診査 / 3~4ヶ月児 (対象人数) 29人 (受診人数) 29人 7~8ヶ月児健康診査 / 7~8ヶ月児 (対象人数) 39人 (受診人数) 37人 11~12ヶ月児健康診査 / 11~12ヶ月児 (対象人数) 43人 (受診人数) 43人
2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所
保健センター(豊岡福祉会館2階)	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	日高町健康福祉センター	保健福祉センター	健康福祉センター
3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法
4か月児健康診査/ 月2回(第2,4木)・受付9:00~10:00 7か月児健康診査/ 月1回(第4月)・受付13:00~14:20 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 離乳食講習会を同時開催	年6回(5・7・9・11・1・3月) 受付;13:00~13:30 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 歯科診察、離乳食講習会を同時開催。	年6回(5,7,9,11,1,3月) 受付13:00~13:30 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 歯科相談を同時開催 サリバスター検査を3ヶ月の母親 RDテストを3ヶ月児に実施	3か月児健診 / 奇数月年間6回 受付13:00~13:30 6か月児健診 / 偶数月年間6回 受付13:00~13:30 < 内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 歯科指導、ツベルクリン反応検査 を同時開催(6か月児健診)	年6回 偶数月 受付時間 13:30~14:00 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健:栄養指導 離乳食講習を同時開催	年6回 偶数月 受付時間 3~4ヶ月児は13:00~13:10 7~8ヶ月児及び11~12ヶ月児 13:30~13:40 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健:栄養指導 離乳食講習会、歯科相談(RDテスト) あそびと生活相談を同時開催
4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)
事務職員 看護師 保健師 小児科医師 栄養士	事務職員保健師内科医師協科医、歯科衛生士または、栄養士	保健師 内科医師 歯科衛生士 栄養士 助産師	保健師 看護師 小児科医師 栄養士 助産師 歯科医師(6ヶ月健診のみ)	保健師 看護師 内科医師 栄養士 助産師 出石町いずみ会	事務職員 看護師 保健師 内科医師 栄養士 但東町いずみ会
5.経費(専門職の支払い区分・金額等) 医師(委託料) @1,575円/1名 公立豊岡病院 看護師(賃金) @4,700円/1回	5. 経費(専門職の支払い区分・金額等) 医師(委託料) @40,000円/1回 歯科医師(委託料) @40,000円/1回 保健師(賃金) @7,000円/1回 看護師(賃金) @5,600円/1回 栄養士 @5,600円/1回 歯科衛生士 @5,600円/1回 通勤実費加算	5.経費(専門職の支払い区分·金額等) 医師(報償費) @23,000円/1回 保健師(報償費) @5,500円/1回 助産師(賃金) @5,500円/1回 栄養士(報償費) @5,500円/1回 歯科衛生士(報償費) @5,500円/1回 通勤費なし	5.経費(専門職の支払い区分・金額等) 医師(委託料)@23,000円/1回 助産師(賃金) @5,850円/1回 看護師(賃金) @4,750円/1回 通勤手当は町の規定により支給	5.経費(専門職の支払い区分・金額等) 医師(報償費) @23,000円/1回 助産師(報償費) @6,700円/1回 看護師(賃金) @6,700円/1回 いずみ会(委託料) 91,500/年 助産師のみ旅費実費支給	5.経費(専門職の支払い区分・金額等) 全て報償費 医師 @23,000円/1回 看護師 @7,800、6,300/1回 保健師 @9,000円/1回 栄養士 @9,000円/1回(町外)

専門部会名 4 福 祉 部 会	分科会名 17 健康分科会	□ → ៛ 22 7 1102 5	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い 協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	中 分 類 離乳	L食講習会の取扱い	小 分 類 離乳食講習会の取扱い	細 分 類 離乳	食講習会の取扱い
併せて開催しているが、同が生じている。実施方法にでいる。実施方法にでいる。実施方法にでは、実施内容は差異がなく調整である。	を要しない。 2東町がいずみ会へ委託するなど差異が	び1歳児幼児健康相談と併せ 2.実施内容は、現行のとおり新 対 3.実施体制は、豊岡市の例によ 基本とする。	市に引継ぐ。	実施内容 現行のとおり	が幼児健康相談と同時開催とする。
書 岡 市	格 市 域 崎 町	町 に お け る 竹 野 町	事務事業等	の 現 況 出 石 町	但東町
. 対象·人数(H13実績)		1. 対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::
・4ヶ月児(対 象)495人 (受診者)490人 ・7ヶ月児(対 象)490人 (受診者)475人 ・1才児 (対 象)479人 (受診者)293人	4·6·9ヵ月·1歳児 (受講人数)72人	乳幼児 (受講人数)31人	4か月児 (受講人数)73人	3·4ヶ月児 (受講人数)104人	乳幼児 (受講人数)109人
	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所
豊岡市保健センター	保健センター	ふれあい会館(老人福祉センター)	健康福祉センター	保健福祉センター	健康福祉センター
 . 実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法
·4ヶ月児 - 月2回 (第2·4木9:00~10:00) ·7ヶ月児 - 月2回 (第4月 13:00~14:20) ·1オ児 - 月2回 (奇数月第4金13:00~15:30) 内容 離乳食栄養指導·幼児食試食 健診·育児教室と同時開催	年3回(7·11·3月) 時間:13:00~13:30 内容 栄養指導·離乳食·幼児食試食 健診と同時開催	年6回 偶数月 受付時間:10:00~11:30 内容 栄養指導·離乳食試食 8月はむし歯予防の話に変更	年12回 月1回(第3水) 受付時間:9:15~10:30 内容 栄養指導·離乳食試食 乳児健康相談と同時開催	年6回 (偶数月:第3木) 受付時間:13:30~14:00 内容 栄養指導、離乳食試食 3、4ヵ月児健診と同時開催	乳児健康診査に合わせて実施 乳児: 年6回 偶数月 受付時間 3~4ヶ月児 13:00~13:10 7~8ヶ月児及び11~12ヶ月児 13:30~13:40 乳児健康診査に合わせて実施
· 体制(専門職·職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)
栄養士 保健師	栄養士 保健師	栄養士 保健師 助産師	栄養士 保健師	栄養士 いずみ会会員	栄養士 いずみ会会員
·····································	6.経費	6.経費	6.経費	6.経費	6.経費
栄養士(市職員)	栄養士:5,600円(通勤実費加算)	栄養士:5,500円/回(報償費) 助産師:5,500円/回(賃金)	栄養士(町臨時職員)	いずみ会へ(委託料)91,500/年	いずみ会へ(委託料)4,000円/回

専門部会名 4 福 祉 部 会	分科会名 17 健康分科会	□ - 	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い 協定細目 健	康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	中分類 乳幼	り児歯科相談の取扱い	小 分 類 乳幼児歯科相談の取扱い	細 分 類 乳幼児歯	科相談の取扱い
城崎町、竹野町及び但東町は また、日高町は1歳児を対象 問 ントの中で実施している。 2.事業内容についても各市町間	歯科診察を実施しているため、専門職員	及び2歳児とし、実施方法1 児歯科検診と併せて開催する 対 2.実施内容は、豊岡市の例を基 3.実施体制は、豊岡市の例に。	基本とし、合併後速やかに調整する。	4.一元化の方向	要 併後最初に到来する4月1日 12ヶ月児及び2歳児とする。 基本とする。
豊 岡 市 . 対象·人数(H13実績)	各 市 城 崎 町 1 . 対象·人数(H13実績)	町 に お け る 竹 野 町 1.対象·人数(H13実績)	事 務 事 業 等 日 高 町 1 . 対象·人数(H13実績)	の 現 況 町 1 . 対象・人数(H13実績)	但 東 町 1 . 対象·人数(H13実績)
(対象) 「すくすく教室歯科相談」(1歳児) 「にこにこ教室」(2歳児) (人数) 293人	(対象)乳幼児 (人数)61人	(対象)乳幼児 (人数)3ヶ月~12ヶ月児 126人 3ヶ月児は母を実施 41人	(対象者)1歳児とその他希望者 (人数) 120人	(対象) 乳幼児 (人数) 81人	(対象)乳幼児 (人数)109人
. 実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2 . 実施場所
保健センター (トレーニング室)	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	日高町健康福祉センター	福祉まつり ひぼこホール こどもまつり ふれあいセンター	健康福祉センター
. 実施方法	3.実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法	3.実施方法
年6回 <内容> 各育児教室で歯科衛生士により、 歯の衛生教育と個別歯科相談を行う	年3回(5・9・12月) <内容> 歯の生えていない児 歯科指導 歯の生えている児 歯科診察 歯科指導 ・4・6・9ヵ月・1歳児健診と同時開催	< 内容 > 乳幼児健診、母親教室、育児教室、 フッ化物塗布事業に合わせて実施	乳児 年12回	年2回(福祉まつり、こどもまつり) こどもが多く集まる町主催のイベント時に、相談 コーナーを作って実施	乳幼児健診とあわせて実施
· 体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職・職員配置等)
歯科衛生士	歯科医師 歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士 保健師	歯科衛生士
. 経費(専門職の支払い区分・金額等)				5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)
新経費(守円戦の交通が区別 並留守) 歯科衛生士(賃金) @4,700円	歯科医師(委託料) @40,000円 歯科衛生士(賃金) @5,600円 *通勤実費加算	据科衛生士(報償費) @5,500円	歯科衛生士(賃金) @5,650円	歯科衛生士(報償費)@6,700円	歯科衛生士(報償費) 町内 @6,300円 町外 @9,000円
. その他	6 . その他	6. その他	6.その他	6. その他	6 . その他
育児支援教室「す〈す〈教室」 「にこにこ教室」に再掲	-	-		.=	.=

専門部会名 4 福 祉 部 会	分科会名 17 健康分科会	3 1 1 1 7 1 1 7 1 7 1 1 1 0	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い 協定細目健	東・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	中 分 類 乳幼児	見健康相談の取扱い	小 分 類 乳幼児健康相談の取扱い	1 細 分 類 乳幼児健	康相談の取扱い
教室、但東町は乳幼児健診と 日高町及び出石町は3ヶ月児 る。	はがあるため調整を要する。豊岡市は育児 は併せて実施しており、城崎町、竹野町、 品から3歳児を対象とし独立実施してい を行い、但東町は心理判定員を配置する があるため調整を要する。	び育児支援教室と併せて実施す 対 2.実施内容及び体制は、日高町の		調2.制度・組織等の一元化3.廃止又は一元化の時期4.一元化の方向 対象 1歳児とする。 実施内容 日高町の例を	存続 必要 合併後最初に到来する4月1日 ・基本とする。 ・基本とする。
豊 岡 市 1.対象·人数	各 市 町 場	「 に お け る 質 竹 野 町 1.対象·人数(H13実績)	事 業 等 日 高 町 1 . 対象·人数(H13実績)	の 現 況 出 石 町 1.対象·人数(H13実績)	但 東 町 1.対象·人数
1歳児 2歳児	対象∶乳幼児 実施人数 61人	対象∶乳幼児 受診人数 129人	対象:1歳児及び希望者 相談者 132人	対象: 乳幼児全般 実施人数 397人	乳児健診・1歳6ヶ月児健診 2歳児健診に合わせて実施。
2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2 . 実施場所
保健センター	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	日高町健康福祉センター	出石町保健福祉センター	健康福祉センター
3.実施方法	3. 実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3. 実施方法	3. 実施方法
1歳児育児教室(すくすく教室) 2歳児育児教室(にこにこ教室) に併せて実施 年12回 奇数月(6回)1歳児 偶数月(6回)2歳児 <内容> 受付 計測 育児・発達相談 幼児食指導	年6回(4·6·8·10·12·2月) 受付13:00~13:30 <内容> 受付 計測 集団指導(テーマを毎回変えて実施) 個別相談	年36回(毎月各会場1回ずつ) 受付9:30~11:00 <内容> 受付 計測 育児・発達相談 通知方法:健診と予防接種のカレンダー、広報、 一斉放送、	年間12回 毎月第3水曜 受付9:30~11:00 <内容> 受付 計測 育児・発達相談 (相談内容により栄養士による栄養指導)	年12回 毎月第二火曜日 受付13:30~14:30 <内容> 受付 問診 計測 小児科診察 保健指導(保健師・栄養士) 通知方法:無線・健康カレンダー	乳児:年6回 偶数月 受付時間 3~4ヶ月児 13:00~13:10 7~8ヶ月児及び11~12ヶ月児 13:30~13:40 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健・栄養指導 幼児:年6回 受付時間 13:00~13:10 <内容> 問診 計測 内科診察 歯科診察 保健相談 歯科相談(歯垢の染め出し) 栄養相談 幼児食試食
4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)
保健師 栄養士 看護師	保健師(ただし、内容に応じて、スタッフを配置)	保健師	保健師栄養士	小児科医師 保健師 栄養士 看護師	事務職員 看護師 保健師 内科医師 栄養士 但東町いずみ会 歯科衛生士 歯科医師(2歳児のみ) 心理判定員(2歳児のみ)
5 . 経費	5 . 経費	5 . 経費	5 . 経費	5 . 経費	5 . 経費
栄養士(市職員) 看護師(賃金)@4,700円/回	保健師不在時 看護師: @5,600円/回(通勤実費加算)		栄養士(町臨時職員)	医師(報償費) @23,000円/回 看護師(賃金) @6,700円/回	心理判定員 11,000円
6.その他	6 . その他	6.その他	6.その他	6 . その他	6 . その他
平成15年度より実施					平成14年度より心理判定員による育児相談(育 児支援強化事業) 19-7

專門部会名 4 福 祉 部 会	分科会名 17 健康分科会	1 1 1 22 7 1102 8	1 1 協定項目 各種事務事業の取技	扱い 協定細目 健	建康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	中分類 母子	子健康診査の取扱い	小 分 類 1歳6ヶ月児健診の取扱	い 細分類 1歳6ヶ	r 月児健診の取扱い
専門職員の配置等実施体制 2.同時に実施する事業に差異 母子保健法 (健康診査)	に対し、厚生労働省令の定めるところにより、	1 . 出石町及び但東町の例を基本。 2 . フッソ塗布事業を併せて実施 3 . 実施場所、実施回数、経費等 対 速やかに調整する		E+1+1+1+1+1+1	存続 必要 合併後最初に到来する4月1日 する。 「町の例を基本とする。」 をあわせて実施する。
	い幼児 市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児 行い、又は健康診査を受けることを勧奨	策		案	
	各市	町 に お け る	事務事業等	の現況	
豊岡市	城 崎 町	竹野町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
対象·人数(H13実績)	1.対象·人数(H13実績)	1. 対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)
1歳6か月~8か月児 対象人数 504人 受診人数 493人	1歳6ヵ月~1歳8ヶ月児 対象人数 26人 受診人数 25人	1歳6か月~8か月児 対象人数 46人 受診人数 45人	1歳6か月~8か月児 対象人数 170人 受診人数 160人	1歳6ヶ月~8ヶ月児 対象人数 123人 対象人数 120人	1歳6ヶ月児~8ヶ月児 対象人数 36人 受診人数 36人
. 実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所
保健センター	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	日高町健康福祉センター	出石町保健福祉センター	健康福祉センター
実施方法 月1回(第2火) 受付時間 13:00~14:00 内容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成13年度より育児支援強化事業を実施	3.実施方法 年4回(4、7、10、1) 受付時間;13:00~13:30 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	3.実施方法 年6回(5、7、9、11、1、3) 受付時間は13:00~13:30、 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成15年度より育児支援強化事業を実施	3.実施方法 年6回偶数月第4月 受付時間13:00~13:30 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	3.実施方法 年4回(6、9、12、3)の第2木 受付時間 13:30~14:00 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	3.実施方法 年6回(5、7、9、11、1、3) 受付時間 13:00~13:10 内 容 受付 計測 問診 内科診察 歯科診察 歯科保健指導 保健、栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施
.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職・職員配置等)	4.体制(専門職・職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職・職員配置等)
受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 栄養士 保育士	受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 保育士	受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 助産師	看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 栄養士 助産師 保育士	受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 保育士 栄養士	受付事務 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 保育士 栄養士
経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)
医師(委託料)@1名あたり1,575円 歯科医師(委託料)@1名あたり945円 看護師(賃金) @4,700円 保育士(賃金) @4,700円 歯科衛生士(賃金)@4,700円 ただし賃金は1回当たり	医師(委託料) @40,000円 歯科医師(委託料) @40,000円 保健師(賃金) @7,000円 歯科衛生士(賃金) @5,600円 看護師(賃金) @5,600円 心理判定員(委託料)@11,000円 保育士(賃金) @5,600円 ただし1回当たり	医師(報償費) @23,000円 歯科医師(報償費) @23,000円 歯科衛生士(報償費) @5,500円 助産師(賃金) @5,500円 心理相談員(報償費) @5,500円 ただし1回当たり	医師(委託料) 23,000円 歯科医師(委託料) @23,000円 助産師(賃金) @5,850円 看護師(賃金) @4,750円 歯科衛生士(賃金 @5,650円 心理相談員(賃金) @4,750円 ただし1回当たり	医師(報償費) @23,000円 歯科医師(報償費) @23,000円 歯科衛生士(報償費) @6,700円 心理相談員(委託料)@11,000円 看護師(賃金) @6,700円 保育士(賃金) @6,700円 ただし1回当たり	医師(報償費) @30,000円 歯科医師(報償費) @30,000円 看護師(報償費) @7,800円 @6,300円 看護師町外(報償費) @9,000円 栄養士(報償費) @9,000円 歯科衛生士(報償費) @6,300円 @9,000円 心理判定員(委託料)@11,000円 ただし1回当たり

專門部会名 4福祉部分	分科会名 17 健康分科会	3 F 22 7 1102 9	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱し	中分類 フッ	素塗布事業の取扱い	小 分 類 フッ素塗布事業の取扱い	細 分 類 フッ素	陸塗布事業の取扱い
ため調整を要する。	が実施しており、実施状況に差異がある内容、費用負担についても差異がある	1 . 豊岡市の例を基本とし新市に 2 . 対象、実施方法、体制は豊岡 2 . 対象、実施内法、体制は豊岡 2 . 対象、実施児・協力を表現では、大学を表現では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	市の例を基本とし、1歳6ヶ月児 わせて実施する。 、2歳児:イオン導入法) 野町及び日高町の例による。	1.制度・組織等の存廃 2.制度・組織等の一元化 3.廃止又は一元化の時期 4.一元化の方向 対象豊岡市の例体制豊岡市の例を製施内容豊岡市の例を製造の内容・豊岡市、竹野町1歳半及び2歳児健診にある	基本とする。 基本とする。 町及び日高町の例による。
	各市	<u> </u>	多。	の現況	
	城			出 石 町 1.名称	但 東 町 町 1.名称
. 台M <mark>フッソ塗布事業 </mark>	1.名称 制度なし	1. 石朴	1. 石柳 幼児歯科講習会フッ素塗布事業	1 . 石柳 フッソ塗布事業	フッ素塗布事業
対象·人数 1歳6ヶ月児	2.対象·人数	2.対象・人数 1歳半~5歳	2.対象・人数(H13実績) 2歳児以上の児で保護者の希望があり、かつ歯	2.対象·人数(H13実績) 3歳児健診対象者	2.対象・人数 1歳6ヶ月から4歳の誕生月まで
2歳児		1 1990. T 3 1990.	科医師が必要と認めた者。 実施者184人。	実施人数 72人	TO SEE LY J & C
. 実施場所	3.実施場所	3.実施場所	3.実施場所	3.実施場所	3.実施場所
保健センター		ふれあい会館(老人福祉センター)	日高町健康福祉センター	出石町保健福祉センター	保健センター
実施内容	4 . 実施内容	4.実施内容	4 . 実施内容	4 . 実施内容	4.実施内容
1歳6ヶ月児健診と同時開催。		年6回	年12回	3歳児健診に併用して実施。	年4回
希望者に染め出しを行う ブラッシングを指導 歯プラシ法によりフッ素を塗布 育児支援教室(にこにこ教室)と同時開 希望者に染め出しを行う ブラッシングを指導 イオン導入法によりフッ素を塗布	崔。	内容 奥歯の生えている幼児にはトレー法 はえてない乳幼児には歯ブラシ法を実施 歯ブラシ法は2ヶ月毎に利用している人もあ る。	幼児歯科講習会に合わせて実施。 内容 染め出し 歯みがき 歯科医師による健診 歯科衛生士によるフッ素塗布 (イオン導入法:3ヵ月に1回) (ブラッシング法:2ヵ月に1回)	内容 イオン導入法 (年1回)	内容 歯ブラシ法とイオン導入法 歯磨きカレンダー配布 歯の健康カードを配布によりフッ素塗布 施状況を管理 PR 1歳6ヶ月・2歳児健診案内時にパンフリ 及び母子保健事業一覧表の送付
体制	5.体制	5.体制	5 . 体制	5.体制	5.体制
歯科医師 保健師 歯科衛生士4名 看護師		歯科医師 歯科衛生士	歯科医師 保健師 歯科衛生士 看護師	歯科衛生士 (3歳児健診に合わせて実施)	保健師 事務 看護師 歯科医師 歯科衛生士
·····································	6.経費	6.経費	6 . 経費	6.経費	6.経費
歯科医師(健診医) 歯科衛生士@4,700円	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1歳6か月児・2歳児健診に合わせて実施	歯科医師 @20,000円 保健師 歯科衛生士 @5,650円 看護師 @4,750円	3歳児健診に併用して実施	歯科医師 @23,000円/1回 看護師 @7,800円/1回 歯科衛生士 @6,300円/1回(町内) 9,000円/1回(町外)
. 費用負担	7.費用負担		7.費用負担	7 . 費用負担	7.費用負担
イオン導入法 @1,400円/回 ブラッシング法@500円/回		イオン導入法@1,400円/1回 ブラッシング法@500円/1回(歯ブラシ代込	イオン導入法 @1,400円/回 ブラッシング法@500円/回	イオン導入法@1,000円/1回	イオン導入法 @1,000円/1回 歯ブラシ法 @500円/1回

専門部会名 4 福 祉 部 会	分科会名 17 健康分科会	日	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	中分類 2歳	児健診の取扱い	小 分 類 2歳児健診の取扱い	細 分 類 2 歳児	健診の取扱い
状況に差異があるため調整を	Oための歯科検診を実施しており、日高	検診として実施する。 2 対象は竹野町、但東町の例に。 例を基本とするが、幼児食講習 3 フッ素塗布事業及び育児支援教		1 . 制度・組織等の存廃 2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 向 対象: 竹野町、但東町の修体制: 日高町の例による。 内容: 日高町の例を基本を	
200003	各 市 1	叮 に お け る	事 務 事 業 等	<u>。</u> の現 況	
豐岡市	城 崎 町	竹野町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1 . 対象 · 対象人数 · 受診人数	1 . 対象·対象人数·受診人数(H13実績)	1 . 対象·対象人数·受診人数(H13実績)	1.対象·対象人数·受診人数(H13実績)	1.対象·対象人数·受診人数(H13実績)	1 . 対象·対象人数·受診人数(H13実績)
平成15年度よりフッ素塗布の歯科検診を実施。 にこにこ教室 2歳児	(対象) 2歳(3~5ヶ月) (対象人数) 25人 (実施人数) 20人	(対象) 2歳(2~4ヶ月) (対象人数)49人 (受診人数)46人	(対象) 2歳児及び希望者 (対象人数) (受診人数)248人(フッ素塗布参加者含む)	(対象) 2歳児(1~3ヶ月) (対象人数) 115人 (実施人数) 106人	(対象) 2歳(2~4ヶ月) (対象人数)30人 (受診人数)28人
2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所
保健センター	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	日高町健康福祉センター	出石町保健福祉センター	健康福祉センター
3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法	3.実施方法
偶数月(6回) <内容> 受付 計測 育児·発達相談 幼児食指導 歯科指導	年4回(4・7・10・1月) 受付13:00~13:30 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健指導 歯科診察 歯科指導 ・1歳6ヵ月健診と同時開催 ・14年度より育児支援強化事業を実施 集団遊び・親子遊び・育児相談・心理判定	年6回(5、7、9、11、1、3月) 受付13:00~13:30 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健指導 歯科診察 歯科指導 1歳6か月児健診、ピカピカ教室(フッ化物塗布事業)を同時に実施	年12回(第3月曜午後) 受付13:15~13:30 <内容> 受付 問診 計測 歯科診察 歯科指導 保健指導 幼児食講習 ・保護者の希望及び歯科医師の診察により 医師の指示でフッ素塗布も実施 (イオン法・歯ブラシ法)	年4回(5、8、11、2月)第2木曜 受付13:30~14:00 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健指導 歯科診察 歯科指導 ・保健指導には、保健師・栄養士 心理相談員が従事	年6回(5、7、9、11、1、3月) 受付13:30~13:40 <内容> 受付 問診 計測 内科診察 保健指導 歯科診察 歯科指導 育児相談 ・1歳6ヵ月健診と同時開催
4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職・職員配置等)	┃ ┃4.体制(専門職・職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)
保健師、栄養士、歯科医衛生士看護師	事務職員 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 保育士 心理判定員	保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理相談員 助産師	保健師 看護師 歯科医師 歯科衛生士 栄養士	保健師 看護師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 栄養士 心理相談員	事務職員 看護師 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 栄養士 心理判定員
5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)	5.経費(専門職の支払い区分・金額等)
歯科医衛生士(賃金) @4,700円/回	医師(委託料) @40,000円 歯科医師(委託料) @40,000円 保健師(賃金) @7,000円 歯科衛生士 @5,600円 看護師 @5,600円 保健師不在時のみ 心理判定員(委託料)@11,000円 保育士(賃金) @5,600円 *通勤実費を加算	心理相談員(報賞費) @5,500円 助産師(賃金) @5,500円 歯科衛生士(報賞費) @5,500円 内科医師(報賞費) @23,000円 歯科医師(報賞費) @23,000円	歯科医師(報償費)@20,000円 看護師 (賃金)@4,750円 歯科衛生士(賃金)@5,650円	医師(報償費) @23,000円 歯科衛生士(報償費) @6,700円 心理相談員(委託)@11,000円 看護師(賃金) @6,700円	医師(報償費) @30,000円 歯科医師(報償費) @30,000円 看護師(報償費) 町外@7,800円 "町内@6,300円 看護師(報償費) 町外@9,000円 栄養士(報償費) 町外@9,000円 歯科衛生士(報償費) 町内@6,300円 町外@9,000円

専門部会名 4 福 祉 部 会 分	科会名 17 健康分科会	回一下 22 7 1102 11	1 1 協定項目 各種事務事業の取	扱い協定細目健	康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	中分類 3歳児	記健診の取扱い こうしゅう	小 分 類 3 歳児健診の取扱い	細 分 類 3 歳児健	診の取扱い
問 1 . 法令に定められた健診であり、専門職員の配置等実施体制に差 2 . 視聴覚健診は、豊岡市のみ3歳より、専門医による診察を実施あるため調整を要する。	i異があるため調整を要する。 『児健診時のアンケート結果に	対 1 . 実施方法及び体制は、豊岡市の 2 . 視聴覚健診は、豊岡市の例によ 3 . 実施場所、実施回数、経費等計 理後速やかに調整する。 策	こり拠点において実施する。	2 . 制度・組織等の一元化	こる。 基本とする。
	各市町	に お け る 暑	事 務 事 業 等	の現況	
豊岡市	城崎町	竹野町	日 高 町	出 石 町	但東町
1 . 対象·対象人数·受診人数(H13実績)	1 . 対象 · 対象人数 · 受診人数 (H13実績)	│ │1 . 対象 · 対象人数 · 受診人数 (H13実績)		│	
3歳児健康診查/3歳2ヶ月~4歳未満 (対象人数)521人 (受診人数)490人 3歳児視聴覚健診 (対象人数)視覚33人 聴覚29人 (受診人数)視覚33人 聴覚29人	3歳2ヶ月~3歳5ヶ月 15年度より3歳3ヶ月~3歳6ヵ月までとする (対象人数) 34人 (受診人数) 34人	対象;3歳1ヶ月~5ヶ月児 (対象人数) 45人 (受診人数) 45人	対象;3歳~3歳2ヵ月児 (対象人数) 167人 (受診人数) 159人	対象;3歳1ヶ月から3歳3ヶ月児 (対象人数) 114人 (受診人数) 111人	対象;3歳児(3歳~3歳6ヶ月) (対象人数) 44人 (受診人数) 44人
2.実施場所	2.実施場所	2. 実施場所	2.実施場所	2. 実施場所	2.実施場所
保健センター	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	健康福祉センター	保健福祉センター	健康福祉センター
3.実施方法	3.実施方法 年3回(6·10·2月) 受付13:00~13:30 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	3.実施方法 年3回(6月、10月、2月) 受付13:00~13:30 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 配布物 800円相当の絵本 平成15年より育児支援強化事業を実施	3.実施方法 年4回(5·8·12·2月) 受付13:00~16:00 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	3.実施方法 年4回(4·7·10·1月) 受付13:30~14:00 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 平成14年度より育児支援強化事業を実施	3.実施方法 年2回(6·12月) 受付13:00~13:30 <内容> 受付 尿検査 計測 問診(目・耳のアンケート) 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導・栄養指導 幼児食試食 平成14年度より育児支援強化事業を実施(心 理判定員)
4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職・職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)	4.体制(専門職·職員配置等)
3歳児健康診査 保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 事務職員 栄養士 看護師 保育士 3歳児視聴覚健診 保健師 眼科医師 耳鼻科医師 事務職員 看護師	保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 事務職員 保育士 心理判定員	保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理相談員 助産師 平成14年度より、絵本の読み聞かせの実施	保健師 内科医師 歯科医師 歯科医衛生士 保育士 助産師 栄養士 看護師	保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 栄養士 看護師 保育士	保健師 内科医師 歯科医師 歯科衛生士 心理判定員 看護師 事務職員 但東町いずみ会
5.経費(専門職の支払区分・金額等)	5.経費(専門職の支払区分・金額等)	5.経費(専門職の支払区分・金額等)	5.経費(専門職の支払区分・金額等)	5.経費(専門職の支払区分・金額等)	5.経費(専門職の支払区分・金額等)
医師(委託料) @1,575円/名 豊岡市城崎郡医師会 歯科医師(委託料) @945円/名 豊岡市歯科医師会 眼·耳鼻科(委託料) @20,500円/回 公立豊岡病院 看護師(賃金) @4,700円/回 歯科衛生士(賃金) @4,700円/回	医師(委託料) @40,000円/回 歯科医師(委託料) @40,000円/回 保健師(賃金) @7,000円/回 歯科衛生士(賃金) @5,600円/回 看護師(賃金) @5,600円/回 心理判定員委託料 @11,000円/回 保育士(賃金) @5,600円/回 通勤実費加算	心理相談員(報償費)@5,500円/回助産師(賃金) @5,500円/回 歯科衛生士(報償費)@5,500円/回内科医師(報償費)@23,000円/回歯科医師(報償費)@23,000円/回	医師(委託料) @23,000円/回 歯科医師(委託料)@23,000円/回 助産師(賃金) @5,850円/回 看護師(賃金) @4,750円/回 心理相談員(賃金)@4,750円/回 歯科衛生士(賃金)@5,650円/回	医師(報償費) @23,000円/回 歯科医師(報償費) @23,000円/回 歯科衛生士(報償費) @6,700円/回 心理相談員(委託料) @11,000円/回 看護師(賃金) @6,700円/回 保育士(賃金) @6,700円/回	医師 @30,000円/回(報償費) 歯科医師 @30,000円/回(報償費) 看護師 @7,800円/回(報償費) @6,300円/回(報償費) 保健師 @9,000円/回(報償費) 栄養士 @9,000円/回(報償費) 歯科衛生士 @6,300円/回(町内) @9,000円/回(町外) 但東町いずみ会 @4,000円/回(報償費) 心理判定員 @11,000円/回(委託料)

專門部会名 4 福 祉 部 会 分	科会名 17 健康分科会	2 5 22 7 1102 12 1	1 協定項目 各種事務事業の取扱	い協定細目健	康・保健関係事務事業の取扱い
大分類 母子保健事業の取扱い	中 分 類 乳	幼児訪問指導の取扱い	小 分 類 乳幼児訪問指導の取扱い	細 分 類 乳幼児訪	問指導の取扱い
1 . 対象者、実施体制及び内容に差	∈異があり調整を要する。	でフォローが必要な乳幼児とする	望する者、健診非受検児及び健診	2 . 制度・組織等の一元化 調 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 向 対 象 豊岡市・日高 実施方法 豊岡市を基本	存続必要 合併後最初に到来する4月1日 高町・出石町・但東町の例による。 なとする。 を基本とする。
豊 岡 市 対象・人数(H13実績) ・新生児訪問指導を受けなかった児で希望する 者 ・健診フォロー児 ・健診未受診児 50人	名 市 城 崎 町 1.対象・人数(H13実績) ・町内に里帰り出産し依頼のあった新生児 ・出生後28日以上の乳児 ・健診フォロー児 8人	町 に お け る 事	務 事 業 等 6 .対象・人数(H13実績) ・新生児訪問指導を受けなかった児で希望する 者 ・健診フォロー児 ・健診未受診児 1人	が現 出 (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元)	但東町 1.対象・人数(H13実績) ・新生児訪問指導を受けなかった児で希望者 ・健診フォロー児 ・健診未受診児 12人
. 実施方法 · 内容	2. 実施方法·内容	2.実施方法·内容 2	実施方法·内容 2	2 . 実施方法·内容	2.実施方法·内容
保健師・栄養士による家庭訪問指導 必要に応じて家庭相談員とも同行訪問	保健師による家庭訪問指導 必要によりこどもセンター職員と訪問	保健師による家庭訪問指導 必要によりこどもセンター職員と訪問	保健師による家庭訪問指導 必要によりこどもセンター職員と訪問	保健師による家庭訪問指導	保健師による家庭訪問指導
. 体制	3 . 体制	3.体制 3	3.体制 3	3.体制	3 . 体制
保健師 栄養士 必要に応じて家庭相談員とも同伴	保健師こどもセンター職員	保健師こどもセンター職員	保健師こどもセンター職員	保健師 こどもセンター保健師 健康福祉事務所保健師	保健師

專門部会名 4 福祉部会	分科会名 17 健康分科会	1	1 1 協定項目 各種事務事業の	取扱い協定細目	健康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱し	中 分 類 育	児支援教室の取扱い	小 分 類 育児支援教室の取扱い	細 分 類 育児支	援教室の取扱い
び但東町は3ヶ月児から の健診後要経過観察児で 問め調整を要する。	思を対象とし、城崎町、竹野町、日高町及ら3歳児まで、出石町は言葉の発達遅れ等を対象としており、対象者に差異があるたりに負等の専門職員の配置に差異がある	健診後要経過観察児とする。 2 1 歳児及び2歳児を対象とす 対 例を基本とし、それぞれ乳幼 併せて実施する。 言葉の発達遅れ等の健診後要 対象とする教室の内容及び体 点開催として新市に引き継ぐ	見及び2歳児、保育園入園までの る教室の内容及び体制は豊岡市の 見児健康相談及び2歳児歯科健診と 経過観察児及びその保護者を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1.制度・組織等の存廃 2.制度・組織等の一元化 3.廃止又は一元化の時期 4.一元化の方向対象者 (1)1歳児及び(2)健診後要経済を持ちる (1)豊岡市の例(2)出石町の例実施体制 (1)豊岡市の例実施体制 (1)豊岡市の例(2)出石町の例(2)出石町の例	過観察児及びその保護者 を基本とする。 を基本とする。 を基本とする。
豊岡市	各 市 城 崎 町	町 に お け る !	事務事業等	の 現 況 出 石 町	世 東 町
. 名称 す〈す〈教室(1歳児育児教室)	1.名称 乳幼児健康相談	1 . 名称 すくす〈教室	1.名称 カンガルークラブ	1.名称 こがもらんど	1. 名称 乳児健診、1歳半健診、2歳健診に併せて実施
9、9、教室(1歳児育児教室) にこにこ教室(2歳児育児教室)	光	9 (9 (教皇	カンカルーグラン	こかもらんと	名兄健診、1威干健診、2威健診に併せて美施
対象(H13実績)	2.対象(H13実績)	2.対象(H14実績)	2 . 対象(H13実績)	2.対象(H13実績)	2.対象(H13実績)
対 象 1歳、1歳1か月児の親子 対象人員 479人 参加人員 293人	対 象 乳幼児の希望者 参加人員 19人	対 象 乳幼児の希望者 参加人員 57人	対 象 3歳までの乳幼児とその保護者参加人員 75人	対 象 健診要経過観察児 2~3歳児(幼稚園就園まで) 参加人員 延べ59人	対 象 乳幼児の希望者 参加人員 延137人
	3.実施場所	3.実施場所	3.実施場所	3.実施場所	3.実施場所
保健センター(トレーニング室)	保健センター(総合福祉会館3階)	ふれあい会館(老人福祉センター)	日高町農村環境改善センター他。	出石町保健福祉センター	健康福祉センター
中华子汁		4 			
実施方法 年6回 奇数月 第4金	4. 実施方法 年6回 偶数月	4. 実施方法 6回 偶数月	4. 実施方法 月1回(第4火曜日)年間12回。	4. 実施方法 年9回(5·6·7·8·9·10·11·1·2) 第4月	4. 実施方法 乳児: 年6回 偶数月
年6回 偶数月 第4金 受付時間 13:00~13:30	受付時間13:30~14:00	受付時間10:00~11:30	受付時間10:00~11:30	受付時間 8:45~11:30	幼児(1歳半、2歳):年6回 三歳児:年2回
	内一容	内。容	内容	内容	
内 容 計測	受付計測	離乳食の講習、 子育てについての交流	保健師、栄養士の一口講話 親子体操	自由遊び、 親子体操、	保健相談、栄養相談、歯科相談、 保育士による遊びと生活相談、
育児発育相談	集団指導	身体計測	親子製作	親子遊び(紙芝居、凧揚げ等)、	心理判定員による育児相談
歯科指導 幼児食指導	個別相談 保健師のによる講話 交流会(テーマをきめて話し合い)	虫歯予防の話(8月のみ)		交流会(テーマを決めて話合い、雑談)	
体制(専門職·職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職・職員配置等)
受付事務	保健師	保健師	保育士	保健師	保健師
保健師 栄養士	こどもセンター(年1回)	栄養士 助産師	保健師 栄養士	栄養士 心理相談員	栄養士 歯科衛生士
看護師 歯科衛生士 保育士				保育士 歯科衛生士(1回のみ)	保育士 心理判定員
 経費	6 . 経費	6.経費	6 . 経費	6. 経費	6.経費
看護師(賃金)1回 4,700円 歯科衛生士(賃金)1回 4,700円		栄養士(報償費)1回5,500円	栄養士(町臨時職員)	心理相談員(委託料)1回11,000円 保育士(賃金) 1回6,700円 歯科衛生士(賃金) 1回6,700円	心理判定員 11,000円

専門部会名 4 福 祉 部 会	分科会名 17 健康分科会	2 7 1102 15	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	扱い 協定細目健	康・保健関係事務事業の取扱い
大 分 類 母子保健事業の取扱い	サ 分 類 保育・	・幼稚園児歯科指導事業の取扱い	小 分 類 保育・幼稚園児歯科指導	事業の取扱い 細分類保育・幼	稚園児歯科指導事業の取扱い
調整を要する。	が実施しており、実施状況に差異があるため」でおいても、対象、内容等に差異があるた	1 . 歯科保健の重要性から、制度は 2 . 対象、内容等事業の詳細及び事 までに教育、福祉部局と調整す 対	業の所管については、合併の日	1.制度・組織等の存廃 存 2.制度・組織等の一元化 必 3.廃止又は一元化の時期 合 4.一元化の方向 整	
	各。市		務 事 業 等	現 況	
豊岡市	城 崎 町	りりののです。	- 70 字 未 1 7	出石町	但東町
. 対象·人数	1 . 対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)	1 . 対象·人数(H13実績)
制度なし	保育園児とその保護者	保育園児	保育園児と保護者	保育園児	保育園児
	実施人数85組 幼稚園児とその保護者	幼稚園児 実施人員218名	(保護者については園の希望による) 実施人員249人	幼稚園児 実施人数266人	幼稚園児 実施人数382人
	対権國法とその保護者 実施人数27組	大肥八县410日	大心八只 4 * 7 八	大川也八致 200八	大旭八双 10 4 八
	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2.実施場所	2 . 実施場所
	保育園(1園) 幼稚園(1園)	保育園(2園) 幼稚園(2園)	保育園(8園)	保育園(2園) 幼稚園(5園)	保育園(3園) 幼稚園(3園)
·····································		3 . 通知·PR方法		3 . 通知 · PR方法	
	各保育園・幼稚園に通知し、園から保護者に連絡していただく	各保育園・幼稚園に通知し、園から保護者に連絡していただく	園への協力については、園長会等の集まり時に 内容等を説明し、参加を促す。	各保育園・幼稚園に通知し、園から保護者に連 絡していただく	各保育園・幼稚園に通知し、園から保護者に選絡していただく
. 実施方法	4.実施方法		4 . 実施方法	4.実施方法	4.実施方法
	年1回(6月頃)	保育園 年2回(6月と1~2月)	年1回(7月)	年1回(11~12月)	年間3回実施
	時間(保育園)10:00~11:30 (幼稚園)9:30~10:30	時間10:00~11:00、 幼稚園 年1回(6月)	時間 午前中で1時間程度 内容	時間10:00~11:30 内容	内容は各園及び学校で検討 保育園
	内容 保育園	時間10:00~11:00	歯科衛生士による歯の話	歯科衛生士による虫歯菌,おやつ,6歳臼歯	* おやつとむし歯について
	保健師の集団指導 歯科衛生士のエプロンシアター	内容	歯垢染め出し	の話	*自分で磨こう!!(みがきっこ)、親にも「磨」
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	虫歯予防の話 6歳臼歯の萌出に関する話	歯のチェック 歯みがき指導。	歯のみがき方 歯の染め出し	てください。」と指導。 幼稚園
	歯磨き指導	基本的な歯みがき方法の説明と実践	配布物:糸ようじ	園児同士の相互みがき	*6歳臼歯中心場所
	うがいの練習・約束 幼稚園	相互磨きなど	指導チラシ	栄養士による栄養の話 配布物:歯みがきカレンダー	* 磨きっこ * おやつについて * 動物の歯について
	保健師の集団指導 歯科衛生士のペープサート 染め出し 歯磨き指導 うがいの練習・約束			配布物・圏のからカレンツーディスポミラー	* 6歳臼歯を描いてみよう!! (最後に)
5. 体制(専門職·職員配置等)	配布物:歯科衛生士の作成した物 5.体制(専門職・職員配置等)	5.体制(専門職·職員配置等)	5.体制(専門職·職員配置等)	5.体制(専門職·職員配置等)	5.体制(専門職·職員配置等)
· PEURSWE WALLED	保健師	(中国(中国) 中国(中国) (中国) (中国) (中国) (中国) (中国)	(中間(寺) 144 · 報見配直寺) 保健師	(特別) (共) (共) (共) (共) (共) (共) (共) (共) (共) (共	
	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士 栄養士	
	6.経費	6 . 経費	6.経費	6 . 経費	6. 経費
	歯科衛生士(賃金)@5,600円/1回	在宅歯科衛生士(報償費)@5,500円/1回	歯科衛生士(賃金)@5,650円/1回	<u> </u>	教育委員会にて予算化
	(通勤実費を加算)		+ 交通費/回		(1日2園で10,000円)

1市5町母子保健の現状

	対象者	保健の現状 _{豊岡市}	城崎町	竹野町	日高町	出石町	但東町	現状
								回数
	母子手帳交付	定例交付(年24回)	随時交付	随時交付	定例交付(年24回)	随時交付	随時交付	
妊娠	妊婦健康相談	定例(年24回)	随時	定例(年36回)	定例(年24回)	随時	随時	
期	妊婦母親学級	実施なし	妊婦(年3回)	妊婦(年3回)	妊婦、2ヶ月母親(年12回)	妊婦(年6回)		
	妊婦 新生児、産婦	訪問指導 (一部委託)	訪問指導 (保健師)	訪問指導 (一部委託)	訪問指導 (一部委託)	訪問指導 (一部委託)	訪問指導 (保健婦)	
	乳幼児	訪問指導	訪問指導	訪問指導	訪問指導	訪問指導	訪問指導	
		年24回	年6回(奇数月) 乳幼	年6回(奇数月) 乳 幼 オ	年6回(奇数月)	年6回(偶数月)	年6回(偶数月)	54回
乳児期	3~4ヶ月	乳児健診(4·5ヶ月) 離乳食講習会	乳児健診(4'3ケ月) 乳児健診(7ヶ月) 乳児健診(10・11ヶ月) 乳児健診(12・13ヶ月) 離乳食講習会 乳幼児歯科相談	乳児健診(③·10ヶ月) 乳児健診(12·13ヶ月) 乳児健診(12·13ヶ月) 乳幼児歯科相談	乳児健診(3·4ヶ月) 離乳食講習会 乳幼児健康相談 (年和談	離乳食講習会 幼児健康 相	離乳食講習会	
			● 育 児	3	2 2 F	(F	•	
		年12回 <mark>乳児健診(7・8ヶ月)</mark> 離乳食講習会 ブックスタート		実施せずの回)(年6	年6回(偶数月) 円 1 回 U U U U U U U U U U U U U U U U U U	実施せず 2回	同時実施	30回
	9~11ヶ月	実施せず	同時実施時実施実		実施せず	実施せず	実施せず	
	12ヶ月	年6回 すくすく教室(育児教室) 離乳食講習会 乳幼児健康相談 乳幼児歯科相談	▼同時実施 (施)	乳食講習会 (同:	年12回 乳幼児歯科相談	実施せず	同時実施	84回
		年12回	年4回	年6回(奇数月) 時 実	年6回(偶数月)	年4回	年6回(奇数月) フ	38回
	1歳半	1歳半健診 フッソ塗布事業	1歳半健診 2歳健診(2~4)	1歳半健診 2歳健診(2~4)フッソ塗布事業	1歳半健診	1歳半健診	1歳半健診 2歳健診(2~4) 乳幼児歯科相談 乳幼児健康相談 育児教室 離乳食講習会	
		年6回			年12回	年4回	年	32回
幼児期	2歳	にこにこ教室(育児教室) フッソ塗布事業 乳幼児健康相談	▼同時実施	同時実施	2歳歯科講習会(3~ 5) フッソ塗布事業	2歳健診(1~3)	▼同時実施□□	
	2~3歳	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	要経過観察児の 育児支援教室	実施せず	
		年12回	年3回	年3回	年4回	年4回	年2回	28回
	3歳	3歳健診(2~4)	3歳健診(2~5)	3歳健診(1~5)	3歳健診(0~2)	3歳健診(1~3) フッソ塗布事業	3歳健診(0~6) 育児教室	
		視聴覚健診						
	4~5歳	実施せず	歯科指導 保育園1 幼稚園1	歯科指導 保育園2 幼稚園2	歯科指導保育園8	歯科指導 保育園2 幼稚園5	歯科指導 保育園3 幼稚園3	

新市移行後事業

合併後

	対象者	実施事業	内容等	体制
	妊婦	母子健康手帳交付		川相談時の交付を基本 の随時交付も行う
妊娠	妊婦	妊婦健康相談 (拠点での定例実施)	保健相談 栄養相談 歯科相談	保健師 栄養士 歯科衛生士 随時交付は保健師のみ
期	妊婦 生後2ヶ月児及 び保護者	母親学級	妊産婦期の注意点 育児に関する質問 不安等の相談 先輩ママとの交流	保健師栄養士
	ハイリスク妊婦 新生児・産婦	訪問指導	法令に基づ〈内容 (第1子及び希望者)	保健師 北但助産師会(一部委託)
	非受検児 要フォロー児	訪問指導	家庭訪問指導	保健師 家庭相談員(必要に応じ)
乳児期	4~5ヶ月	乳児健診(4ヶ月) 離乳食講習会 -同時実施-	問診 計測 内科診察 保健·栄養指導 離乳食栄養指導	小児科医師 保健師 看護師 栄養士
	7~8ヶ月	乳児健診(7ヶ月) 乳幼児歯科相談 離乳食講習会 - 同時実施 -	内科診察 保健指導 歯科指導 離乳食栄養指導	小児科医師 保健師 看護師 歯科衛生士 栄養士
	12ヶ月	育児支援教室 乳幼児健康相談 乳幼児歯科相談 離乳食講習会 - 同時実施 -	計測 育児·発達相談 歯科指導 幼児食指導	保健師 保育士 看護師 歯科衛生士 栄養士
	1歳 6~8ヶ月	1歳半健診 (法定健診) フッソ塗布事業 - 同時実施 -	計測・問診 内科診察 歯科診察 歯科指導 保健・栄養指導 フッソ塗布	内科医師 歯科科医師 歯科衛生士 心理判定員 保健師 栄養士 保育士
幼児期	2歳 2ヶ月~4ヶ月	2歳児歯科検診 フッソ塗布事業 育児支援教室 - 同時実施 -	歯科診察 フッソ塗布 歯科指導導 保健指導 育児食指導 幼児食指導	歯科医師 歯科衛生士 保健師 看護師 保育士 栄養士
	2~3歳	要経過観察児の 育児支援教室	育児指導 交流会 等	テーマごとに必要なスタッフ
	3歳 2ヶ月~4ヶ月	3歳健診 (法定健診) (法定健診) <mark>視聴覚健診</mark> - 別途拠点実施 -	内科診察 歯科診察 歯科指導 保健指導 栄養遺健診 聴覚健診	保健師 内科医師 歯科衛生士 栄養士 看護師 保育士 心理判定員 眼科医師 耳鼻科医師 看護師
	4~5歳	保育園幼稚園 歯科指導	歯科指導	歯科衛生士

提案第 13 号

社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について

社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成15年7月23日提出

次回協議(全件・

平成15年 月 日確認(全件・

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

社会教育関係事務事業の取扱い	協定番号	22-9
社会教育関係事務事業の取扱い 1.体育館の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年を目安に調整 2.運動場の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、詳細は合併の日までに 3.野球場の取扱い 現行のとおり新市に引き継ぎ、詳細は合併の日までに	整する。	22-9

)

専門部会名 5 教 育 部 会 分	科 会 名 20 社会体育分科会	コード 22 9 1202 1	1 1 協定項目 各種事務事業の	取扱い 協定細目 ネ	 土会教育関係事務事業の取扱い
大 分 類 社会体育施設の取扱い	中 分 類 体育	育館の取扱い	小 分 類 体育館の取扱い	細 分 類 体育館の	の取扱い
	整を要する。	対 同程度の施設については、合併社 2.減免規定は、豊岡市の例を参考 0 の日までに調整する。 3.休館日は、現行のとおり新市に引から翌年1月3日までとし、日高町応	こ、取扱いに不均衡が生じないよう合併 き継ぐ。ただし、年末年始は12月29日 の8月14・15日は開館日とする。	整 4.一元化の方向 施 設 現行のとおり新市 使用料 現行のとおり新市 減免規定 豊岡市の例を参考 休館日 現行のとおり新市 利用可能時間 現行のとおり新市	并後1年後を目安に に引き継ぐ に引き継ぐ 考にする に引き継ぐ
22.		町 に お け る	事 務 事 業 等	の現況	3 32 32 32 32 32 32 32
			日 高 町 1. 名称	出 石 町 町 1 . 名称	但 東 町 1 . 名称
豊岡市総合体育館(S63.5) 豊岡市民体育館(S35.7)	該当無し	B&G 体育館(S61)	日高町文化体育館(562.8)	B&G 体育館(S57.5)	但東町中央体育館(S58.2) 資母体育館(H5.2)
2.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)
用途 体育・スポーツ・レクリエーション活動 面積(アリーナ) 1,855.8㎡ 766.8㎡		用途 体育·スポーツレクリエーション活動 面積 1,321.1㎡	用途 体育・スポーツレクリエーション活動 面積 2,742㎡	用途 体育·スポーツレクリエーション活動 面積 1,219㎡	用途 体育・スポーツレクリエーション活動 面積 983.63㎡ 957㎡
3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技
バレーボール4面、バスケット2面 バレーボール2面、バスケット1面		バスケット1面 バレーボール2面 バドミントン3面 剣道1面、柔道50畳、卓球3台 ウェイトトレーニング	バレーボール 2面 バスケット 1面 バドミントン 3面 テニス 1面	バレーボール 2面 バスケットボール 1面 バドミントン 3面	バレーボール 2面 バスケットボール 1面 バドミントン 4面 室内テニス 1面 ソフトバレー 4面
4.使用料一覧表	4.使用料一覧表	4.使用料一覧表	4.使用料一覧表	4.使用料一覧表	4.使用料一覧表
別シート「体育施設使用料一覧表」		別シート「体育施設使用料一覧表」	別シート「体育施設使用料一覧表」	別シート「体育施設使用料一覧表」	別シート「体育施設使用料一覧表」
5.休館日	5.休館日	5.休館日	5.休館日	5.休館日	5.休館日
火曜日 12月28日~1月4日		月曜日、祝祭日(祝祭日が月曜日の場合、翌日) 12月28日~1月3日	12月29日~1月3日、8月14日、15日	月曜日 12月27日~1月5日	12月29日~1月3日
6.利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間
9:00 ~ 22:00		9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00
7.駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数
100台 20台		約70台	40台	普通車 52台	30台 50台
8.減免規定	8.減免規定	8.減免規定	8.減免規定	8.減免規定	8.減免規定
別シート「体育施設使用料一覧表」			別シート「体育施設使用料一覧表」	別シート「体育施設使用料一覧表」	別シート「体育施設使用料一覧表」
9.人員配置及び管理体制 嘱託2名、臨時1名 嘱託1名 両体育館とも夜間はシルバーセンター管理委託	9.人員配置及び管理体制	9.人員配置及び管理体制 所長 1名(公民館長兼務) センター育成士(正職) 1名 臨時 1名 夜間 嘱託 1名	9.人員配置及び管理体制 昼間は3人(シルパー人材センター事務所) 夜間は、上記のうち1人	9.人員配置及び管理体制 嘱託職員2名 (1名 所長 1名体育教室担当) 夜間シルバーセンター管理委託	9.人員配置及び管理体制 職員なし、教育委員会が管理 事務手続は博物館 維持管理は非常勤管理人に委託
10.その他	10.その他	10.その他 町民と生駒市民は無料 他市町の学校の場合半額	10.その他	10.その他	10.その他
					20-1

体育館使用料、減免規定

	豊岡市																			
豊岡市	豊岡市民体育館、総合体育館																			
	使 用 料																			
				区 分	9:00~	13:00 ~	9:00~	18:00 ~	13:00 ~	9:00 ~										
					12:00	17:00	17:00	22:00	22:00	22:00										
	市			体育・スポーツ又はレクリエーションに	円	円	円	円	円	円										
	民	競技場	競技場	競技場	競技場	専用	使用する場合	1,500	2,600	4,100	4,100	6,700	7,800							
	LC					競技場	競技場	競技場	会 坛 丰		22 +1 + 1		使用	営利又は宣伝を目的として使用する場合	11,000	19,000	30,000	30,000	49,000	58,000
基	体								20	その他の目的に使用する場合	2,300	4,400	6,700	6,700	11,100	13,200				
	7		個人	高校生·一般	300	300	600	400	700	1,000										
本	育		使用	小·中学生	150	150	300	200	350	500										
	館			会 議 室	500	500	1,000	600	1,100	1,500										
stest		競技場(専	+ •	体育・スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	3,800	6,600	10,400	10,400	17,000	19,800										
料	総	用使用する場合で		用使用する場合で、			専用使用	営利又は宣伝を目的として使用する場合	27,000	49,000	76,000	76,000	125,000	148,000						
	合	半面使用	12/13	その他の目的に使用する場合	5,800	11,000	16,800	16,800	27,800	33,000										
金	体	は、2分の	個人	高校生·一般	400	400	800	500	900	1,300										
	育館	1の額とす る)	使用	小·中学生	200	200	400	300	500	700										
	铝			会議室	1,500	1,900	3,400	2,500	4,400	5,500										
				ミーティング室	500	600	1,100	700	1,300	1,700										

- 1 入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該入場料等の最高額に100を乗じて得た額を加算する。
 2 使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につき、当該使用区分に係る基本料金の1時間当たりの額の2割増の額を徴収する。この場合において、当該延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 3 市内に居住、在学又は在勤する者以外の者が使用するときは、当該使用区分に係る基本料金(2に該当するときは、2により計算した額を含む。)の5割の額を加

- 乗9の。 4 冷暖房を使用するときは、当該使用区分に係る基本料金(2に該当するときは、2により計算した額を含む。)の5割の額を加算する。 5 附属設備の使用料は、別に教育委員会規則で定める。 6 使用料の計算について、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

減免規定

- (1)市が主催又は教育委員会と教育関係団体が共催で使用場合(使用料の全額)
- (2)スポーツ行事で教育委員会が特に必要と認める場合(使用料の全額)
- (3)市と共催又は市の後援で諸団体が使用する場合(使用料の5割)
- (4)教育委員会が後援する事業で特に必要と認める場合(使用料の5割)
- (5)教育委員会が特別の理由があると認める場合(教育委員会が認める額)

城崎町

該当なし

	竹野町								
В&(B&G海洋センター使用料								
施設			9:00~12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 22:00	備考			
		団 体	3,000円	4,000円	5,000円	1.町民の使用は無料			
体育館	個人	小·中学生	100円	150円	200円	1.町氏の使用は無料			
		高校生以上	200円	300円	400円	2.半面使用は2分の1の額			
	団体	平日	2,000円	3,000円	4,000円				
	121 PA	日曜·祝日	3,000円	4,000円	5,000円	3. プールの使用期間は6月~9月			
プール	個人			小·中学生	100円	100円	100円		
				個人	個人	高校大学生	200円	200円	200円
		大人	200円	300円	300円				

			日高町	
文化体育館使用料				(単位:円)
	使	用 時	間	延長1時間当
	9時から12時	12時~17時	17時~22時	りの加算額
大ホール	5,250	8,400	8,400	2,100
ステージ	2,630	4,200	4,200	1,050
ステージ(ピアノを使用する場合)	5,780	7,350	7,350	2,100
小ホール	2,100	3,150	3,150	840
トレーニング室	110	110	110	

トレー	ニング室	110	110	110			
減免規程							
	日高町議会、日	高町選挙管理委員会、	日高町農業委員会が	主催して使用す	る場合		
	日高町区長会	日高町農会長会が主催	して使用する場合				
	日高町社会福祉協議会が主催して使用する場合						
使用料の全 額を免除	シルバー人材	センターが主催して使用で	よる場合 しゅうしゅう				
	町立学校等が	園児・児童・生徒全員を対	象として行う事業に使	使用する場合			
	町立中学校が	クラブ活動として、郡大会	以上の大会2週間前3	日間に限り使用	する場合		
	町立中学校が	クラブ活動として、平日の	15:00~18:00に限り	使用する場合			
	町内の保育園	が園児を対象として行う事	業に使用する場合				
	日高町社会教育関係団体を構成する組織が使用する場合						
	日高町又は日高町教育委員会が後援する行事に使用する場合						
(± m/s) 6 1/	日高町老人ク:	ラブ連合会が主催して使用	月する場合				
使用料の半 額を免除	地区公民館が	主催して使用する場合					
THE COLON	各種大会にお	ハて、但馬大会以上の大	会に使用する場合				
	各分館が主催	して使用する場合					
	町内の学校等	が児童・生徒の一部を対象	東として使用する場合				
目的外料金の 半額を免除	日高町外で、た	いつ但馬内の小・中・高等	学校が児童・生徒を対 場合	対象として行う行	事に使用する		

目的外料金は、通常料金の3倍

	出石町								
体育館						(単位*円)			
-	☑分	9:00	13:00	15:00	18:00	20:00	備考		
	<u></u>	~ 12:00	~ 15:00	~ 17:00	~ 20:00	~ 22:00	湘′与		
団体		1,000	1,000	1,000	1,500	1,500	半面使用は半額		
個人	高校生·一般	100	100	100	100	100			
人间	中学生以下	50	50		50	50			

- (1)団体とは,委員会が認めたスポーツ団体又は20人以上とする.
- (2)町外者の使用料は,倍額とする.
- (3)スポーツ以外及び入場料を徴収する使用は、使用料の10倍の額とし、前号の規定は適用しない。

減免規定

- (1)町又は、委員会が主催又は、共催する行事及び町立学校が使用する場合(使用料の全額)
- (2)スポーツ行事で委員会が特に必要と認めた場合(使用料の全額)
- (3)町又は、委員会が後援する行事で特に必要とする場合(使用料10分の5以内)
- (4)委員会が認めた町内の社会教育団体、スポーツ団体、福祉団体 及び各区等がスポーツ行事で使用する場合(使用料10分の5以内)
- (5)前号の団体及び第1号の規定による町立学校以外の学校が、年間を通じて定期的 にスポーツ活動で使用する場合(委員会が相当と認める額)
- (6)前各号に規定する場合のほか、委員会が特別の理由があると認める場合(委員会が相当認める額)

				但東町					
中央体育的	中央体育館 (単位 円)								
	区分	9:00~12:00	12:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	9:00~22:00				
体育室	全室	500	750	1,000	2,250				
	室の2分の1	300	450	600	1,350				
資母体育的	館	•			(単位 円)				
•	区分	500 750 1,000 1,000 750 1,000 75		9:00~22:00					
体育室	全室	500	750	1,000	2,250				
	室の2分の1	300	450	600	1,350				

1 使用料の減免

1.町が主催で使用する場合	使用料の全額
2.町教育委員会(町立学校、園行事を含む。以下同様とする。)又は、町公民館が主催で使用する場合	使用料の全額
3.学校週5日制の当該休日に町内の児童・生徒が使用する場合	使用料の全額
4.青少年育成活動として町民が使用する場合(町子ども会事業、スポーツ少年団育成事業を含む。)	使用料の全額
5.町が共催、又は後援で使用する場合	使用料の50%に相当する額
6.町教育委員会、又は町公民館が共催、又は後援で使用する場合	使用料の50%に相当する額
7.町又は町教育委員会が認めた町内の福祉団体、社会教育団体、スポーツ団体及び各区等がスポーツ大会行事で使用する場合	使用料の50%に相当する額
8.前各号に規定する場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認める場合	教育委員会が相当と認める額

7号の団体については、町補助金交付要綱に定められているものの他、町から補助金等の交付を受ける団体等をいう。

2 使用料減免申請書の提出免除

前項の(3)による使用料の減免を受ける場合には、兵庫県が発行している「ひょうごっ子ココロンカード」を提示することに より減免申請書の提出があったものとみなすことができる。

20-2

専門部会名 5 教育部会 分	科 会 名 20 社会体育分科会	コード 22 9 1202 2	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	及い 協定細目 社	会教育関係事務事業の取扱い
大 分 類 社会体育施設の取扱い	中 分 類 運動均	易の取扱い	小 分 類 運動場の取扱い	細 分 類 運動場の	取扱い
1.城崎町を除く1市4町が運動場を設 付帯設備等により使用料に差異が 2.減免の取扱いについて、差異があ 3.各施設の休館日、利用可能時間の 題	るため調整を要する。 D設定に差異がある。	81. 休館日及び利用可能時間は、住民 に引き継ぐ。 策	こ、取扱いに不均衡が生じないよう合併 民の間に定着しており、現行のとおり新市	整 4.一元化の方向 施 設 現行のとおり新市 使用料 現行のとおり新市 減免規定 豊岡市の例を参考 休館日 現行のとおり新市 利用可能時間 現行のとおり新市	こ引き継ぐ にする こ引き継ぐ
	各 市 町			の現況	7
豊 岡 市 1. 名称 総合市民グラウンド		竹 野 町 町 1 名称 竹野中央公園	日 高 町 町 1.名称	1 . 名称 出石町立町民総合スポーツセンター	伊 東 町 1 . 名称
円山川運動公園					
2. 規模 陸上競技場:18,563m ² テニスコート:4面 多目的グラウンド:野球2面 多目的広場 ゲートボール場:ゲートボール2面 円山川運動公園:97,620m ²	2.規模	2.規模 グラウンド: 約15,700㎡ 野球1面 ソフトボール2面 テニスコート: 3面	2.規模 陸上競技場 17,563㎡ (多目的グラウンド) 400mトラック、8コース, 芝生76m×80m テニスコート 2面 ゲートボール場 4面	2. 規模 陸上競技場 26,563㎡ 1周400m 8コース フィールド内芝生張リ テニスコート 2面 夜間照明施設9基12灯 練習コート(壁うち 1面240㎡)	2.規模 多目的グラウンド (夜間照明あり)12,000㎡ テニスコート (夜間照明あり)4面 管理棟・・・167㎡ いこいの広場・・・2,000㎡
3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技
陸上競技 テニス 屋外スポーツ ゲートボール		屋外スポーツ等 テニス	陸上競技 屋外スポーツ等 テニス ゲートボール	陸上競技 屋外スポーツ等 テニス	屋外スポーツ等 テニス ゲートボール
4 . 使用料	4.使用料	4.使用料	4.使用料	4.使用料	4.使用料
別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照		別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照
5. 休館日 毎週火曜日、12月1日~2月末日 多目的グラウンドは12月28日~1月4日	5.休館日	5.休館日 なし	5.休館日 毎週水曜日,12月29日~1月3日	5.休館日 月曜日 12月1日から翌年2月末日まで テニスコートは月曜日 12月27日から翌1月5日	5.休館日 12月29日~1月3日
6.利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間	6 . 利用可能時間	6.利用可能時間
6:00~19:30 テニスコートは6:00~21:30		日の出から日没まで	6:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30	6:00 ~ 22:00
7.駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数
総合市民グラウンド:60台、 円山川運動公園:150台		100台	200台	陸上競技場 普通車 77台 マイクロ2台 テニスコート 10台	86台
8.減免規定	8.減免規定	8. 減免規定	8. 減免規定	8.減免規定	8. 減免規定
別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照		町·体育協会主催事業は無料	別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照	別シート「陸上競技場使用料一覧表」参照
9.人員配置及び管理体制	9.人員配置及び管理体制	9.人員配置及び管理体制 なし(B&Gセンター職員が兼務)	9.人員配置及び管理体制 臨時職員2人(野球場の管理を含む)(清掃、草刈り	9.人員配置及び管理体制 シルバー人材センター 1名 交替勤務	9.人員配置及び管理体制 但東シルクロード観光協会へ委託

陸上競技場使用料一覧表·減免規定

陸上競技場使用料一覧表·減免規定

生工加加	以物区而作	見化 派无人	TAL.								
					使用料の額						
区分		施設		施 設 使用区分	6:00	8:30	13:00	8:30	17:30	19:30	
				~ 8:00	~ 12:00	~ 17:00	~ 17:00	~ 19:30	~ 21:30		
専基			陸上競技場		900円	2,000円	2,600円	4,600円	1,100円		
	用	総合市民グ ラウンド								-	
本	使		テニスコート	一面につき	300円	500円	800円	1,300円	400円	400円	
		多目的広場		300円	800円	1,000円	1,800円	400円			
	用	円山川運動 公園	多目的グラウンド	ソフトボール一面につき	500円	1,000円	1,400円	2,400円	600円		
料		420	ゲートボール場	一面につき	100円	300円	400円	700円	200円		
				児童生徒	当日	吏用		日額	70円		
			陸上競技場円山川運動公園(多 目的広場に限る。)(個人使用の	元里土征	年間(吏用		年額 1	,200円		
金	淋目使用	日的広場に 場合)	はる。)(四人使用の	— 般	当日(吏用		日額	150円		
				用文	年間(吏用	年額 2,500円				

- (1) 営利、宣伝又は設置目的以外で使用する場合は、基本料金に10を乗じて得た額を加算する。
- 特 (2) 入場料を徴収する場合は、最高入場料の額に100を乗じて得た額を加算する。
- (3) 附属施設の使用料は、1単位当たり5,000円の範囲内で規則で定める。
- (4) 使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につきその使用区分1時間当たりの2割増の額を徴収する。ただし、1時間に満たない端数は、
- 30分以上を1時間とし、30分未満は、切り捨てる。
 - (5) 市外の使用者は、基本料金の5割増を徴収する。
 - (6) 使用料金の計算について、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

減免規定(1)市が主催又は教育委員会と教育関係団体が共催で使用場合(使用料の全額)

- (2)スポーツ行事で教育委員会が特に必要と認める場合(使用料の全額)
- (3)市と共催又は市の後援で諸団体が使用する場合(使用料の5割)
- (4)教育委員会が後援する事業で特に必要と認める場合(使用料の5割)
- (5)教育委員会が特別の理由があると認める場合(教育委員会が認める額)

城崎町

竹野町								
竹野中央公園使用	月料							
施設名	使用料	備考						
心故石	町内者	町外者	伸写					
多目的グラウンド	2時間につき 1,000円	2時間につき 3,000円	個人単独練習にため一部使用は2時間以内無料					
テニスコート	1面2時間につき 400円	1面2時間につき 800円						

				日高町					
植村	植 村 直 己 記 念 ス ポ ー ツ 公 園 使 用 料 一 覧 表 (単位:円)								
			基	本 料 金				77 E 4 D+ DD 1/4	1時間当り夜間
区分	施設	6時~8時	8時30分~12時	13時分~17 時	8時30分~ 17 時	17時30分~ 19時30分	19時30分~ 21時30分	延長1時間当り の加算額	照明使用料の 額
± m/±	多目的グラウンド	620	1,330	1,530	2,860	620	620	410	300
専用使用	テニスコート(1面)	410	920	1,020	1,940	410	410	310	300
/13	ゲートボールコート(1面)	410	920	1.020	1.940	410		310	

町外利用者が使用する場合の施設使用料は、3倍の額とする。 営利・宣伝で使用する場合の施設使用料は、10倍の額とする。

目的外料金は、通常料金の3倍 **社会教育関係団体と**け

たな数目を呼吸しては					
	日高町体育協会	日高町文化協会	日高町子ども会育成会連絡協議会	会 日高町PTA協議会	
	日本ボーイスカウト日高第	第1団 ガールスカ	ウト日本連盟兵庫県第82団	日高町人権教育研究協議会	
	4 1 4 1 4 4 4 4 BB 17 FB 11	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			

地区老人会、区単位老人会も社会教育関係団体と同様の扱いをする。

出石町

テニスコート(1面)							
区分		9:00~12:00	13:00 ~ 15:00	15:00~17:00	9:00~17:00	17:30~19:30	19:30 ~ 21:30
テニスコ・	ート(1面)	600	400	400	1,400	400	400

- (1)使用時間区分以外の時間帯に使用するときは、1時間当たり200円、ただし30分未満は切り捨てる。
- (2)テニス夜間照明施設を使用するときは、一面60分あたり300円をを徴収する
- (3)町外の使用者の使用料は、倍額とする。ただし、前項の規定は適用しない。
- (4)スポーツ以外及び入場料を徴収する使用は、使用料の10倍の額とし、前号の規定は適用しない。

陸上競技場

区分	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00	18:00 ~ 20:00	20:00~22:00	備考
陸上競技場	2,100	2,800	5,000			

- (1) 陸上競技場が個人が単独で練習のため一部使用するときは無料とする。ただし、2時間以内を原則
- (2)使用時間区分以外の時間帯に使用するときは、1時間当たり700円.ただし30分未満は切り捨てる。
- (3)町外の使用者の使用料は,倍額とする。
- (4)スポーツ以外及び入場料を徴収する使用は,使用料の10倍の額とし、前号の規定は適用しない。

減免規定

- (1)町又は、委員会が主催又は,共催する行事及び町立学校が使用する場合(使用料の全額)
- (2)スポーツ行事で委員会が特に必要と認めた場合(使用料の全額)
- (3)町又は、委員会が後援する行事で特に必要とする場合(使用料10分の5以内)
- (4)委員会が認めた町内の社会教育団体、スポーツ団体、福祉団体及び各区等がスポーツ行事で使用する場合(使用料10分の5以内)
- (4)前号の団体及び第1号の規定による町立学校以外の学校が、年間を通じて定期的にスポーツ活動で使用する場合(委員会が相当と認める額)
- (5)前各号に規定する場合のほか、委員会が特別の理由があると認める場合(委員会が相当認める額)

但東町

1 多目的グラウンド、テニスコート

					(単位 円)		
区分 6:00~9:00 9:00~12:00 12:00~17:00 17:00~22:0							
クロかがこもいい	全面2コート	500	1,000	1,500	1,000		
多目的グラウンド	半面1コート	300	600	900	600		
テニスコート	1面	400	800	1,200	800		

備考 1 連続して使用する場合は、区分毎の使用料を加算する。

- 2 町外者の使用は、使用料を50%増額とする。
- 3 スポーツ関係以外及び入場料を徴する使用は、使用料を10倍の額とし、前項の規定は適用しない。

		(単位 円)				
	1時間					
多目的グラウンド	20灯用	1,600				
	10灯用	1,000				
テニスコート	1面	600				
Michigan Committee of the control of						

備考 1 町外者の使用は、使用料を50%増額とする。

- 2 スポーツ関係以外及び入場料を徴する使用は、使用料を10倍の額とし、前項の規定は適用しない。
- 1. 多目的グラウンド・テニスコート・夜間照明使用料の減免

事項	グラウンド・テニスコート	夜間照明
1 町が主催で使用する場合	全額	
2 町教育委員会(町立学校、園行事を含む。以下同様とする。)又は、町公民館が主催で使用する場合	全額	
3 学校週5日制の当該休日に町内の児童・生徒が使用する場合	全額	
4 青少年育成活動として町民が使用する場合(町子ども会事業、スポーツ少年団育成事業を含む。)	全額	
5 町が共催、又は後援で使用する場合	50%相当額	
6 町教育委員会、又は町公民館が共催、又は後援で使用する場合	50%相当額	
7 町又は町教育委員会が認めた町内の福祉団体、社会教育団体、スポーツ団体及び各区等がスポーツ大会行事で使用する場合	50%相当額	
8 前各号に規定する場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認める場合	教育委員会が相当 と認める額	

⁷号の団体については、町補助金交付要綱に定められているものの他、町から補助金等の交付を受ける団体等をいう。

2 使用料減免申請書の提出免除

前項の(3)による使用料の減免を受ける場合には、兵庫県が発行している「ひょうごっ子ココロンカード」を提示することにより減免申請書の提出があったものとみなすことができる。

北但合併協議会 合 併 協 定調書

上 八 班 九 人 上 六 4 年 1 ~ 1 1 1 1 1 1		7 T# 18 A 97 +7 L 1	N X 47 mz 14 18 ~ TU 17 .		Bn +n
大 分 類 社会体育施設の取扱い	中 分 類 生	予球場の取扱い	小 分 類 野球場の取扱い	細分類 野球場の	取扱い
1.豊岡市、日高町及び出石町が野: 面積、付帯設備等により使用料に 2.減免の取扱いについて、差異があ 3.各施設の休館日、利用可能時間の 題	5るため調整を要する。	の日までに調整する。)新市に引き継ぐ。 こ、取扱いに不均衡が生じないよう合併 民の間に定着しており、現行のとおり新市	1.制度・組織等の存廃 存続 2.制度・組織等の一元化 必要 3.廃止又は一元化の時期 合併 4.一元化の方向 施設現行のとおり新市に使用料現行のとおり新市に減免規定豊岡市の例を参考 休館日現行のとおり新市に利用可能時間現行のとおり新市に	こ引き継ぐ こ引き継ぐ こする こ引き継ぐ
	各 市		事務事業等	の現況	T
豊岡市	城 崎 町	竹野町	日 高 町	五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	但東町
. 名称 コウノトリスタジアム	1.名称 <u>該当なし</u>	1 . 名称 該当なし	1. 名称 植村直己記念スポーツ公園野球場	1.名称 出石町立町民総合スポーツセンター野球場	1.名称 <u>該当なし</u>
1971-9X3-937-A	設当なり	該当後り	但也且已能忍入水一力公園野场场	山石町立町氏総古人が一クセファー野球場	設当なり
.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)	2.規模(用途、面積)
面積 26,161㎡ (球場面積:12,783㎡) (センター120m 両翼90m)			総面積: 17,730 m ² (センター122.0m 両翼99.3m)	面積 11,160㎡ (中堅111m 両翼92m)	
	3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技	3.利用可能競技
野球			野球	野球、 ソフトボール	
. 使用料一覧表(ナイター含む)	4.使用料一覧表(ナイター含む)	4.使用料一覧表(ナイター含む)	4.使用料一覧表(ナイター含む)	4.使用料一覧表(ナイター含む)	4.使用料一覧表(ナイター含む)
別シート「野球場使用料一覧表」参照			別シート「野球場使用料一覧表」参照	別シート「野球場使用料一覧表」参照	
 . 休館日	5.休館日	5.休館日	5.休館日	5.休館日	5.休館日
毎週火曜日、12月1日~2月末日			毎週水曜日、12月1日から翌年2月末まで	月曜日 12月1日から翌年2月末日	
. 利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間	6.利用可能時間
6:00 ~ 21:30			6:00 ~ 19:30	9:00~21:30	
	7.駐車可能台数	7. 駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数	7.駐車可能台数
40台			200台	普通車 20台	
V#4.40-0	0 744 40 17	0 V#42 40 Ch		0 HA.H.C	0. 244440
. 減免規定 <mark>別シート「野球場使用料一覧表」参照</mark>	8.減免規定	8.減免規定	8.減免規定 別シート「野球場使用料一覧表」参照	8.減免規定 別シート「野球場使用料一覧表」参照	8.減免規定
人員配置及び管理体制	9.人員配置及び管理体制	9.人員配置及び管理体制	9.人員配置及び管理体制	9.人員配置及び管理体制	9.人員配置及び管理体制
嘱託2人			臨時職員2人(多目的グラウンド等を含む)(清 掃、草刈り業務等はシルバーに委託)	陸上競技場と同様 人材センターシルバー1名で管理	

野球場使用料、減免規定

豊岡市							
こうのとりス	タジアム使用料						
		使用料の額					
区分		6:00	8:30	13:00	8:30	17:30	19:30
		~ 8:00	~ 12:00	~ 17:00	~ 17:00	~ 19:30	~ 21:30
基本料金	野球場	1,000円	2,000円	2,800円	4,800円	1,200円	1,200円

特別料金

- (1) 営利、宣伝又は設置目的以外で使用する場合は、基本料金に10を乗じて得た額を加算する。
- (2) 入場料を徴収する場合は、最高入場料の額に100を乗じて得た額を加算する。
- (3) 附属施設の使用料は、1単位当たり5,000円の範囲内で規則で定める。
- (4) 使用許可時間を延長して使用するときは、当該延長した1時間につきその使用区分1時間当たりの2割増の額を徴収する。 ただし、1時間に満たない端数は、30分以上を1時間とし、30分未満は、切り捨てる。
- (5) 市外の使用者は、基本料金の5割増を徴収する。
- (6) 使用料金の計算について、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

減免規定

- (1)市が主催又は教育委員会と教育関係団体が共催で使用場合(使用料の全額)
- (2)スポーツ行事で教育委員会が特に必要と認める場合(使用料の全額)
- (3)市と共催又は市の後援で諸団体が使用する場合(使用料の5割)
- (4)教育委員会が後援する事業で特に必要と認める場合(使用料の5割)
- (5)教育委員会が特別の理由があると認める場合(教育委員会が認める額)

日高町								
植村直己記念スポーツ公園使用料 (単位:円)								
	使用料の額					延長1時間		
X	分	6:00	8:30	13:00	8:30	17:30	i	当りの加算
		~ 8:00	~ 12:00	~ 17:00	~ 17:00	~ 19:30	~ 21:30	額
基本料金	野球場	1,400	3,500	4,100	7,600	1,400		1,100

特別料金

- (1)町外利用者が使用する場合の施設使用料は、3倍の額とする。
- (2)営利・宣伝で使用する場合の施設使用料は、10倍の額とする。

減免規定

							
	日高町議会、日高町選挙管理委員会、日高町農業委員会が主催して使用する場合						
	日高町区長会、日高町農会長会が主催して使用する場合						
	日高町社会福祉協議会が主催して使用する場合						
使用料の 全額を免	町立学校等が園児・児童・生徒全員を対象として行う事業に使用する場合						
主領で先除	町立中学校がクラブ活動として、次に掲げる大会に出場するための練習に使用する場合						
13.	(ただし、2週間前から5日間に限る)次の大会とは、						
	但馬中学校 春季新人大会 城崎郡中学校夏季総合体育大会						
	但馬中学校総合体育大会 但馬中学校秋季新人大会 但馬中学校東西野球大会						
	日高町社会教育関係団体を構成する組織が使用する場合						
	日高町又は日高町教育委員会が後援する行事に使用する場合						
使用料の	日高町老人クラブ連合会が主催して使用する場合						
半額を免	地区公民館が主催して使用する場合						
除	町内の学校等が児童・生徒の一部を対象として使用する場合						
	各種大会において、但馬大会以上の大会に使用する場合						
	各分館が主催して使用する場合						
目的外料金 の半額を免 除	日高町外で、かつ但馬内の小・中・高等学校が児童・生徒を対象として行う行事に使用する場合						

社会教育関係団体とは

日高町体育協会 日高町文化協会 日高町子ども会育成会連絡協議会 日高町PTA協議会 日本ボーイスカウト日高第1団 ガールスカウト日本連盟兵庫県第82団 日高町人権教育研究協議会

地区老人会、区単位老人会も社会教育関係団体と同様の扱いをする。

(単位:円)

出石町立町	出石町立町民総合スポーツセンター野球場 (単位:円)								
使用料の額									
X	分	9:00	13:00	9:00	17:30	19:30	備考		
		~ 12:00	~ 17:00	~ 17:00	~ 19:30	~ 21:30			
基本料金	野球場	2,100	2,800	5,000	1,400	1,400			

出石町

特別料金

- (1)使用時間区分以外の時間帯に使用するときは、1時間当たり700円、ただし30分未満は切り捨てる。
- (2)野球場夜間照明施設を使用するときは、30分あたり全灯点灯の場合は1,200円を

部分点灯の800円

- (3)町外の使用者の使用料は、倍額とする。ただし、前項の規定は適用しない。
- (4)スポーツ以外及び入場料を徴収する使用は,使用料の10倍の額とし、前号の規定は適用しない。

減免規定

- (1)町又は、委員会が主催又は,共催する行事及び町立学校が使用する場合(使用料の全額)
- (2)スポーツ行事で委員会が特に必要と認めた場合(使用料の全額)
- (3)町又は、委員会が後援する行事で特に必要とする場合(使用料10分の5以内)
- (4)委員会が認めた町内の社会教育団体、スポーツ団体、福祉団体及び各区等がスポーツ行事で使用する場合(使用料10分の5以内)
- (5)前号の団体及び第1号の規定による町立学校以外の学校が、年間を通じて定期的にスポーツ活動で使用する場合
- (委員会が相当と認める額)
- (6)前各号に規定する場合のほか、委員会が特別の理由があると認める場合(委員会が相当認める額)

提案第 14 号

環境関係事務事業の取扱い(その1)について

環境関係事務事業の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

環境関係事務事業の取扱い 協定番号 22-13

1.環境衛生対策の取扱い

ねずみ対策、病害虫関係補助は廃止する。 不快害虫対策は、出石町の例を参考とし、新市において調整する。

次回協議

平成15年 月 日確認

專門部会名 8 環 境 部 会	科会名 27 環境分科会	2 - 8 22 13 1101 8	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	吸い 協定細目環	境関係事務事業の取扱い
大 分 類 環境衛生の取扱い	中 分 類 環境律	f生対策の取扱い	小 分 類 環境衛生対策の取扱い	細 分 類 環境衛生	対策の取扱い
が、城崎町では鼠捕りシートを会 税鼠剤等のあっせん事務を行った。 要する。 2.不快害虫対策は、豊岡市では 竹野町では無償配布、日高町、と あっせん事務のみを実施している。	市、竹野町及び日高町で対応していない全世帯に無償配布、出石町、但東町ではており市町により差異があるため調整を平成13年度で補助制度を廃止、城崎町、出石町では補助制度をもち、但東町ではるとざ市町間で基があり調整を要する。市町とも同じ扱いをしており問題はない。だけが設置している。	** ため、出石町の例を参考とし、新なお、日高町の病害虫防除器購3.その他の対策については、現行後速やかに調整する。	する。 普及とともに実績が低下してきている 市において調整する。 入費補助金は合併の日までに廃止する。 のとおり新市に引き継ぎ、詳細は合併 ついては、現行のとおり新市に引き継	調 2.制度・組織等の一元化 3.廃止又は一元化の時期 4.一元化の方向 ・ねずみ対策、日高町の病害合併の日までに廃止する。 ・不快害虫対策は、出石町の	存 続(一部廃止) 必 要(一部不要) 合併の日 『虫防除機器購入費補助金制度は、 の例を参考とし新市において調整する。 プレの管理、清掃は、現行のとおり新市 いいて調整する。
	各 市 町	に お け る 事	。 務 事 業 等	の現況	
豊岡市	城 崎 町	竹 野 町	日 高 町	出 石 町	但 東 町
1.ねずみ対策	1.ねずみ対策	1.ねずみ対策	1 . ねずみ対策	1.ねずみ対策	1.ねずみ対策
なし (平成12年度まで実施)	・年1回、全世帯にネズミ捕りシートを 無償配布(1,473世帯) 平成14年度実績 201,600円	なし	なし	・殺鼠剤・捕鼠器を斡旋 平成14年度実績 1,688件	・年1回、殺鼠剤等を斡旋 平成14年度実績 852件
2. 不快害虫対策	2 . 不快害虫対策	2 . 不快害虫対策	2 . 不快害虫対策	2 . 不快害虫対策	2 . 不快害虫対策
制度廃止(平成14年度から) (参考) 平成13年度実績 区数 : 42区 総額 : 1,530,690円 補助額: 790,690円	・年1回、区へ薬剤を無償配布 平成14年度実績 区 数 : 27区 町負担額 : 359,520円	・年1回、希望区へスミチオン乳剤を 無償配布 平成14年度実績 区 数 : 33区 町負担額 : 114,000円	・衛生害虫等防除薬剤購入補助 購入区に対し薬剤購入費の1/2を補助 平成14年度実績 区数:40区 総額:1,727,145円 補助額:863,562円 ・病害虫防除機器購入費補助 購入区に対し機器購入費の30%以内を 補助(上限10万円) 平成14年度実績なし	・乳剤を斡旋、購入代金補助 購入区に対し薬剤購入費の1/3を助成 平成14年度実績 区数:31区 総額:915,222円 補助額:305,074円	・年1回、防疫用の殺虫剤等を斡旋 補助制度なし 平成14年度実績 区 数 : 19区 総 額 : 266,000円
3.その他の対策	3 . その他の対策	3.その他の対策	3.その他の対策	3.その他の対策	3.その他の対策
・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰を配布	・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰 を配布	・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰 を配布	・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰 を配布	・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰 を配布	・家屋浸水時に浸水家庭へ消毒液や石灰 を配布
4.公衆便所	4. 公衆便所	4.公衆便所	4.公衆便所	4.公衆便所	4.公衆便所
・生活環境課所管公衆便所の管理・清掃 (3ヶ所) 清掃業務:個人に委託 年間経費 646千円 清掃回数週6回 (日曜日を除く) 管 理:便器・蛍光灯の破損等の 修理は生活環境課で対応		なし	なし	なし	なし

提案第 15 号

建設関係事務事業の取扱い(その1)について

建設関係事務事業の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

建設関係事務事業の取扱い 協定番号 22-15

- 1. 道路占用の取扱い
 - 占用料は豊岡市の例を参考とし、合併の日までに調整する。
- 3. 公営住宅の維持管理等の取扱い

豊岡市の例を参考とし、合併の日までに調整する。ただし、合併後新たに整備されるものについては、豊岡市の例を参考とし、新市において調整する。

次回協議(全件	•)	
平成15年	月	日確認(全件・)

専門部会名 9 建設部会 分析	会名 31 建設分科会	22 15 1202 2	1 1 協定項目 各種事務事業の取扱	吸い 協定細貫 建記	段関係事務事業の取扱い
大 分 類 道路管理の取扱い	中 分 類 道路占月	用の取扱い	小 分 類 道路占用の取扱い	細 分 類 道路占用の	D取扱い
1 . 1市5町とも「兵庫県道路占用料 条例を制定しているため基本的に 地適用、5町は「丙」地適用となるが また、5町の中でも但東町におい 2 . 掘削弁償金については、日高町が	は差異はないが、豊岡市は、「乙」 ため料金設定に差異がある。 いて占用物件に一部差異がある。 だけに制度があり調整を要する。	も同様に県条例を基準として、合 する。なお、新市においては「乙」 2.掘削弁償金制度については、道	i路の維持管理上から判断すると効果的 iける路線数(現在1市5町で2,688路線)	調 2 . 制度・組織等の一元化 必 3 . 廃止又は一元化の時期 6 4 . 一 元 化 の 方 向	京 続(一部廃止) 分 要 合併の日 の例を参考とし、合併の日までに調整する。 「廃止する。
	各 市 町			の 現 況	
夢岡市	城崎町	竹野町	日高町	4 5 7 1	但東町
		1 . 占用料	1.占用料	1.占用料	1.占用料
平成14年度実績 申請件数:535件 うち有料件数:56件 決算額:30,110千円	平成14年度実績 申請件数:76件 うち有料件数:16件 決算額:962千円	平成14年度実績 申請件数:35件 うち有料件数:30件 決算額:1,196千円	平成 1 4 年度実績 申請件数:155件 うち有料件数:23件 決算額:5,848千円	平成 1 4 年度実績 申請件数:48件 うち有料件数:9件 決算額:3,313千円	平成14年度実績 申請件数:10件 うち有料件数:10件 決算額:1,491千円
2 . 基準	2 . 基準	2 . 基準	2 . 基準	2 . 基準	2 . 基準
根拠:県条例(兵庫県道路占用料の徴収等 に関する条例) 市条例「豊岡市道路占用料条例」 乙適用 免除の取扱い 商店街等の団体	根拠:県条例(兵庫県道路占用料の徴収等 に関する条例) 町条例「道路占用料の徴収等に関 する条例」 丙適用 免除の取扱い なし	根拠:県条例(兵庫県道路占用料の徴収等 に関する条例) 町条例「竹野町道路占用料徴収条 例」 丙適用 免除の取扱い なし	根拠:県条例(兵庫県道路占用料の徴収等 に関する条例) 町条例「道路占用料の徴収等に関 する条例」 丙適用 免除の取扱い なし	根拠:県条例(兵庫県道路占用料の徴収等 に関する条例) 町条例「道路占用料の徴収等に関 する条例」 丙適用 免除の取扱い なし	根拠:県条例(兵庫県道路占用料の徴収等 に関する条例) 町条例「道路占用料の徴収等に関 する条例」 丙適用 免除の取扱い なし
3.掘削弁償金	3.掘削弁償金	3 . 掘削弁償金	3.掘削弁償金	3.掘削弁償金	3.掘削弁償金
なし	なし	なし	・平成 1 4 年度実績 1 2 件 892,820円 ・㎡当たりの単価 50㎡未満 14,600円 50㎡以上 別途設計 年度内本舗装計画道路 2,700円	なし	なし
					22-1

道路 占用料比較資料(市町条例抜粋)

			県乙地適用	県丙地適用	備	考
		区分	豊岡市	城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町	im im	ק
	電	第 1 種	1,000 円/本・年	770 ^{円 / 本・年}		
12		第 2 種	1,600 ^{円 / 本·年}	1,200 ^{円/本·年}		
柱	柱	第 3 種	2,200 ^{円 / 本·年}	1,600 ^{円/本·年}		
	電	第 1 種	930 ^{円/本・年}	690 ^{円/本·年}		
類	話	第 2 種	1,500 ^{円/本·年}	1,100 ^{円/本·年}		
大只	柱	第 3 種	2,100 ^{円 / 本·年}	1,500 ^{円/本·年}		
	その	他の柱類	72 ^{円 / 本·年}	53 ^{円 / 本· 年}		
	看	一時的	440 円 / ㎡・月	110 ^{円/㎡·月}		
看	板	常設	4,400 円 / ㎡・年	1,100 ^{円/㎡·年}		
	標	戠	1,100 ^{円 / 本·年}	850 ^{円/本・年}		
	広	告 塔	4,400 円/㎡・年	1,100 円/㎡·年		
類	旗	一時的	45 ^{円/本・日}	11 ^{円 / 本· 日}	但東町は除	<
	竿	常設	440 ^{円 / 本・月}	110 ^{円/本·月}		
	Ì	- 資材等の仮置	440 円 / ㎡ 月	110 円 / ㎡ 月		

3 2 1 協定項目 各種事務事業の取扱い

1301

コード 22 15

分科会名 32 住宅分科会

専門部会名 9 建 設 部 会

振性素 3 59 2 中間 53 10 日間 53 10	大 分 類 公営住宅の取扱い	中分類 公営住	日本の組持管理等の取扱い	小 分 類 公営住宅の維持管理等の	取扱い 細分類 公営住宅	の維持管理等の取扱い
情報 一方 「	町63戸、出石町106戸、但東 2.家賃収納方法では、城崎町だけ があり調整を要する。 3.共益費、敷金の有無については あり調整を要する。 4.駐車場使用料等に関しては、豊 5.自動車保管場所使用承諾証明書 町で証明事務を行っているが、豊 いる。	町118戸の合計1,009戸である。 が前納であり、納期限も各市町で差異 、市町ごと又住宅ごとに相当な差異が 岡市だけが徴収しており調整を要する。 (車庫証明)については、すべての市	2 . 共益費が必要な住宅についる場所を表者等が必要な住宅をはりまる。 表者等が必要なは理するは地理を表すのでは、共立のではを表すが、共立のではを表すが、共立のでは、対して、大型のでは、対し、大型のでは、対し、大型のでは、対し、大型のでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	は、豊岡市の例を参考とし団地ごとに代 をする。 也内にある共同の電気料金、水道料金、 下る。 別により、合併の日までに調整する。 でに整備された住宅に合併の日までに入 の措置とし、合併の日以後に完成し 入居する者については、豊岡市の例を ただし、広場、戸建住宅の併設駐車ス 信(車庫証明)は、新市においても現行	2 . 制度・組織等の一元化 3 . 廃止又は一元化の時期 4 . 一 元 化 の 方 向 1 . 家賃の収納方法は、新市に 2 . 共益費は、豊岡市の例を参 3 . 敷金は、城崎町以外の市町 4 . 駐車場使用料は、現行のとったに整備されたものについてして調整する。 5 . 自動車保管場所使用承諾証	必 要 合併の日 合併後速やかに おいては後納方法に統一する。 考とし合併の日までに調整する。 の例を基本とし合併の日までに調整する。 おり新市に引き継ぐ。ただし、合併後新 は、豊岡市の例を参考とし、新市におい E明書は、現行のとおり発行し、証明手
任宅的 (管理中的)				事務事業等		1
型性 野 野 野 野 野 野 野 野 野				<u> </u>		<u> </u>
	団地名 戸数 建設年度 種別 構造 近傍同種家質 塩津住宅 12 S56 2 中耐 57,600 塩津住宅 6 S56 2 中耐 57,600 塩津住宅 3 S58 1 中耐 58,900 塩津住宅 3 S58 1 中耐 65,700 塩津住宅 6 S58 2 中耐 65,800 塩津住宅 12 S58 2 中耐 57,500 塩津住宅 7 S61 1 高耐 75,600 塩津住宅 4 S61 1 高耐 76,000 塩津住宅 4 S61 1 高耐 76,000 塩津住宅 4 S61 1 高耐 76,000 塩津住宅 1 S61 2 高耐 72,800 塩津住宅 1 S61 2 高耐 71,500 塩津住宅 1 S61 2 高耐 77,400 塩	団地名 戸数 建設年度 種別 構造 近傍同種家質 元薬師1号 4 S33 2 簡平 14,600 元薬師1号 6 S55 1 簡2 47,400 元薬師1号 6 S56 1 簡2 45,600 元薬師1号 6 S57 2 簡2 51,000 元薬師2号 8 S36 2 簡2 15,500 元薬師2号 16 S37 2 簡2 15,700 内島 6 H1 2 木2 91,600 内島 6 H2 2 木2 98,100 内島 4 H3 1 木2 107,400 内島 4 H3 2 木2 102,000 内島 4 H4 2 木2 108,700 内島 4 H4 2 木2 104,400 内島 1 H6 1 木2 99,100 結1号	団地名 戸数 建設年度 種別 構造 近傍同種家質 太田団地1号棟 5 S52 2 簡2 21,800 太田団地2号棟 5 S53 2 簡2 20,900 太田団地3号棟 5 S54 2 簡2 19,300 草飼テラス団地 10 S59 2 簡2 35,200 草飼テラス団地 5 S59 2 簡2 36,700 森本団地 6 H4 1 簡2 78,400 森本団地 4 H5 1 簡2 83,000 轟団地 5 H14 簡2 146,800 轟団地 5 H15 簡2 建築中	団地名 戸数 建設年度 種別 構造 近傍同種家賃 上郷住宅 6 S52 2 簡2 33,100 遺場住宅 5 S59 1 簡2 58,900 遺場住宅 5 S59 2 簡2 56,500 鶴岡東住宅 4 S62 1 中耐 70,700 鶴岡東住宅 8 S62 2 中耐 71,400 静修住宅 8 H3 1 中両 72,700 静修住宅 12 H3 2 中耐 72,700 鶴岡住宅 6 H13 - 中耐 87,200 鶴岡住宅 9 H13 - 中耐 76,200	団地名 戸数 建設年度 種別 構造 近傍同種家賃 松	団地名 戸数 建設年度 種別 構造 近傍同種家賃出合 10 S52 公営 簡2 32,700 如布 10 S53 公営 簡2 25,000 出合市場 10 S54 公営 木造 29,900 出合第2 10 S58 公営 木造 44,600 孤山 5 S62 公営 木造 63,300 孤山 5 S62 公営 木造 63,300 孤山 5 S63 公営 木造 120,900 久畑二/宮 2 H10 公営 木造 120,900 久畑二/宮 2 H10 公営 木造 119,100 矢根 16 H2 公営 中耐 51,300 赤野 5 H14 公営 木造 120,700 ホ野 5 H14 公営 木造 100,000 小台 月 日前日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日

協定細目 建設関係事務事業の取扱い

專門部会名 9 建 設 部 会 分	科会名 32 住宅分科会	2 + 1 22 15 1301 3	2 1 協定項目 各種事務事業の取扱	及い 協定細目建	
大 分 類 公営住宅の取扱い	中 分 類 公営	住宅の維持管理等の取扱い	小 分 類 公営住宅の維持管理等の	取扱い 細分類 公営住宅	の維持管理等の取扱い
	备 市	町 に お け る !	事 務 事 業 等	の現況	
豊岡市	城 崎 町	竹野町町	日高町	出	但東町
団地名 戸数 建設年度 種別 構造 近傍同種家賃 米町住宅 10 S48 2 簡2 32,400 米町住宅 16 S49 1 簡2 35,700 米町住宅 10 S49 2 簡2 35,100 米町住宅 4 S50 2 簡2 38,700 米町住宅 16 S51 2 中耐 43,500 米町住宅 24 S52 2 中耐 45,000 米町住宅 32 S53 2 中耐 36,800 米町住宅 16 S54 2 中耐 42,400 一本松住宅 23 S40 2 簡2 18,100 一本松住宅 13 S41 2 簡2 18,900 高屋住宅 2 H4 2 中耐 68,200 高屋住宅 5 H4 1 中耐 68,300 高屋住宅 5 H4 1 中耐 90,300					
	2 . 家賃の収納方法	2.家賃の収納方法	2 . 家賃の収納方法	2 . 家賃の収納方法	2 . 家賃の収納方法
納付方法 口座振替、直接納付 納付期限 毎月25日 納付書発行 有 直接納付のみ (6ヶ月分まとめて) 領収書 無(直接納付のみ)	納付方法 口座振替、直接納付 納付期限 毎月末(前納制) 納付書発行 有 毎月20日 領収書 無 必要に応じ発行	納付方法 口座振替、直接納付 納付期限 毎月末 納付書発行 有 年2回(4月、10月) 納期の2週間前(6ヶ月分) 領収書 有 口座振替 まとめて送付 直接納付 納付時	納付方法 口座振替、直接納付 納付期限 毎月末 納付書発行 有 毎月20日前後 領収書 有 翌月10日以降	納付方法 口座振替、直接納付 納付期限 毎月末 納付書発行 有 毎月15日 4月中旬(1年間分) 領収書 有 金融機関から返送後	納付方法 口座振替、直接納付 納付期限 毎月末 納付書発行 有 直接納付 毎月15日 領収書 有 口座振替 希望者のみ 直接納付 納付時
3 . 共益費	3 . 共益費	3 . 共益費	3 . 共益費	3 . 共益費	3 . 共益費
・有 自治会が徴収支払 条例上は徴収可能	・有(内島団地のみ) ・対象経費 浄化槽管理費、共用部分の水道 電気代 ・徴収方法 毎月家賃に加算して徴収	なし	・有(靜修住宅のみ) ・対象経費 浄化槽保守点検手数料 ・徴収方法 家賃とは別に徴収	なし	・有(団地により差異) ・対象経費 外灯電気料、植栽管理、公園管理、 ゴミ収納庫、共用水栓使用料、浄化槽 管理、周辺環境整備(草刈伐採) ・徴収方法 家賃と別に徴収
4. 敷金	4. 敷金	4. 敷金	4.敷金	4. 敷金	4. 敷金
・徴収 住宅使用料月額の3ヶ月分 5.駐車場使用料	・徴収 なし(条例に規程なし) 5.駐車場使用料	・徴収 住宅使用料月額の3ヶ月分 5.駐車場使用料	・徴収 住宅使用料月額の3ヶ月分 5、駐車場使用料	・徴収 住宅使用料月額の3ヶ月分 5.駐車場使用料	・徴収 住宅使用料月額の3ヶ月分 5.駐車場使用料
· 駐車場使用料 有	・駐車場使用料 なし	・駐車場使用料 なし	・駐車場使用料 なし	・駐車場使用料 なし	・駐車場使用料 なし
1) 塩津住宅 169区画 3,000円/月 舗装 2) 高屋住宅 57区画 3,000円/月 舗装 3) 一本松住宅 36区画 3,000円/月 舗装 4) 栄町住宅 230区画 200円/月 未舗装 5) 厚生年金住宅 53区画 3,000円/月 舗装	(駐車場の状況) 広場(町有地)駐車場に使用	(駐車場の状況) 草飼テラス団地 15区画 舗装 轟団地 22区画 舗装	(駐車場の状況) 靜修住宅 20区画 アスファルト舗装 鶴岡住宅 15区画 アスファルト舗装		
6 . 駐車場使用料の徴収方法	6 . 駐車場使用料の徴収方法	6 . 駐車場使用料の徴収方法	6 . 駐車場使用料の徴収方法	6 . 駐車場使用料の徴収方法	6 . 駐車場使用料の徴収方法
・自治会に委託 徴収金の一部を自治会に支払う	-	-	-	-	-
7.自動車保管場所使用承諾証明書	7 . 自動車保管場所使用承諾証明書	7.自動車保管場所使用承諾証明書	7.自動車保管場所使用承諾証明書	7.自動車保管場所使用承諾証明書	7.自動車保管場所使用承諾証明書
・車庫証明 あり ・手数料 300円	・車庫証明 あり ・手数料 無料	・車庫証明 あり ・手数料 無料	・車庫証明 あり ・手数料 200円	・車庫証明 あり ・手数料 無料	・車庫証明 あり ・手数料 無料
					22-2

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

専門部会・分科会開催状況	P 25
新市名称応募一覧	P 26
新市の将来構想案	別冊

専門部会・分科会開催状況

平成15年7月15日現在

 豊 豊岡市役所
 労 労働会館
 日文 文化体育館
 合1 合併協会議室

 城 城崎町役場
 中会 豊岡市中央会館
 日水 日高町水道事業所
 合2 合併協保煙室

 竹 竹野町役場
 豊公 豊岡市公民館
 日農 日高町農村環境改善センター
 合3 合併協1階会議室

 日 日高町役場
 豊市 豊岡市民会館
 やま やまびこ
 但広 但馬広域行政事務組合会議室

 出 出石町役場
 城大 城崎大会議館
 城福 城崎町総合福祉会館
 北行 北但行政事務組合(岩井)

 但 但東町役場
 城公 城崎町公民館
 市町 市町めぐり
 随時追加

	39.14. □ **	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>		I	1	1	T		1						T	ı	1	
担当課	部会名等 一	第 2 回	第 3 回	第4回	第 5 回	第6回	第7回	第8回	第 9 回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	備考
	# 務 部 会 月日 場所 2月26日 城大時間 場所 14:30	5月6日 9:30 合 1	6月3日 9:30 合 1	7月1日 9:30 合 1																	毎月第1火曜日
	財 政 月日 _{場所} 3月7日 豊 時間 14:00	3月20日 出 13:00 出	3月28日 13:15 合 1	4月28日 豊 9:30	5月16日 日 9:30 日	7月11日 13:30 但															
調	分	14:30 ["	4月30日 日 13:30 日	5月23日 日 9:30 日																	
	科 総 務 月日 場所 18:00 合 2	5月19日 9:30 合 1	5月27日 日 9:30	6月12日 15:00 合 1																	
	人事・給 月日 場所 3月12日 合 1 - 与 時間 13:30	5月19日 13:30 合 1	5月27日 13:30 日	7月2日 合 1 13:30 合 1	7月18日 13:30 合 3																
整	出納 月日 _{場所} 3月7日 出 時間 14:00			6月27日	7月3日 但	7月17日 城															
	企画部会 月日 場所 2月25日 合 1 時間 場所 10:00			6月4日 9:30 合 1		14.00															毎月第1水曜日
	[10.00		5月16日 13:30 合 1	5月30日 13:30 合 2	6月27日 市町																
第		3月19日 9:30 城公	4月30日 13:30 竹	5月22日 13:30	6月2日 出	6月18日 但	7月3日 13:30 豊	7月18日 豊													
	会 企 画 月日 場所 3月3日 会 1	3月18日 슼 1	4月28日 豊	5月27日 13:30 地	6月19日 竹	/月18日 曲	13:30	9:00													
	社 足 域 △ 月日 _{場長} 2月26日 △ 1	13.30	13.30	13:30	13:30	13:30															毎月第1木曜日
1	利 科 科 月日 場所 3月19日 旧広	4月17日 👝 1	5月22日 👝 1	6月19日 👝 1																	77330 11111111
			10.00	10.00	6月20日 13:30 合 2	7月22日 合 2															
	日日 2日18日	9.30	13.30	9:30 ^{円 1} 4月3日 合 1 13:30	10.00	10.00		6月18日 ᇫ	5 6月27日 ц	7月1日 👝	2 7月16日 🔑										
課					13:30 円 1	5月20日 合 1 13:30 合 1 7月11日	13:30	13:30	9:00 ^Ш	9:30	2 7月16日 但 9:00 但										+
	会 門 同 10.00		5月13日 13:30 合 1 6月2日 14:00 合 1	13:30 日 2	6月19日 合 2 13:30 合 2 7月16日 ##	13:30 = 2															
		10.00	17.00	6月26日 城 13:30 城																	
	時間 14:00 400	13:30	9:00 日	6月30日 合1 13:30 合1	13:30 出	6日12日	6H26H	7870	7日22日												毎月第1火曜日
調	分 一 時間 一 13:30 日		4月30日 豊福	5月14日 豊福 13:30	13:30 合1	13:30 合2	6月26日 合1	/月/日 合 13:30	10.00												
	地域福祉 月日 場所 3月3日 合 1月1 日		4月28日 合 1	5月12日 豊福	13:30 合1	15:00 合2	6月20日 豊福		■ 7月16日 13:30 豊福												
整	生活福祉 月日 場所 4月14日 合 1 中間 明 14:00 合 1	4月21日 豊福	5月8日 豊福	5月21日 豊福	13:30 豊福	6月12日 但	13:30	7月25日 合	I :	08408	08050	78448	78408								
	時間 16:00 5	3月7日 出 9:00 出	3月27日 豊福				5月23日 13:30 合2	13:30日合	1 6月12日 13:30 豊福	13:30 豊	福 6月25日 豊福 13:30	7月11日 豊福	13:30 E	1							
第	教育部会 月日 場所 2月27日 合 時間 場所 10:00 合	10.00			7月2日 日 9:30 日	<u>7月17日</u> 9:30 出															毎月第1水曜日
	カ * '^ *^ ' 時間 13:30 量	13:30 📱 🎞	13.30	13.30	9.00	5月27日 市 9:00	6月13日 9:00 合 1	6月17日 9:00 但	₹ 6月26日 1:30 市	9:00	出 7月15日 合1 13:30 合1										
2	科 社会教育 月日 場所 2月21日 豊市 時間		9:30						5 7月3日 13:30 日高	7月11日 9:30	日 7月16日 13:30										
	会 社会体育 月日 場所 3月19日 竹 時間 9:30 竹	4月22日 9:30 合 1	5月9日 9:30 合 1	5月20日 但 9:30	5月27日 出 9:30	6月16日 合 2	6月26日 合2	7月8日 合	2 7月17日 出												
課	# 会 部 会 月日 _{場所} 2月28日 合 13:30	5月8日 合1 13:30		7月3日 合2 13:30																	毎月第1木曜日
	# 議 会 月日 場所 2月20日 豊 13:30 豊	2月21日 豊	3月19日 合	4月21日 合 1	4月30日 合 1 9:30	5月12日 合 1	5月27日 合3	6月3日 合	2 6月25日 合1												
	產業経済部会 月日 場所 4月15日 15:00 但	6月5日 但	7月3日 但																		毎月第1木曜日
	農林水産 月日 場所 3月12日 竹	3月14日 合 2	3月24日 合 2	4月30日 合 2	5月14日 9:30 合 2	5月23日 合 3	6月3日 9:00 合 3	6月16日 合:	3 7月14日 合 2	7月16日 合	2 7月18日 合 2										
調	分 農地整備 月日 場所 2月20日 合 1 13:00		3月20日 13:30 合 2		5月15日 合 2	5月27日 合 2	6月6日 合 2	6月18日 合	2 6月30日 合 2	7月15日 合	2										
	科 農業委員 月日 場所 3月7日 但	3月19日 但	5月1日 合 2	5月15日 13:30 合 2	5月22日 合 3	5月29日 9:00 合 2	6月13日 13:30 合 2	6月20日 合:	2 7月16日 9:00 合 2	7月28日 9:00 合	2										
整	観 光 月日 _{場所} 3月12日 合 1	9.30 3月24日 9:00 合 1	4月28日 合 2 9:30	5月12日 合 2	5月23日 13:30 合 3		6月12日 合 3	6月17日 合:	3.00 3 6月26日 合 3 9:15 合 3		2 ^{7月11日} 合 3	7月18日 合 2	2								
	商工月日場 3月18日 合 1 時間 9:30				6月9日 9:30 合 2				3 7月11日 3 13:30 合 3			9.15									
	再抽 ★ 月日 _{場局} 3月5日 曲	6月3日 🚖 1	7月1日 🚖 3	9:30	9:30	13:30	9:30	13:30	13:30	13:30											毎月第1火曜日
第	八 環 境 月日 場 2月19日 曲	10.00	0.00		<u>5月21日</u> 9:30 北行	6月12日 北行	6月20日 北行	7月1日 北名	7 <u>月10日</u> 北行 9:30	:											+
	科 水 道 月日 _{場所} 3月10日 竹	4月24日 ロル	13:30 ¹⁵¹³ 5月13日 出	13:30 5月22日 8:45 6 2	9:30 ²⁰¹³ 5月29日 _{4日}	9:30 ²⁰¹³ 6月18日 9:00 豊水		13:30 ¹⁰¹ 7月22日 9:00 豊フ													+
3	会下水道月日場所2月28日出	3月11日 但		8:45 ^{日 2} 5月19日 城 9:30 城	9:00 년 6月10日 竹	6月19日 日	6月27日 出	7月14日 (日	7月17日 🖷												+
		13:30			9:30	9:00	9:00	9:00	9:00 =												信日祭るよので
	HI] [10.00 ;	3月4日 曲	6月4日 中会 10:00 中会 3月19日 曲		5月16日 👛	5月30日 豊	6月17日 📠	7月7日 🖦													毎月第1水曜日
課	分	13:30 모	13.30	13.30	13.30	13.30	13:30 豆	13:30 모	7月10日												
			3月24日 日 14:00 日	4月24日 日 13:30 日	10.00	3.00	10.00	5.00	3 <mark>7月10日</mark> やま 10:00 やま												
	会 住 宅 月日 _{場所} 3月12日 但 9:30	3月17日 13:30 合 2	5月1日 13:30 合 3	5月22日 13:30 合 2	ック・13日 合 3 9:00	6月24日 合 3 9:00	7月15日 9:30 合 3														

新市名称応募一覧

		<u> </u>		,,, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>
	応募名称	名称かな	件数	備考
	愛協市	あいきょうし	1	
	逢依市	あいし	4	
	愛但市	あいたんし	1	
	愛鳥市	あいどりし	1	
	愛の巣市	あいのすし	1	
	愛葉市	あいようし	1	
	青海市	あおいうみし	1	
	青澄市	あおずみし	1	
	あおぞら市	あおぞらし	4	
	青空市	あおぞらし	7	
	青緑市	あおみどりし	1	
	青山市	あおやまし	1	
	赤伝鳥市	あかでんちょうし	1	
	あき市	あきし	1	
	秋名市	あきなし	1	
	明未市	あけみし	1	
	朝霧市	あさぎりし	1	
	紫陽花市	あじさいし	1	
	飛鳥市	あすかし	2	
	温海原市	あつみはらし	1	
	天神市	あまかみし	1	
	天海市	あまみし	1	
	あめのひぼこ市	あめのひぼこし	4	
	天日槍命市	あめのひぼこのみことし	1	
	あゆ市	あゆし	1	
	あらた市	あらたし	1	
	生き生きと輝く市	いきいきとかがやくし	1	
	いきと市	いきとし	1	
	生田市	いくたし	1	
	いこい市	いこいし	1	
	伊崎市	いざきし	1	
	石崎市	いしざきし	1	
	石高東野岡崎市	いしだかひがしのおかざきし	1	
	いず市	いずし	1	
	出市	いずし	4	
	出石市	いずし	2	
	いずし市	いずしし	4	
	出石市	いずしし	24	
	出但市	いずたんし	1	
	出ずと市	いずとし	1	
	出野市	いずのし	1	
	出日市	いずひし	1	
	出豊城市	いずほうじょうし	1	
	泉里市	いずみさとし	1	
	泉城香市	いずみじょうかし	1	
	泉鳥市	いずみどりし	1	
	泉柳市	いずみやなし	1	
	いちご市	いちごし	1	
49	一五市	いちごし	7	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	一護市	いちごし	1	
		いちごし	1	
	一市	いちし	2	
53	•	いちしごちょうし	1	
	一番市	いちばんし	1	
	市丸市	いちまるし	1	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	いっしごちょうし	1	
	いつわ市	いつわし	1	
	出湯こうのとり市	いでゆこうのとりし	1	
	いなか市	いなかし	1	
	田舎市	いなかし	2	
	田舎山市	いなかやまし	1	
	今中川市	いまなかがわし	1	
	いろどり市	いろどりし	1	
	岩海市	いわみし	1	
	岩森市	いわもりし	1	
	ウイングス但馬市	ういんぐすたじまし	1	
	植村市	うえむらし	5	
	うさぎおい市	うさぎおいし	1	
	う市	うし	1	
	牛鳥市	うしうし	1	
	生水市	うすいし	2	
	うっしっ市	うっしっし	1	
	牛っ市	うっしっし	1	
	雨豊市	うとみし	1	
	海川市	うみかわし	1	
	海美市	うみびし	1	
	海山川市	うみやまかわし	1	
79	海山市	うみやまし	6	
80	嬉市	うれし	1	
81	えあーたじま市	えあーたじまし	1	
	栄但馬市	えいたじまし	1	
	えがお市	えがおし	1	
	え顔市	えがおし	1	
	笑顔市	えがおし	2	
	江頭市	えがしらし	1	
87	恵北市	えほくし	1	
88	笑市	えみし	2	
89	円悠市	えんゆうし	1	
90	大射市	おおいし	1	
91	大石りく市	おおいしりくし	1	
92	大海原市	おおうなばらし	1	
93	大幸市	おおさちし	3	
94	大空市	おおぞらし	2	
95	大豊市	おおとよし	1	
96	鴻来市	おおとりきたるし	1	
97	鴻市	おおとりし	1	
98	岡崎出豊市	おかさきいずとよし	1	
99	岡崎野高石東市	おかさきのだかいしとうし	1	

100 小花市	構考
101 同野崎市	
102 おとぼけワニさん市 おとぼけわにさんし 1 103 おに市 おにし 1 104 お日さま市 おひさまし 1 105 おもてな市 おもてなし 1 106 温泉郷市 おんせんきょうし 1 107 温泉市 おんせんし 3 108 温泉豊岡市 おんせんとよおかし 1 109 温田市 おんだし 1 110 海川市 かいがわし 1 111 海港市 かいざんし 3 111 海港市 かいざんし 3 111 海山市 かいざんし 3 111 海山市 かいざんし 3 111 海山市 かいざんし 3 112 海山市 かいさんほくぶし 1 115 海山市 かいせんし 1 116 海泉市 かいせんし 1 117 海但市 かいせんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 120 華織市 かいかやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくじょうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっていし 1 127 かっこいい市 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっていし 1 127 128 128 129	
103 おに市	
104 お日さま市 おひさまし	
105 おもてな市	
106 温泉郷市 おんせんきょうし 1 107 温泉市 おんせんし 3 108 温泉豊岡市 おんせんとよおかし 1 109 温田市 おんだし 1 110 海川市 かいがわし 1 111 海港市 かいざんこうし 1 111 海港市 かいざんこうし 1 112 海山幸市 かいざんし 3 114 海山北部市 かいさんはくぶし 1 115 海山市 かいせんし 1 116 海泉市 かいせんし 1 117 海但市 かいたんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がいひんし 1 120 華織市 かがやき市 かがいきし 2 122 122 122 134 135 136 136 137 137 138 136 137 138 138 138 139	
108 温泉豊岡市	
109 温田市	
110 海川市 かいがわし 1 111 海港市 かいさんこうし 1 112 海山幸市 かいざんし 3 113 海山市 かいざんし 3 114 海山北部市 かいせんし 1 115 海山市 かいせんし 1 116 海泉市 かいせんし 1 117 海但市 かいたんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がらんかいし 1 120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいい市 かっていいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
111 海港市 かいさんこうし 1 112 海山幸市 かいざんこうし 1 113 海山市 かいざんし 3 114 海山北部市 かいさんほくぶし 1 115 海山市 かいせんし 1 116 海泉市 かいせんし 1 117 海但市 かいたんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
112 海山幸市 かいざんこうし 1 113 海山市 かいざんし 3 114 海山北部市 かいさんほくぶし 1 115 海山市 かいせんし 1 116 海泉市 かいせんし 1 117 海但市 かいたんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
113 海山市 かいざんし 3 114 海山北部市 かいさんほくぶし 1 115 海山市 かいせんし 1 116 海泉市 かいせんし 1 117 海但市 かいたんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
114 海山北部市 かいさんほくぶし 1 115 海山市 かいせんし 1 116 海泉市 かいせんし 1 117 海但市 かいたんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
115 海山市 かいせんし 1 116 海泉市 かいたんし 1 117 海但市 かいたんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくほうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいい市 かっこいい市 1 126 合併市 がっぺいし 1	
116 海泉市 かいせんし 1 117 海但市 かいたんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいい市 1 126 合併市 がっぺいし 1	
117 海但市 かいたんし 1 118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくぼうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいい市 かっこいいし 126 合併市 がっぺいし 1	
118 海浜市 かいひんし 1 119 ガウン海市 がうんかいし 1 120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
119ガウン海市がうんかいし1120華織市かおりし1121かがやき市かがやきし2122鶴城市かくじょうし1123鶴豊市かくほうし1124花但市かたんし1125かっこいい市かっこいいし1126合併市がっぺいし1	
120 華織市 かおりし 1 121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
121 かがやき市 かがやきし 2 122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
122 鶴城市 かくじょうし 1 123 鶴豊市 かくほうし 1 124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
123 鶴豊市かくほうし1124 花但市かたんし1125 かっこいい市かっこいいし1126 合併市がっぺいし1	
124 花但市 かたんし 1 125 かっこいい市 かっこいいし 1 126 合併市 がっぺいし 1	
125 かっこいい市かっこいいし1126 合併市がっぺいし1	
126 合併市 がっぺいし 1	
1 46=1 + 同 4 -	
127 花丹生市 かにいし	
128 カニ市 かにし 1	
129 鞄市	
130 かばんの町市 かばんのまちし 1	
131 紙中市 かみなかし 1	
132 神美市 かみよしし 400 世帯中	
133 花夢市 かむし 434 かゆのがねま	
134 かめのがわ市 かめのがわし 1 435 河中末 かわたし	
135 河内市 かわちし 126 茶和菓本	
136 華和蘭市 かわらんし 1 137 観光市 かんこうし	
137 観光市かんこうし1138 カントリー市かんとりーし1	
138 ガンドリー市 かんとりーし 1 139 神鍋市 かんなべし 4	
139 伊動巾	
140 がんはず用	
141 鶴美川	
142	
144 希城市 きしろし 1	
145 北岡市 きたおかし	
146 北風市 きたかぜし 1	
147 北軽市 きたがるし	
148 北関西市 きたかんさいし 2	
149 きたきんき市 きたきんきし 1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	北きんき市	きたきんきし	1	-
	北近き市	きたきんきし	2	
	北近畿市	きたきんきし	22	
	北近畿未来市	きたきんきみらいし	1	
	北近市	きたきんし	1	
	北こうのとり市	きたこうのとりし	1	
	北神戸市	きたこうべし	1	
	きたざき市	きたざきし	1	
	きたさと市	きたさとし	1	
159	北里市	きたさとし	1	
160	北里市	きたざとし	2	
161	城但市	きたし	1	
162	北市	きたし	4	
163	きたたじま市	きたたじまし	2	
164	きた但馬市	きたたじまし	1	
165	喜多たじま市	きたたじまし	1	
166	喜多但馬市	きたたじまし	3	
167	北たじま市	きたたじまし	30	
168	北但島市	きたたじまし	1	
169	北但馬市	きたたじまし	197	
170	北但馬豊岡市	きたたじまとよおかし	1	
171	北但馬ポム市	きたたじまぽむし	1	
172	北但馬豊市	きたたじまゆたかし	1	
173	北但市	きたたんし	1	
174	北豊飛市	きたとひいし	1	
	北豊市	きたとみし	1	
	北とよおか市	きたとよおかし	1	
	北豊岡市	きたとよおかし	3	
	北豊市	きたとよし	1	
	木谷朋弘市	きたにともひろし	1	
	北の郷市	きたのさとし	1	
	北野里市	きたのさとし	1	
	北野市	きたのし	1	
	北のとり市	きたのとりし	1	
	北のまち市	きたのまちし	1	
	きたひ市	きたひし	1	
	きたひょうご市	きたひょうごし	<u>2</u> 1	
	<u>喜多兵庫市</u> 北ひょうご市	<u>きたひょうごし</u> きたひょうごし	3	
	北兵庫市	きたひょうごし	100	
	北豊城市	きたほうじょうし	100	
	北前市 北前市	きたまえし	2	
	北円山市	きたまるやまし	2	
	北美市	きたみし	1	
	北緑市	きたみどりし	1	
	北山市	きたやまし	1	
	北六合市	きたろくごうし	1	
	城出豊市	きでとよし	1	
	城岡市	きのおかし	1	
	城崎温泉市	きのさきおんせんし	4	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	城崎郡豊岡市	きのさきぐんとよおかし	1	
	きのさきコウノトリ市	きのさきこうのとりし	1	
	きのさき市	きのさきし	61	
		きのさきし	246	
h -	城之崎市	きのさきし	2	
	城崎市	きのさきし	1	
	城崎市市	きのさきしし	2	
207	城崎町アンド豊岡市	きのさきちょうあんどとよおかし	1	
	城崎豊岡市	きのさきとよおかし	1	
209	城崎ふるさと市	きのさきふるさとし	1	
		きのし	1	
211	城竹市	きのたけし	1	
212	城豊出市	きのとよでし	1	
213	希望市	きぼうし	2	
	城豊市	きぼうし	1	
215	畿北市	きほくし	2	
216	郷愛市	きょうあいし	1	
217	京極市	きょうごくし	2	
218	協楽市	きょうらくし	1	
219	郷里市	きょうりし	1	
220	輝世市	きよし	1	
221	魚田市	ぎょたし	1	
222	キラキラ市	きらきらし	1	
223	喜楽市	きらくし	1	
224	輝来市	きらし	10	
225	綺羅市	きらし	1	
226	キラピカ市	きらぴかし	1	
227	きらめき市	きらめきし	1	
	きらり市	きらりし	1	
	霧多市	きりおおし	1	
	霧華市	きりかし	1	
	霧の都市	きりのみやこし	1	
	霧白市	きりはくし	1	
	杞柳市	きりゅうし	1	
	木林市	きりんし	1	
	きれいな浜市	きれいなはまし	1	
	キング市	きんぐし	1	
	くにうみ市	くにうみし	1	
	くみだ市	くみだし	1	
	栗尾市	<u> </u>	1	
	来川市	くるかわし	1	
	来日市	くるひし	1	
	紅市 喜茶士	くれないし	1	
	夏至市	げしし	1	
	気多市 ばんをま	けたし	2	
	げん気市 一条主	げんきし	1	
	元気市 健康主	げんきし	3	
	健康市 一時末	けんこうし	<u>1</u> 1	
	元晴市 おおま	げんせいし		
249	玄武市	げんぶし	6	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	幸運市	こううんし	1	rm 5
	幸岡市	こうおかし	1	
	コウ海市	こうかいし	1	
	鴻郷市	こうごうし	1	
	こうさと市	こうさとし	1	
	幸市	こうし	1	
	鴻市	こうし	1	
	鴻翔市	こうしょうし	4	
	光城市	こうじょうし	1	
	高城市	こうじょうし	1	
	鴻城市	こうじょうし	5	
	光雪市	こうせつし	3	
	鴻泉海祭蕎絹市	こうせんかいさいそきし	3	
	鴻泉市	こうせんし	4	
	好然市	こうぜんし	1	
	幸然市	こうぜんし	1	
	広但市	こうだんし	1	
	コウちゃん市	こうちゃんし	1	
	幸鶴市	こうつるし	1	
	こうづる市	こうづるし	2	
	弘道市	こうどうし	1	
	コウトリ市	こうとりし	1	
	幸取市	こうとりし	2	
	鴻鳥市	こうとりし	1	
	鴻岡市	こうのおかし	1	
	こうのさと市	こうのさとし	3	
	こうの郷市	こうのさとし	1	
	コウノ郷市	こうのさとし	1	
	コウノ里市	こうのさとし	1	
	幸の郷市	こうのさとし	1	
	鴻の郷市	こうのさとし	2	
	鴻の里市	こうのさとし	2	
	鴻野里市	こうのさとし	1	
	鴻ノ郷市	こうのさとし	2	
	こうの市	こうのし	7	
	コウノ市	こうのし	1	
	コウ野市	こうのし	1	
	幸野市	こうのし	2	
	鴻の市	こうのし	1	
	鴻乃市	こうのし	1	
	鸛市	こうのし	1	
291	鴻ノ市	こうのし	1	
	こうのす市	こうのすし	1	
293	鴻谷市	こうのたにし	1	
	コウノ豊岡市	こうのとよおかし	1	
	コウノトリ温泉市	こうのとりおんせんし	1	
	こうのとり城崎市	こうのとりきのさきし	1	
	コウノトリ城崎市	こうのとりきのさきし	1	
	コウノトリくつろぎ市	こうのとりくつろぎし	1	
299	こうのとり市	こうのとりし	381	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	こうの鳥市	こうのとりし	16	
	コウノトリ市	こうのとりし	198	
	コウの鳥市	こうのとりし	1	
	コウノ鳥市	こうのとりし	5	
	交野鳥市	こうのとりし	1	
	光ノ鳥市	こうのとりし	3	
	幸のとり市	こうのとりし	1	
	幸ノ鳥市	こうのとりし	3	
	幸呼鳥市	こうのとりし	1	
	幸鳥市	こうのとりし	2	
	幸島市	こうのとりし	1	
-	幸乃鳥市	こうのとりし	1	
	幸野鳥市	こうのとりし	4	
	鴻の鳥市	こうのとりし	13	
	鴻市	こうのとりし	5	
	鴻鳥市	こうのとりし	5	
	鴻乃鳥市	こうのとりし	1	
	鵠市	こうのとりし	1	
318	鸛市	こうのとりし	13	
319	鸛野鳥市	こうのとりし	1	
320	鴻ノ鳥市	こうのとりし	2	
321	鸛市市	こうのとりしし	1	
322	こうのとり但馬市	こうのとりたじまし	2	
323	コウノトリ但馬市	こうのとりたじまし	3	
324	こうのとり豊岡市	こうのとりとよおかし	1	
325	コウノトリ豊岡市	こうのとりとよおかし	1	
326	こうのとり豊の丘市	こうのとりとよのおかし	1	
327	こうのとりの郷市	こうのとりのさとし	1	
328	コウノトリの里市	こうのとりのさとし	1	
329	こうのとりランド市	こうのとりらんどし	1	
330	幸光市	こうひかりし	1	
331	幸福市	こうふくし	2	
332	鴻豊市	こうほうし	1	
333	鸛豊市	こうほうし	1	
	幸北市	こうほくし	1	
	鴻舞市	こうまいし	1	
	コウ円市	こうまるし	1	
	広美市	こうみし	1	
	鴻海市	こうみし	2	
	光明市	こうめいし	1	
	鸛湯市	こうゆし	1	
	鴻来市	こうらいし	8	
	幸楽市	こうらくし	2	
	鴻陵市	こうりょうし	1	
	幸緑市	こうりょくし	1	
	幸輪市	こうわし	1	
	鴻羽市	こうわし	1	
	鴻和市	こうわし	1	
	国府市	こくふし	1	
349	ごくらく市	ごくらくし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	古城市	こじょうし	1	5
	コスモス市	こすもすし	2	
	五但都市	ごただしとし	1	
	五町一市	ごちょういっし	1	
	一 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	こどうし	10	
	五都市	ごとし	1	
	このうとり市	このうとりし	1	
	このとり市	このとりし	1	
	コノトリ市	このとりし	1	
	五馬市	ごばし	1	
	小森市	こもりし	1	
361	埼川市	さいかわし	1	
362	採香市	さいこうし	1	
363	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	さいたかし	1	
	済藤高尾市	さいとうたかおし	1	
365	祭豊市	さいとし	1	
366	幸い市	さいわいし	1	
367	栄市	さかえし	1	
368	サギ市	さぎし	1	
369	咲山市	しまかきち	1	
370	桜木市	さくらぎし	1	
371	さくら市	さくらし	4	
372	桜市	さくらし	5	
373	幸笑市	さちえし	1	
374	幸咲市	さちさきし	1	
375	幸野市	さちのし	1	
376	幸道市	さちみちし	1	
377	郷美市	さとうつくし	1	
	里海市	さとみし	1	
	五月雨市	さみだれし	1	
	清か市	さやかし	1	
	さわやか市	さわやかし	1	
	山陰城崎市	さんいんきのさきし	1	
	サンイン市	さんいんし	1	
	山陰市	さんいんし	3	
	山陰たじま市	さんいんたじまし	1	
	山陰但馬市	さんいんたじまし	1	
	山陰豊岡市	さんいんとよおかし	1	
	山陰兵庫市	さんいんひょうごし	1	
	山海市	さんかいし	4	
	山脂市	さんかんし	1	
	山紫水明市	さんしすいめいし	1	
	山袋市	さんびし	1	
	山緑市 	さんりょくし	1	
	幸仲市	しあなかし	1	
	幸せ市	しあわせし	1	
	幸せ都市 しあわせ町市	<u>しあわせとし</u> しあわせまちし	1	
	自海市	しかいし	1	
		しがいし	1	
399	史街市	U 13.0 1 O	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	四季彩市	しきさいし	5	
	幸希市	しきし	1	
	四季市	しきし	3	
403	自木市	しきし	1	
	四季ホーフ市	しきほーふし	1	
	史香市	しこうし	1	
	ししまい市	ししまいし	1	
	しぜんいっぱいある市	しぜんいっぱいあるし	1	
408	自然コウノトリ市	しぜんこうのとりし	1	
409	しぜん市	しぜんし	2	
410	し然市	しぜんし	1	
411	自然市	しぜんし	7	
412	自ぜん市	じぜんし	1	
413	自然の町市	しぜんのまちし	1	
414	自然豊か市	しぜんゆたかし	1	
	自但市	したんし	1	
	志鳥市	しちょうし	1	
417	市新市	しっしっし	1	
418	集広市	しゅうこうし	1	
419	住都市	じゅうとし	1	
420	周楽市	しゅうらくし	1	
421	春夏秋冬市	しゅんかしゅうとうし	1	
422	じゅんさい市	じゅんさいし	1	
423	笑愛市	しょうあいし	1	
424	城石市	じょういしし	1	
425	城下町市	じょうかまちし	2	
426	笑広市	しょうこうし	1	
427	城光市	じょうこうし	1	
	城古海山市	じょうこかいざんし	1	
429	翔城市	しょうじょうし	1	
	城石市	じょうせきし	1	
	城泉市	じょうせんし	1	
	白鳥市	しらどりし	1	
	白羽市	しらばねし	1	
	自歴市	しれきし	1	
	城石市	<u> </u>	1	
	城岡市	しろおかし	4	
	城竹市	しろたけし	1	
	城寺市	しろでらし	1	
	城野市	しろのし	1	
	白羽市	しろばねし	1	
	城円市	しろまるし	1	
	新合市	しんあいし	1	
	新出石市	しんいずしし	2	
	新きたたじま市	しんきたたじまし	1	
	新北但馬市	しんきたたじまし	2	
	新城崎温泉市	しんきのさきおんせんし	1	
	新城崎市	しんきのさきし	3	
	新鴻市	しんこうし	1	
449	神鴻城体気集山市	しんこうじょうていきしゅうざんし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	森水市	しんずいし	1	
	新生市	しんせいし	1	
	親善市	しんぜんし	1	
	新たじま市	しんたじまし	5	
	新但馬市	しんたじまし	29	
	親但馬市	しんたじまし	1	
	新但市	しんたんし	1	
	親但市	しんたんし	1	
458	心暖市	しんだんし	1	
459	新とよおか市	しんとよおかし	3	
460	新豊岡市	しんとよおかし	43	
461	新豊岡市市	しんとよおかしし	1	
462	新仲市	しんなかし	1	
463	新日高市	しんひだかし	1	
464	新風市	しんぷうし	1	
465	しんぶん市	しんぶんし	1	
466	新豊市	しんほうし	1	
467	新北但市	しんほくたんし	5	
468	新北但市	しんほし	1	
469	新六和市	しんむつわし	1	
470	新明市	しんめいし	1	
471	進美市	しんめいし	1	
472	進市	すすむし	1	
473	すそ野市	すそのし	1	
	魑音市	すだまねし	1	
	昴市	すばるし	2	
	澄空市	すみそらし	2	
	スミヨイ市	すみよいし	1	
	西京市	せいきょうし	1	
	星水市	せいすいし	1	
	清蒼市	せいそうし	1	
	生但市	せいたんし	1	
	清流市	せいりゅうし	2	
	聖竜市	せいりゅうし	1	
	清和市	せいわし	1	
	<u>石出市</u>	せきでし	1	
	雪月花市	せつげっかし	2	
	<u>山海市</u>	せんかいし	1	
	全豊市	ぜんほうし	1	
	川流市	せんりゅうし	1	
	泉柳市 創華市	せんりゅうし	1	
		そうかし	-	
	<u>そしば市</u> そば市	<u>そしばし</u> そばし	1	
	蘇武市	そぶし	2	
	大翔市	だいしょうし	1	
	大但馬市	だいたじまし	2	
	大豊岡市	だいとよおかし	1	
	大豊市	だいとよし	1	
	第二豊岡市	だいにとよおかし	1	
499	카 <mark></mark> 모삔마	1011000110	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	大北但市	だいほくたんし	1	
	太陽市	たいようし	1	
	大六但市	だいろくたんし	1	
	高鞍市	たかくらし	1	
		たかし	1	
-	高羽市	たかばねし	1	
	たからの山市	たからのやまし	1	
507	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	たきとよし	1	
	たきとり市	たきとりし	1	
	たきのき市	たきのきし	1	
	竹岡市	たけおかし	4	
511		たけかひだかし	1	
512	竹高市	たけだかし	1	
	竹豊市	たけとよし	1	
	たけの市	たけのし	1	
	タケノ市	たけのし	1	
	竹野市	たけのし	15	
	竹野はま市	たけのはまし	1	
518	 竹野浜市	たけのはまし	1	
519	たけは市	たけはし	1	
520	たこのこ市	たこのこし	1	
521	田咲市	たさきし	1	
522	但馬アルプス市	たじまあるぷすし	1	
523	但馬いちご市	たじまいちごし	1	
524	但馬舞市	たじまうし	1	
525	但舞市	たじまうし	1	
526	但馬雲海市	たじまうんかいし	1	
527	但馬北市市	たじまきたいちし	1	
528	たじまきた市	たじまきたし	1	
529	たじま北市	たじまきたし	1	
530	但馬北市	たじまきたし	6	
531	たじまきのさき市	たじまきのさきし	1	
532	たじま城崎市	たじまきのさきし	1	
533	但馬城崎市	たじまきのさきし	2	
534	但馬清里市	たじまきよさとし	1	
535	但馬きらら市	たじまきららし	1	
536	但馬空港市	たじまくうこうし	1	
	但馬玄武市	たじまげんぶし	1	
	たじまこうのとり市	たじまこうのとりし	2	
	但馬こうのとり市	たじまこうのとりし	14	
	但馬幸野鳥市	たじまこうのとりし	1	
	但馬鴻の鳥市	たじまこうのとりし	1	
	但馬コウノトリ市	たじまこうのとりし	3	
	但馬国府市	たじまこくふし	2	
	たじま国分寺市	たじまこくぶんじし	1	
	但馬国分寺市	たじまこくぶんじし	5	
	たじま栄市	たじまさかえし	1	
	たじま市	たじまし	138	
	太治摩市	たじまし	4	
549	太治磨市	たじまし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	但牛市	たじまし	1	
	但島市	たじまし	1	
	但馬市	たじまし	450	
	担馬市	たじまし	1	
	田道間市	たじまし	1	
	但馬市市	たじましし	1	
	但馬七市	たじましちし	1	
557	但馬新豊岡市	たじましんとよおかし	1	
558	たじま中央市	たじまちゅうおうし	2	
559	但馬中央市	たじまちゅうおうし	9	
560	但馬富城市	たじまとみしろし	1	
561	たじま豊岡市	たじまとよおかし	2	
562	但馬とよおか市	たじまとよおかし	1	
563	但馬豊岡市	たじまとよおかし	9	
564	但馬豊岡市市	たじまとよおかしし	1	
565	たじま豊里市	たじまとよさとし	1	
	但馬中市	たじまなかし	1	
567	但馬日本海市	たじまにほんかいし	1	
568	たじまの国市	たじまのくにし	1	
569	但馬の国市	たじまのくにし	2	
570	但馬の郷市	たじまのさとし	1	
571	たじまの市	たじまのし	1	
572	但馬美市	たじまはるし	1	
573	たじま東市	たじまひがしし	1	
574	但馬東市	たじまひがしし	2	
575	但馬飛翔市	たじまひしょうし	1	
576	但馬日高市	たじまひだかし	1	
577	但馬ひぼこ市	たじまひぼ こし	2	
578	但馬富士市	たじまふじし	1	
579	但馬府中市	たじまふちゅうし	1	
580	但馬豊洲市	たじまほうしゅうし	1	
581	但馬豊城日の出市	たじまほうじょうひのでし	1	
582	但馬北但市	たじまほくたんし	2	
583	但馬まるやま市	たじままるやまし	1	
	但馬円山市	たじままるやまし	2	
	たじま緑市	たじまみどりし	1	
	たじま森市	たじまもりし	1	
	但馬もり市	たじまもりし	1	
	但馬守市	たじまもりし	1	
	田道間守市	たじまもりし	1	
	たじまゆきんこ市	たじまゆきんこし	1	
	但馬豊市	たじまゆたかし	2	
	たじま湯の香市	たじまゆのかし	1	
	但馬ランド市	たじまらんどし	1	
	但馬りく市	たじまりくし	1	
	たじまる市	たじまるし	1	
	但円市	たじまるし	1	
	但丸市	たじまるし	1	
	但馬連合市	たじまれんごうし	1	
599	但馬六郷市	たじまろくきょうし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	但馬六郷市	たじまろくごうし	1	
	但馬六市	たじまろくし	1	
	但馬六都市	たじまろくとし	1	
	但馬ん市	たじまんし	1	
	たちばな市	たちばなし	1	
	橘市	たちばなし	3	
	タヂマ市	たぢまし	1	
	田鶴市	たづるし	2	
	蓼川市	たでがわし	2	
609	蓼平市	たでひらし	1	
610	棚地市	たなちし	2	
611	たに市	たにし	1	
612	但野市	たのし	1	
613	田畑市	たばたし	1	
614	旅行市	たびゆきし	1	
615	田山市	たやまし	1	
	但央市	たんおうし	1	
617	但輝市	たんきし	1	
618	但牛市	たんぎゅうし	1	
619	但交市	たんこうし	1	
620	但光市	たんこうし	1	
621	但崎市	たんざきし	1	
622	但州市	たんしゅうし	3	
623	但上市	たんじょうし	1	
624	但城市	たんじょうし	3	
625	但宝市	たんたからし	1	
626	但町市	たんちょうし	1	
627	但出日竹城豊市	たんでひだけきのとし	1	
628	但東市	たんとうし	18	
	但湯市	たんとうし	1	
	たんとう町市	たんとうちょうし	1	
	但都市	たんとし	2	
	但府市	たんぷし	1	
	但豊市	たんほうし	1	
	但豊城市	たんほうじょうし	1	
	但北市	たんほくし	2	
	但明市	たんめいし	1	
	但緑市	たんりょくし	1	
	地海市	ちかいし	1	
	竹岡市	ち 〈おかし	1	
	知州葉市	ちすばし	1	
	中央市	<u>ちゅうおうし</u>	1	
	中央但馬市	<u>ちゅうおうたじまし</u>	2	
	ちゅうりっぷ市	ちゅうりっぷし	1	
	超市	ちょうし	1	
	月島市	つきしまし	1	
	つばさ市	つばさし	1	
	翼市 翌名吉	つばさし	3	
	類多市	つばたし		
649	鶴里市	つるさとし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	鶴見市	つるみし	1	
	鶴美市	つるみし	1	
	鶴山市	つるやまし	1	
	出合市	であいし	1	
	出城豊竹但日市	でしろとよたけたんびし	1	
	天市	てんし	1	
	伝統市	でんとうし	1	
	天都市	てんとし	1	
	転入市	てんにゅうし	1	
	東岡市	とうおかし	1	
	豊城竹日出但市	とうきたけひでたし	1	
	豊五市	とうごし	1	
	同人市	どうじんし	1	
	東但市	とうたんし	1	
	東町市	とうちょうし	1	
	統鸛市	とうちょうし	1	
	湯豊市	とうほうし	1	
667	東北市	とうほくし	1	
668	投馬市	とうまし	1	
669	都栄市	とえいし	1	
670	豊城市	とおじょし	1	
671	ときい市	ときいし	1	
672	ときたひいた市	ときたひいたし	2	
673	時田日市	ときたひし	1	
674	豊城出市	ときでし	1	
675	時の郷市	ときのさとし	1	
676	豊城市	ときのし	1	
677	豊城出市	ときはなし	1	
678	とたしんぎ市	とたしんぎし	1	
679	トトロ市	ととろし	1	
680	トマト市	とまとし	1	
681	豊城竹日出但市	とみしろたけにちでたんし	1	
682	友枝市	ともえだし	1	
683	とも市	ともし	1	
	ともだち市	ともだちし	1	
685	豊合市	とよあいし	1	
	とようか市	とようかし	3	
	豊永市	とよえいし	1	
	豊岡出但市	とよおかいずたんし	1	
	豊岡北市	とよおかきたし	1	
	豊岡城崎市	とよおかきのさきし	2	
	豊岡京市	とよおかきょうし	1	
	豊岡こうのとり市	とよおかこうのとりし	2	
	豊岡コウノトリ市	とよおかこうのとりし	1	
	豊岡五市	とよおかごし	2	
	とよおか市	とよおかし	71	
	とよ岡市	とよおかし	1	
	トヨオカ市	とよおかし	2	
	豊岡市	とよおかし	755	
699	豊丘市	とよおかし	2	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	豊岡市コウノトリ市	とよおかしこうのとりし	1	
	豊岡市市	とよおかしし	9	
	豊岡新市	とよおかしんし	1	
	豊岡但馬市	とよおかたじまし	1	
	とよおかでらっくす市	とよおかでらっくすし	1	
	豊岡ゆきのさと市	とよおかゆきのさとし	1	
	豊岡連合市	とよおかれんごうし	2	
	とよかか市	とよかかし	1	
	豊風市	とよかぜし	2	
709	豊河市	とよかわし	1	
710	豊城市	とよきし	1	
711	豊城竹市	とよきたけし	1	
712	豊北市	とよきたし	1	
713	とよきたひでたん市	とよきたひでたんし	1	
714	豊城出市	とよきでし	2	
715	豊城市	とよきのし	1	
716	豊城竹日出但市	とよきのたけひでたんし	1	
717	豊城竹日出但市	とよきのたけびでたんし	1	
718	豊國市	とよくにし	1	
719	豊五市	とよごし	2	
720	豊咲市	とよさきし	1	
721	豊崎市	とよさきし	43	
722	豊﨑市	とよさきし	1	
723	豊崎竹高出東市	とよさきたけたかでとうし	1	
724	豊崎野日石東市	とよさきのひだずしとうし	1	
725	豊崎日野石市	とよさきひのせきし	1	
	豊崎日野出東市	とよざきひのでひがしし	1	
	豊幸市	とよさちし	1	
	とよさと市	とよさとし	1	
	豊郷市	とよさとし	3	
	豊里市	とよさとし	8	
	豊里市	とよざとし	1	
	豊市	とよし	1	
	豊自市	とよじし	1	
	豊城竹日出但市	とよじょうたけひでたんし	1	
	豊城竹日出但市	とよじょうちくひいたんし	1	
	豊城日の出市	とよじょうひのでし	1.4	
	豊城市 豊城市市	<u>とよしろし</u>	14	
	<u>豊城市市</u> 豊城竹日出但市	とよしろしし	1 1	
	<u> </u>	<u>とよしろたけびいでたんし</u> とよそらし	1	
	<u> </u>	とよたかし	1	
	豆高巾 豊高市	とよだかし	1	
	豆向巾 豊竹市	とよたけし	3	
	豊竹市	とよだけし	1	
	豊但出市	とよたんいずし	1	
	豊但市	とよたんし	6	
	豊富市	とよとみし	1	
	豊島市	とよとりし	1	
	豊鳥市	とよどりし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	豊根市	とよねし	1	5
	とよのおか市	とよのおかし	1	
	豊野駕市	とよのかし	1	
-	豊の郷市	とよのさとし	1	
	豊の里市	とよのさとし	1	
		とよのし	2	
756	豊野城市	とよのしろし	1	
757	豊柱市	とよばしし	1	
758	豊花市	とよはなし	2	
759	豊美市	とよびし	1	
760	豊日出市	とよひでし	1	
761	豊町市	とよまちし	2	
762	豊円市	とよまるし	2	
763	豊美川市	とよみかわし	1	
764	豊海市	とよみし	1	
765	豊美市	とよみし	1	
766	豊水市	とよみずし	2	
767	豊六市	とよむつし	1	
768	豊野日市	とよやひし	1	
769	豊山市	とよやまし	3	
	豊りく市	とよりくし	1	
	鳥蟹市	とりかにし	1	
	鳥市	とりし	1	
	鳥野郷市	とりのさとし	1	
	戸露奻市	<u>とろぬし</u>	1	
	叶露火加留腐留鵜鶴田市	とろぴかるふるうつだし	1	
	直己市	なおみし	2	
	仲愛市	なかあいし	1	
	仲高市	なかだかし	1	
	中但馬市	なかたじまし	3	
	仲町市	なかちょうし	1	
	仲頼市 たかのま	なかともし	1	
	なかの市 仲間市	<u>なかのし</u> なかまし	1	
	<u> </u>	なかよし	2	
	<u> </u>	なかよし	4	
	なかよし市	なかよしし	6	
	仲良し市	なかよしし	2	
	なかよしふるさと市	なかよしふるさとし	1	
	なぎさ市	なぎさし	1	
	なごみ市	なごみし	2	
	和市	なごみし	1	
	和里市	なごりし	1	
	七色市	なないろし	1	
	なのはな市	なのはなし	1	
795	新但市	にいたんし	1	
796	にこにこ市	にこにこし	1	
797	西軽井沢市	にしかるいさわし	1	
798	西京都市	にしきょうとし	1	
799	虹市	にじし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	虹城市	にじしろし	1	
801	西但馬市	にしたじまし	1	
	日但市	にったんし	1	
h 1	日本市	にっぽんし	1	
	日本ふるさと市	にっぽんふるさとし	1	
	仁忍賀市	ににんがし	1	
—	日本海市	にほんかいし	4	
807	日本市	にほんし	1	
	ニュー豊岡市	にゅーとよおかし	2	
	ノース丘庫市	の一すひょうごし	2	
810	ノーダウト市	の一だうとし	1	
811	のじぎく市	のじぎくし	1	
	のぞみ市	のぞみし	2	
	のどか市	のどかし	1	
	白都市	はくとし	2	
	白豊市	はくほうし	1	
	はぐるま市	はぐるまし	1	
	羽間市	はざまし	1	
	花右京市	はなうきょうし	1	
819	花咲市	はなさきし	4	
820	花園市	はなぞのし	1	
821	花但馬市	はなたじまし	1	
822	花畑市	はなばたし	1	
823	花火市	はなびし	1	
824	花都市	はなみやこし	1	
825	花柳市	はなやなぎし	1	
826	花山市	はなやまし	1	
827	はばたき市	はばたきし	2	
828	はばたけこうのとり市	はばたけこうのとりし	1	
829	浜津市	はまつし	1	
830	播磨市	はりまし	1	
831	陽郷市	はるさとし	1	
832	春侍穏市	はるじおんし	1	
833	春野市	はるのし	1	
834	阪神タイガース市	はんしんたいがーすし	1	
835	ひあた市	ひあたし	1	
836	ひうし市	ひうしし	1	
837	美化市	びかし	1	
838	ひがし但馬市	ひがしたじまし	1	
839	東たじま市	ひがしたじまし	7	
840	東但馬市	ひがしたじまし	33	
841	ピカピカ市	ぴかぴかし	1	
842	光岡市	ひかりおかし	1	
- 1	ひかり市	ひかりし	3	
844	ピカリ市	ぴかりし	1	
845	美郷市	びきょうし	1	
	飛翔市	ひしょうし	2	
	飛翔但馬市	ひしょうたじまし	1	
	美清市	びせいし	1	
849	ひだいとよ市	ひだいとよし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	ひだか市	ひだかし	9	
	ヒダカ市	ひだかし	1	
	火高市	ひだかし	1	
	美但市	びたんし	1	
	日出豊崎但竹市	ひでとよさきたんたけし	1	
	ひときたい市	ひときたいし	1	
	日豊市	ひとよし	1	
857	ひので市	ひのでし	1	
858	日の出市	ひのでし	3	
859	日出市	ひのでし	1	
860	日野出市	ひのでし	2	
861	日の出豊市	ひのでゆたかし	1	
862	日野山市	ひのやまし	1	
863	陽浜市	ひはまし	1	
864	飛舞市	ひぶし	1	
865	ひぼこ市	ひぼこし	38	
866	天日槍市	ひぼこし	1	
867	日槍市	ひぼこし	13	
868	日矛市	ひぼこし	1	
869	ひまわり市	ひまわりし	1	
870	日槍市	ひやりし	1	
871	日豊市	ひゆたかし	1	
872	兵北市	ひょうきたし	1	
873	ひょうご北市市	ひょうごきたいちし	1	
874	ひょうご北市	ひょうごきたし	1	
875	兵庫北市	ひょうごきたし	4	
	兵庫県ゆとり市	ひょうごけんゆとりし	1	
	兵庫こうのとり市	ひょうごこうのとりし	1	
	兵庫市	ひょうごし	7	
	兵庫北但市	ひょうごほくたんし	1	
	兵たじま市	ひょうたじまし	1	
	兵但馬市	ひょうたじまし	1	
	兵但市	ひょうたんし	3	
	兵豊岡市	ひょうとよおかし	1	
	兵北市	ひょうほくし	8	
	兵北市 5世 日本 10世 10世 日本 10	ひょうぼくし	1	
	兵北但東部市	ひょうほくたんとうぶし	1	
	兵北市 日和山市	ひよほくし	1	
	<u>日和山市</u> 広杉田市	<u>ひよりやまし</u> ひろすぎだし	1	
	広田市	ひろたし	1	
	<u>瓜田巾</u> 風雅市	ふうがし	1	
	福寿市	ふくじゅし	1	
	福玉市	ふくたまし	1	
	福見市	ふくみし	1	
	ふるさと市	ふるさとし	6	
	ふる里市	ふるさとし	1	
	ぷるるん市	ぶるるんし	1	
	ふれあい市	ふれあいし	4	
	ふれ愛市	ふれあいし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	フレアイ豊岡市	ふれあいとよおかし	1	
	文化交流市	ぶんかこうりゅうし	1	
	米花市	べいかし	1	
h -	へいしぜん市	へいしぜんし	1	
h -	平成市	へいせいし	1	
	平成豊市	へいせいとよし	1	
906	兵但市	へいたんし	1	
907	平和鳥市	へいとちょうし	1	
	兵北市	へいほくし	1	
909	平和市	へいわし	7	
910	平和の市	へいわのし	1	
911	兵庫市	へうごし	1	
912	弁議市	べんぎし	1	
913	べんきょう市	べんきょうし	1	
	豊円市	ほうえんし	1	
	豊郷市	ほうきょうし	1	
	豊郷市	ほうごうし	2	
917	豊国市	ほうこくし	1	
918	ほうご市	ほうごし	1	
919	豊集市	ほうしゅうし	1	
920	豊城市	ほうじょうし	17	
921	豊城石市	ほうじょうせきし	2	
922	豊城竹日出但市	ほうじょうちくにちしゅったんし	1	
923	豊城竹日出但市	ほうじょうちくひでたんし	1	
924	豊心市	ほうしんし	1	
925	豊成市	ほうせいし	1	
926	豊石崎市	ほうせきざきし	1	
927	豊泉市	ほうせんし	2	
928	豊大市	ほうだいし	1	
929	豊高竹城但出市	ほうだかたけじょうたんいずし	1	
930	豊但市	ほうたんし	1	
931	豊湯市	ほうとうし	1	
932	豊南市	ほうなんし	1	
933	豊日出市	ほうひいずし	1	
	豊美市	ほうびし	1	
	豊夢市	ほうむし	1	
	豊楽市	ほうらくし	1	
	豊陵市	ほうりょうし	3	
	豊緑市	ほうりょくし	1	
	ほがらか市	ほがらかし	1	
	北栄市	ほくえいし	1	
	北島市	ほくじまし	1	
	北新市	ほくしんし	1	
	北但馬市	ほくたじまし	1	
	北但合併市	ほくたんがっぺいし	1	
	北但城崎市	ほくたんきのさきし	1	
	北但こうのとり市	ほくたんこうのとりし	3	
	北但コウノトリ市	ほくたんこうのとりし	2	
	北但伍市	ほくたんごし	1	
949	ほくたんさんいん市	ほくたんさんいんし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	ほくたん市	ほくたんし	13	
	北たん市	ほくたんし	1	
	北但市	ほくたんし	263	
	北担市	ほくたんし	2	
	北但市市	ほくたんしし	2	
	北但市町市	ほくたんしちょうし	1	
	北但新市	ほくたんしんし	1	
957	北但石市	ほくたんせきし	2	
	北但但馬市	ほくたんたじまし	1	
959	北但鳥町市	ほくたんちょうちょうし	1	
960	北但都市	ほくたんとし	1	
961	北但豊岡市	ほくたんとよおかし	1	
	北但円山川市	ほくたんまるやまがわし	1	
963	北但円山市	ほくたんまるやまし	2	
964	北但六国市	ほくたんむっこくし	1	
965	北但連合市	ほくたんれんごうし	1	
966	北但連そう市	ほくたんれんそうし	1	
967	北但6市	ほくたんろくし	1	
968	北但六市	ほくたんろくし	3	
969	北都市	ほくとし	13	
970	北人台市	ほくとだいし	1	
971	北部市	ほくぶし	3	
972	北葉市	ほくようし	1	
973	北陽市	ほくようし	4	
974	北和市	ほくわし	1	
975	ポケモン市	ぽけもんし	1	
976	北但市	ほたんし	1	
977	盆但市	ぼたんし	1	
978	北但市	ほったんし	1	
979	正市	まさし	1	
980	町市市	まちいちし	1	
981	松葉蟹市	まつばかにし	1	
982	松葉市	まつばし	2	
983	まどか市	まどかし	1	
	まほろば市	まほろばし	1	
	円市	まるし	1	
	円山川市	まるやまかわし	1	
	まるやまがわ市	まるやまがわし	1	
	まるやま川市	まるやまがわし	1	
	まる山川市	まるやまがわし	1	
	円山川市	まるやまがわし	38	
	円山こうのとり市	まるやまこうのとりし	1	
	まるやま市	まるやまし	10	
	まる山市	まるやまし	2	
	円山市	まるやまし	160	
	丸山市	まるやまし	2	
	円山日の出市	まるやまひのでし	1	
	円山六市 	まるやまろくし	1	
	三方市	みかたし	1	
999	美川山市	みかわやまし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	美空市	みくうし	1	
	未咲市	みさきし	2	
	美郷市	みさとし	2	
1003	美里市	みさとし	2	
	三色市	みしきし	1	
	水神市	みずがみし	1	
	美出城市	みずきし	1	
1007	水市	みずし	1	
1008	水穂市	みずほし	10	
1009	水緑市	みずみどりし	1	
1010	海颯市	みそうし	1	
1011	美空市	みそらし	2	
1012	見手山市	みてやまし	1	
1013	緑色山市	みどりいろやまし	1	
	緑が岡市	みどりがおかし	1	
	緑が丘市	みどりがおかし	1	
1016	緑川市	みどりかわし	1	
1017	みどり市	みどりし	15	
1018	美鳥市	みどりし	2	
1019	美土里市	みどりし	1	
1020	美緑市	みどりし	1	
1021	碧市	みどりし	1	
1022	緑市	みどりし	9	
1023	緑大地市	みどりだいちし	1	
1024	緑山市	みどりやまし	3	
1025	緑豊か市	みどりゆたかし	1	
1026	みなと市	みなとし	1	
1027	美奈斗市	みなとし	1	
	娚ノ街市	みなのまちし	2	
	皆美市	みなみし	1	
	南たじま市	みなみたじまし	1	
	水華市	みのはなし	1	
	みのり市	みのりし	1	
	三開市	みひらきし	1	
1034		みやこし	1	
	京但馬市	みやこたじまし	1	
	都但市	みやたんし	1	
	宮塚市	みやつかし	1	
	みやび市	みやびし	1	
	海山市	みやまし	1	
	美山市	みやまし	1	
	ミュウツー市	みゅうつーし	1	
	美夢市	みゆし	1	
	みらい市	みらいし	1.6	
	未来市	みらいし	16	
	美緑市	みりょくし	2	
	美れい市	みれいし	1	
	美六市	みろくし	1	
	みんなであそぼう市	みんなであそぼうし	1	
1049	みんななかよ市	みんななかよし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	六城石市	むきのしし	1	
	六悟市	むごし	1	
	六但市	むたんし	1	
	六国市	むつくにし	1	
	六田市	むつだし	1	
	六の色市	むつのいろし	1	
	むつみ市	むつみし	1	
	六都美市	むつみし	1	
	六美市	むつみし	1	
	六緑市	むっりょくし	1	
	六和生市	むつわきし	1	
	陸和市	むつわし	1	
	六ツ和市	むつわし	1	
	六和市	むつわし	3	
	六豊市	むとよし	1	
	水上市	むながいし	1	
	明空市	めいくうし	1	
	名光市	めいこうし	1	
	明但市	めいたんし	1	
	恵満市	めぐみし	1	
1070		めし	1	
	メトロポリス北但市	めとろぽりすほくたんし	1	
	もえぎ市	もえぎし	1	
	モコモコ市	もこもこし	1	
	もっとひらけて良市	もっとひらけてよし	1	
1075		もとし	1	
	もりがわ市	もりがわし	1	
1077		もりし	1	
	森中市	もりなかし	1	
	盛山市	もりやまし	1	
1080	八素市	やすし	1	
1081	やすらぎ市	やすらぎし	2	
1082	安良木市	やすらぎし	1	
1083	柳行李市	やなぎこうりし	2	
	やなぎ市	やなぎし	1	
1085		やなぎし	7	
1086	山岡市	やまおかし	2	
1087	山上市	やまかみし	1	
1088	山川市	やまかわし	1	
1089	山川市	やまがわし	1	
1090	山川豊市	やまかわゆたかし	1	
1091	山崎市	やまさきし	1	
1092	山里市	やまざとし	1	
1093	山名市	やまなし	5	
1094	山野市	やまのし	1	
1095	山狭間市	やまはざまし	1	
1096	やまびこ市	やまびこし	2	
1097	山呼市	やまびこし	1	
1098	山森市	やまもりし	2	
1099	ヤマヤ市	やまやし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
—	湯出泉市	ゆいずみし	1	
	有希市	ゆうきし	1	
-	·····································	ゆうすいし	1	
1103	友但市	ゆうたんし	1	
	勇舞市	ゆうまいし	1	
	優歌里市	ゆかさとし	1	
1106	湯河里市	ゆかりし	1	
1107	雪温海市	ゆきおみし	1	
1108	雪国市	ゆきぐにし	1	
1109	湯鴻市	ゆこうし	1	
1110	湯島市	ゆしまし	1	
1111	豊ヶ岡市	ゆたかがおかし	1	
1112	豊環境市	ゆたかかんきょうし	1	
1113	ゆたか市	ゆたかし	18	
	豊か市	ゆたかし	2	
	豊加市	ゆたかし	1	
1116	豊花市	ゆたかし	2	
1117	豊市	ゆたかし	28	
1118	豊心市	ゆたかしんし	1	
1119	豊竹市	ゆたちくし	1	
1120	豊場市	ゆたばし	1	
1121	豊美市	ゆたびし	1	
1122	湯鴻市	ゆといし	1	
1123	ゆとり市	ゆとりし	1	
1124	湯鴻市	ゆとりし	7	
1125	ゆとろぎ市	ゆとろぎし	1	
1126	湯の国市	ゆのくにし	1	
1127	湯の里市	ゆのさとし	3	
	湯ノ市	ゆのし	1	
	湯の花市	ゆのはなし	1	
	優夢笑市	ゆむえし	1	
	夢現市	ゆめうつつし	1	
	ゆめおか市	ゆめおかし	1	
	夢ヶ丘市	ゆめがおかし	1	
	夢楽都市	ゆめがくとし	1	
	ゆめかけ市	ゆめかけし	1	
	夢咲市	ゆめさきし	1	
	夢里市	ゆめさとし	1	
	ゆめ市 サー	ゆめし	1	
1139		ゆめし	2	
	ゆめたじま市 # 4 以 カナ	ゆめたじまし	1	
	夢たじま市	ゆめたじまし	1	
	夢但馬市	ゆめたじまし	22	
	夢豊市	ゆめとよし	1	
	夢ノ川市	ゆめのがわし	1	
	夢ノ町市	ゆめのまちし	1	
	かめみ市	ゆめみし	2	
	夢見市 ほれま	ゆめみし	1	
	緑水市	よくすいし	1	
1149	よさこい市	よさこいし	1	

番号	応募名称	名称かな	件数	備考
	よみがえり市	よみがえりし	1	
	らいず市	らいずし	1	
1152	未夢市	らいむし	1	
	楽円市	らくえんし	1	
	六郷市	りくごうし	1	
	理玖市	りくし	1	
	りさおぐっじょぶやまぐちわ一市	りさおぐっじょぶやまぐちわーし	1	
	リゾート市	りぞうとし	1	
1158	理想都市	りぞーとし	1	
1159	大華市	りっかし	1	
1160	リニューアル但馬市	りにゅーあるたじまし	1	
1161	柳泉市	りゅういずみし	1	
1162	柳薫市	りゅうかし	10	
1163	柳湯市	りゅうとうし	10	
1164	りょうじ市	りょうじし	1	
1165	緑光市	りょくこうし	1	
1166	緑水市	りょくすいし	1	
1167	緑豊市	りょくとうし	1	
1168	緑豊野市	りょくとよのし	1	
1169	緑楽市	りょくらくし	1	
1170	季柳市	りりゅううし	1	
1171	羚市	れいし	1	
1172	礼竜市	れいりゅうし	1	
1173	れん花市	れんかし	1	
1174	連合市	れんごうし	1	
1175	六岡市	ろくおかし	1	
	六郷市	ろくごうし	2	
1177	六合市	ろくごうし	2	
1178		ろくし	3	
	六小市	ろくしょうし	1	
	六大市	ろくだいし	1	
	六たん市	ろくたんし	1	
	六但市	ろくたんし	2	
	六町市	ろくちょうし	1	
	六馬市	ろくばし	1	
	六北但市	ろくほくたんし	1	
	六名市	3 (めいし	1	
	<u> </u>	ろくめぐし	1	
	<u>六輪市</u>	ろくりんし	1	
	ロケット市	ろけっとし	1	
	六花市 	ろっかし	2	
	六国市 	ろっこくし マープン	1	
	六方市	ろっぽうし ステム デスト	3	
	ろてんぶろ市	ろてんぶろし スキノた!!*!	1	
	ロマン但馬市 ************************************	ろまんたじまし	1	
	若葉市 わたがま	わかばし	3	
	わたが市	わたがし	1	
	和知市	わだし	1	
	和統市	わとうし	2	
1199	和平市	わへいし	1	

第 7 回北 但合併協議会

追 加 資 料

.協議第29号

新市建設計画を策定する方針について

新市建設計画を策定する方針について協議する。

平成15年7月23日提出

北但合併協議会 会長 豊岡市長 中 貝 宗 治

新市建設計画を策定する方針について

豊岡市並びに城崎郡城崎町、竹野町及び日高町並びに出石郡出石町及び但東町が合併する場合の新市建設計画の策定については、新市まちづくり検討小委員会へ付託する。

継続審議

平成15年 月 日確認